

富士山周辺景観形成保全行動計画

～富士山周辺を魅力ある地域にしていくために～



平成25年3月
静岡県

目 次

はじめに

行動計画策定の背景と目的	1
行動計画の位置付け	2
行動計画の対象地域	3

第一部 景観形成の方針

1 富士山周辺地域の景観の捉え方と景観形成の指針	4
1-1 富士山周辺地域における景観形成の基本的な考え方	4
1-2 富士山周辺地域における景観形成の指針	9
2 富士山周辺地域の景観形成の方針	10
2-1 富士山周辺地域の広域的景観特性の分類	10
2-2 景観の骨格をなす要素の景観形成方針	11
2-3 眺望景観の特性に基づく地域別の景観形成方針	26

第二部 行動計画

1 共通施策 (富士山周辺地域全体での施策)	47
1-1 地域全体で取り組む景観形成	47
2 重点箇所での施策	62
2-1 重点箇所の行動計画を示す意義	62
2-2 重点箇所の抽出	63
2-3 景観の核をつくる要素	66
2-4 景観の軸をつくる要素	80

おわりに

実現に向けた仕組みづくり	87
--------------	----

はじめに

行動計画策定の背景と目的

富士山は、その高さや均整のとれた美しい容姿等により、古来より日本人にとって畏れや敬い、憧れ、信仰の対象となり、絵画、文学、詩歌等、芸術の題材として広く親しまれてきました。時代が移り変わり周囲の景観が大きく様変わりしても、その雄大な姿は変わることなく、そこにあり続け、今なお多くの人々を魅了する日本の美意識の原点、また日本を代表する風景となっています。

しかし近年、富士山麓に広がるまちの発展は目覚しく、そうした発展を象徴する大規模な建築物や電線・電柱、屋外広告物等の林立が、富士山への眺望を遮るような状態になっています。

こうした中、国、県及び市町は、富士山の世界文化遺産登録に向けた取組を推進しています。このため、静岡県では、これを契機に、富士山の周辺地域の景観を一層魅力あるものにしていくために、富士山の周辺地域における景観形成の方針を示すとともに、県、市町、地域住民・事業者等の景観形成に対する役割と具体的な取組を示した行動計画を策定することにしました。



田貫湖の湖面に映る富士山「逆さ富士」(富士宮市)

行動計画の位置付け

本行動計画は、富士山の周辺地域において、統一的な景観の形成を進めていくための方針等を示すものであることから、市町の境を越えた広域的な内容となるものです。

このため、本行動計画は、「新しい静岡県総合計画『富国有徳の理想郷“ふじのくに”のグランドデザイン』（平成 23 年 2 月、静岡県）」及び「新静岡県景観形成ガイドプラン（平成 18 年 3 月、静岡県）」等の既定計画を踏まえて策定しています。

また、関係する市町において、景観法に基づく景観計画やその他景観関連の各種計画等を策定する際や景観形成に関する取組を実施する際には、本行動計画に留意することが望まれます。

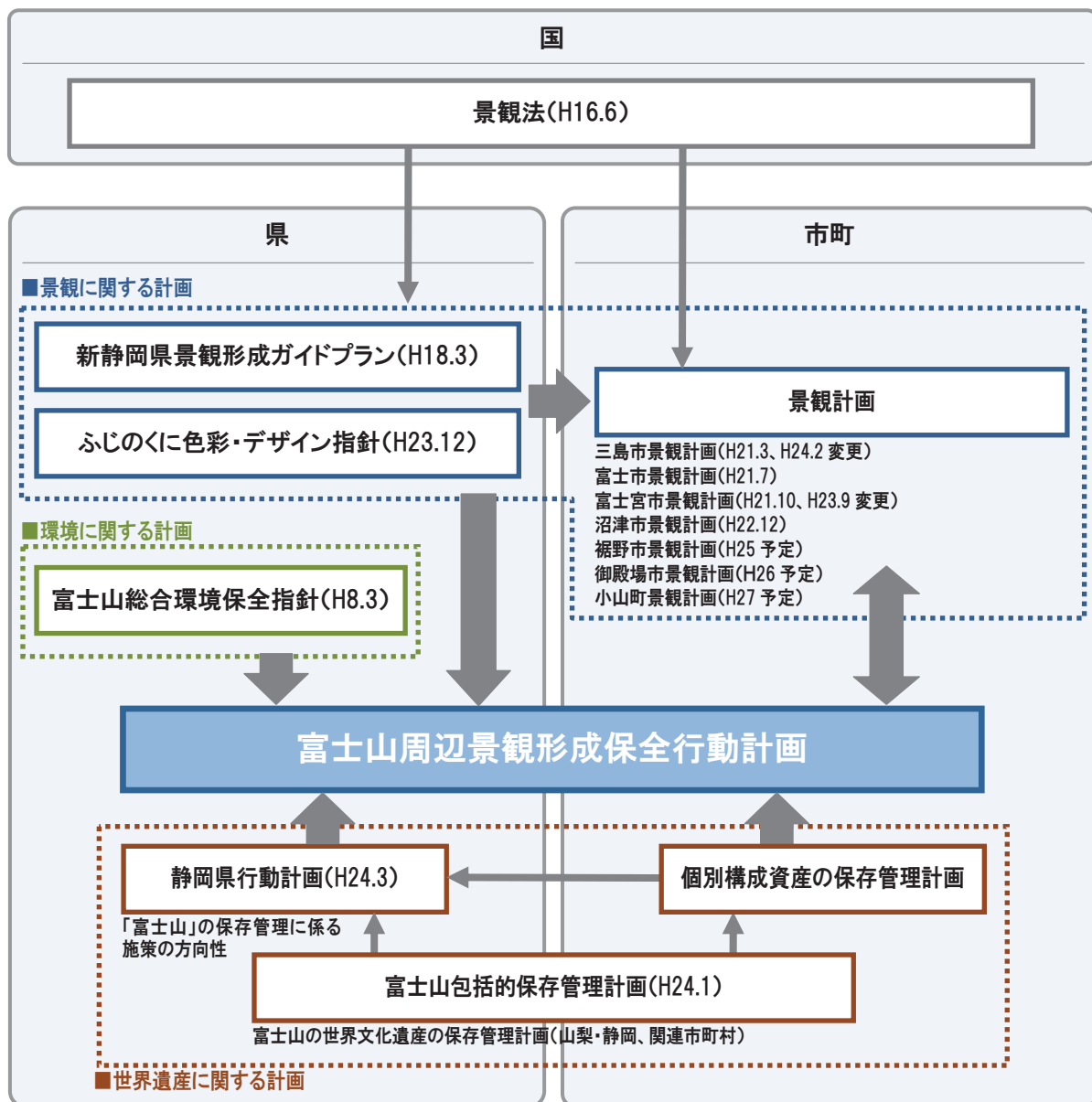


図 富士山周辺景観形成保全行動計画の位置付け

行動計画の対象地域

本行動計画は、富士山麓に位置する静岡県内 6 市 3 町（沼津市、三島市、富士宮市、富士市、御殿場市、裾野市、清水町、長泉町、小山町）を対象地域とします。（以下「富士山周辺地域」という。）

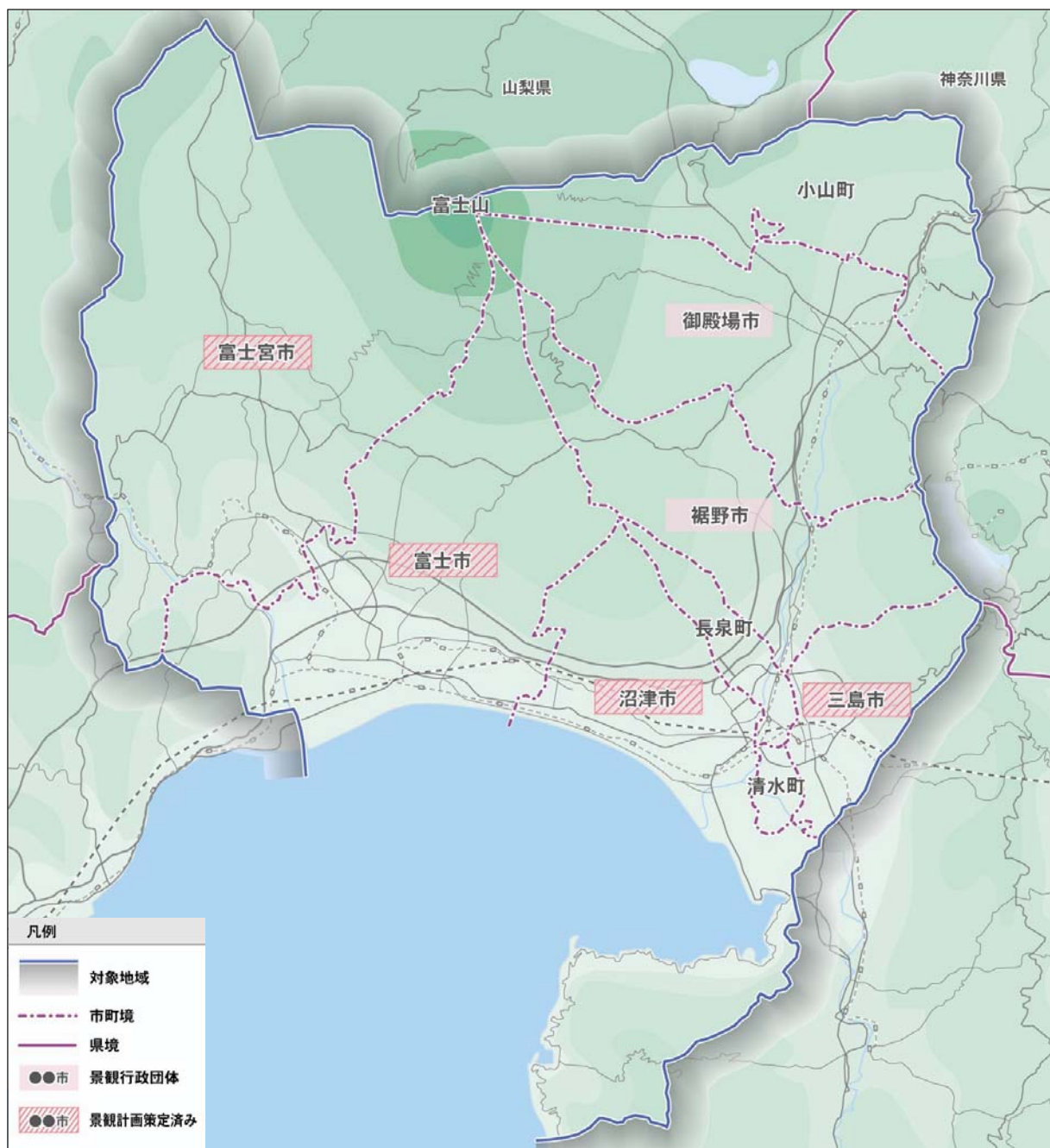


図 計画の対象地域(富士山周辺地域)

第一部 景観形成の方針

1 富士山周辺地域の景観の捉え方と景観形成の指針

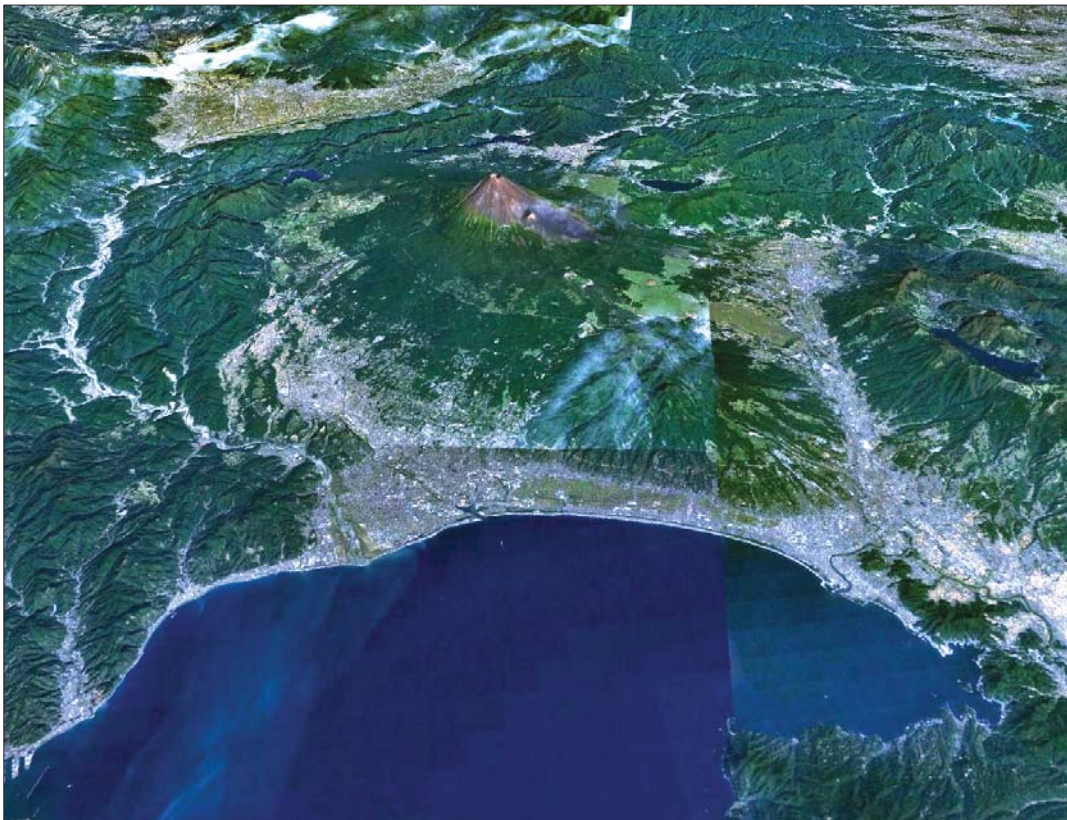
1-1 富士山周辺地域における景観形成の基本的な考え方

(1) 静岡県全域の景観形成の目標と指針（新静岡県景観形成ガイドプラン(平成18年3月)より）

静岡県は、県全域を対象とした景観形成の方針等を定めるため「新静岡県景観形成ガイドプラン」を策定しています。

この中で、本県は富士山をはじめとした優れた景観資源を擁していることを踏まえ、県内外の人々に対して本県の景観イメージを高めていくため、県土の景観形成に係る目標を「あおぐ富士 あふれる緑 あおい海 次世代に残す しずおかの景」として掲げています。また、本県の主要な広域景観であり、静岡を印象付ける地域を「しずおか景観形成重要地域」に位置付けて、景観形成方策を総合的かつ重点的に推進しています。富士山周辺地域は、しずおか景観形成重要地域の「富士山地域」として、景観形成の目標や指針が示されています。

本行動計画は、このガイドプランに示された景観形成の目標や指針を踏まえつつ、富士山を視対象とした際の景観の捉え方を整理した上で、景観形成の取組方針を示します。



「新静岡県景観形成ガイドプラン（平成18年3月）」より

「富士山地域」の目標と指針

【目標】

富士山を活かしたシーニックエリア※(風景の優れた地域)の形成

【共通指針】

- 「富士山総合環境保全指針」に基づき、景観形成、地形や植物の保全、文化の創造などに係る方策を推進する。
- 「富士山包括的保存管理計画」に基づき、良好な景観の保存・管理を推進する。

【指針】

①富士山の眺望の保全・活用



- 美しい地形の保全
- 市街地などからの良好な景観の確保
- 眺望を活かした良好な道路景観の形成

②富士山山体の森林景観などの保全



- 山頂、山腹部の自然景観の保全
- 人工林や草原の景観の保全

③富士山の歴史的景観の保全



- 富士山の歴史的景観の保全

④富士山の景観への意識の醸成



- 富士山の美しさのPR
- 協働による景観保全活動の推進

「新静岡県景観形成ガイドプラン（平成18年3月）」より

※シーニックエリア：Scenic（景観のよい）とArea（地域、区域）を合わせた言葉で、ここでは「風景の優れた地域」としています。

(2)富士山周辺地域における景観の捉え方

富士山は、古来より信仰の対象として崇められ、春夏秋冬や朝夕等の時間の移り変わりの中で変化する様々な姿が多くの絵画等に登場する象徴的な山です。

また、富士山を視対象とした際、まち並み景観において一般的な近景^{※1}や中景^{※2}では富士山に近づきすぎて全景を捉えることができず、全景を捉えようとするとその規模や容姿から遠景^{※3}にならざるを得ません。富士山はかなり遠くからでもその姿を見ることができることが、富士山の景観を捉えた際の大きな特徴となっています。

さらに、富士山の眺望景観には、「視対象」としての富士山と我々眺める者が立つ「視点(視点場)」との間に自然や市街地等の「視対象の手前」の要素が自ずと入り込むこととなり、これが富士山を視対象とした際の大きな特徴の一つであると言えます。



手前の放牧地との調和が美しい富士山(富士宮市)
[手前の要素: 草原、視点場: 朝霧さわやかパーキング]



駿河湾越しに見える魅力的な富士山(沼津市)
[手前の要素: 海、視点場: 健康の森]



麓の市街地と愛鷹山が重なる富士山(沼津市)
[手前の要素: 山・市街地、視点場: 香貫山]



市街地の中から見える富士山(裾野市)
[手前の要素: 市街地、視点場: 裾野市役所]

※1 近景：視対象の素材感や構成する一つひとつの要素のデザインを認識できる距離の景観。

※2 中景：樹木群における表面の凹凸や色彩、明るさ等の質感が認知できる限界の距離の景観。

※3 遠景：中景以遠の距離の景観。

(3)富士山周辺地域が取り組む景観形成の基本的な考え方

富士山への眺望景観において「風景の優れた地域」とは、視対象としての富士山が美しいだけでなく、富士山を眺望する際に自ずとその視界に入る手前の自然や市街地等の景観と、富士山を眺める者が立つ視点場周辺の景観を含めたどれもが良好な地域であることだと考えます。

このため、景観形成の目標である「富士山を活かしたシーニックエリア（風景の優れた地域）」の実現に向けて、以下に示す「景観形成に向けた取組の基本的な考え方」を踏まえて取り組んでいきます。

[景観形成に向けた取組の基本的な考え方]

“視対象”を整える

富士山山体の地形や自然植生、山腹・山麓部にある森林や草原などの自然景観の保全に取り組めます。

視対象の“手前”を整える

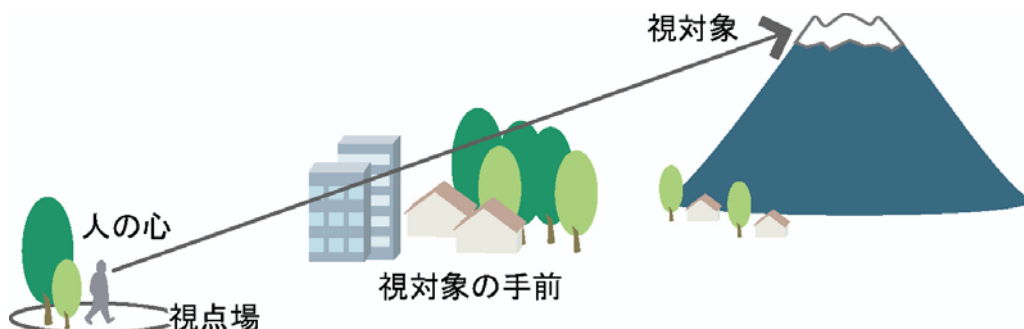
視対象である富士山と、富士山を眺める者が立つ視点（視点場）との間に広がる自然や市街地等の景観の形成に取り組めます。

“視点場”を整える

富士山を眺める者が立つ視点場において、長く足を留めておきたいと思える空間の創出に取り組めます。

“人の心”を整える

富士山への眺望景観の形成や保全を担う住民の意識の醸成に取り組めます。



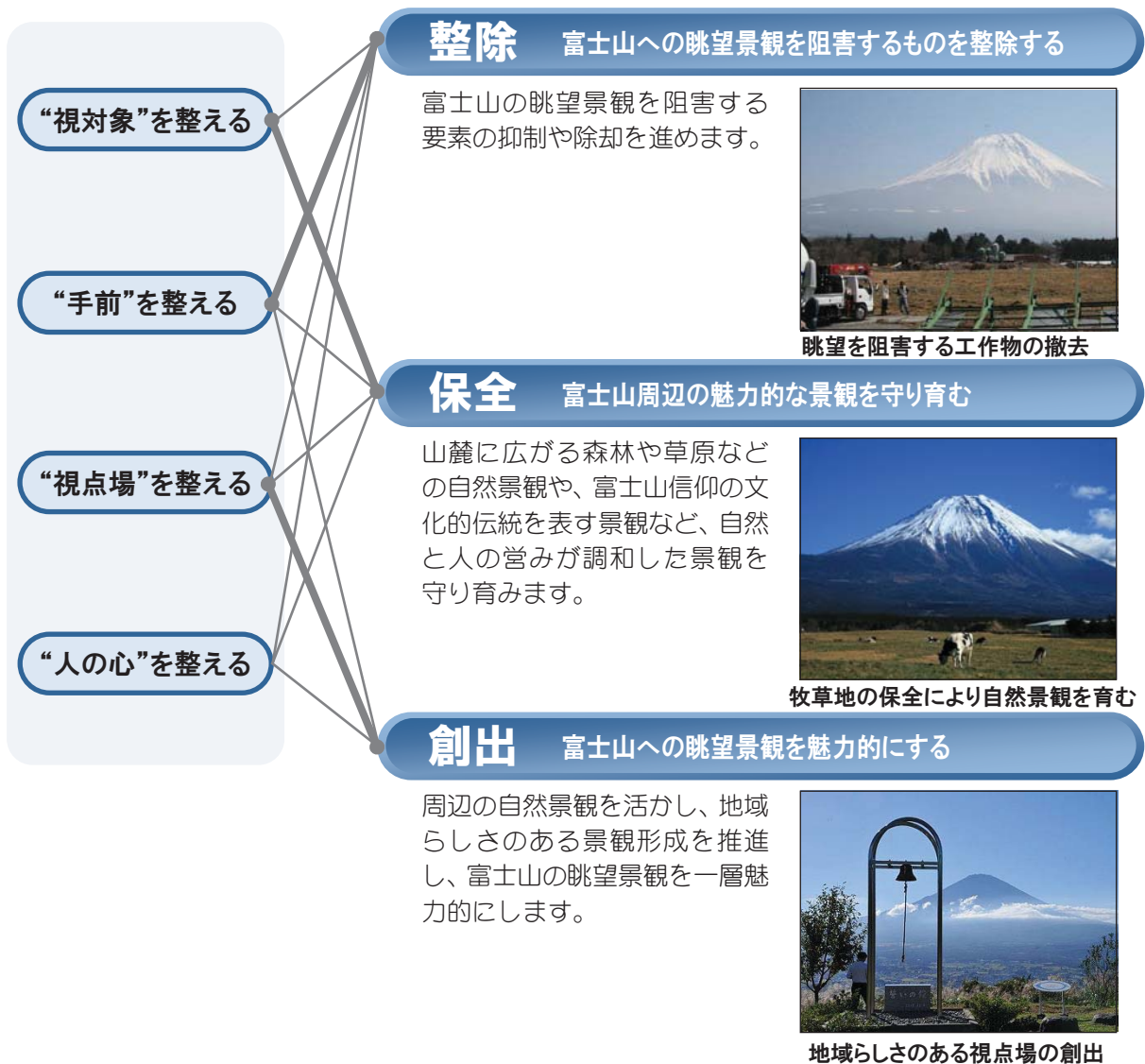


1-2 富士山周辺地域における景観形成の指針

富士山の魅力を活かしてさらに伸ばしていくためには、魅力を覆い隠したり損なったりするものを『整除』すること、また、これまでに培われてきた魅力的な景観を未来に残していくために『保全』すること、さらには、富士山の魅力をさらに引き出すために新たな景観を『創出』することの、3つの取組が必要であると考えます。

このため、富士山周辺地域における景観形成は、これらの「整除」、「保全」、「創出」の3つの観点から取り組むこととします。

景観形成の基本的な考え方



2 富士山周辺地域の景観形成の方針

2-1 富士山周辺地域の広域的景観特性の分類

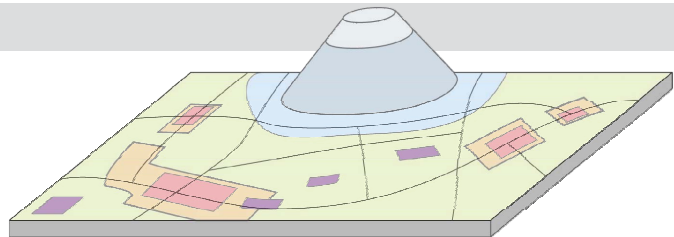
富士山周辺地域の広域的な景観形成を進めていく際には、目指す景観のイメージを分かりやすく伝えることが必要です。

ここでは、景観や都市デザイン分野で先駆的に都市のイメージを5つの要素に分類したケヴィン・リンチの考え方を参考に、富士山周辺地域の景観特性を捉える視点を「**景観の骨格をなす要素**」として整理します。さらに、富士山の見え方による景観特性を、「**眺望景観の特性に基づく地域**」として整理します。

富士山周辺地域の景観形成の方針は、「景観の骨格をなす要素」と「眺望景観の特性に基づく地域」の2つの視点から整理します。

A 景観の骨格をなす要素

対象地域において、景観形成上の骨格となっている「核(拠点)」「軸」「まとまり」に分類します。



a 核(拠点)

地域の顔となっている主要な交通拠点、構成資産候補*などによる歴史拠点や代表的な富士山眺望点を抽出します。

b 軸

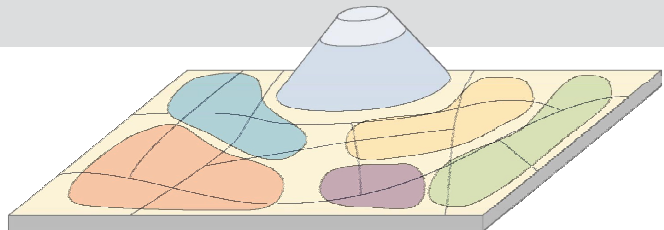
核と核をつなぐ広域的な交通網や、対象地域の主要河川、海岸線等を抽出します。

c まとまり

対象地域の土地利用に着目して、住居、商業、工業、農地・緑地、自然等、ある程度景観にまとまりがある地区に分類します。

B 眺望景観の特性に基づく地域

富士山の見え方により、対象地域进行分类します。



富士山の眺望景観の特性を、富士山からの距離、視点場の標高、周囲環境により整理し、6つの地域に分類します。

*構成資産候補：富士山世界文化遺産の構成資産候補。

2-2 景観の骨格をなす要素の景観形成方針

(1) 景観の核をつくる要素の景観形成方針

① 景観の核をつくる要素の分類と対象施設

景観の核をつくる要素は、地域の「顔」ともなる場所、また多数の観光客が訪れ、富士山を眺望する視点場と成り得る場所、さらには古より続く富士山信仰を色濃く表出し歴史的な趣を有した場所等を対象とします。

表 景観の核をつくる要素と対象施設

要素		対象施設			
鉄道駅周辺		三島駅(三島市) 吉原駅(富士市) 岩波駅(裾野市)	沼津駅(沼津市) 富士駅(富士市) 裾野駅(裾野市)	片浜駅(沼津市) 新富士駅(富士市) 富士宮駅(富士宮市)	原駅(沼津市) 御殿場駅(御殿場市) 駿河小山駅(小山町)
高速道路	IC	東名富士 IC(富士市) 東名御殿場 IC(御殿場市) 新東名御殿場 IC(仮)(御殿場市)	東名沼津 IC(沼津市) 新東名新富士 IC(富士市)	東名裾野 IC(裾野市) 新東名長泉沼津 IC(長泉町)	
	SA・PA	東名富士川 SA(富士市) 東名愛鷹 PA(沼津市)	東名足柄 SA(御殿場市・小山町) 新東名駿河湾沼津 SA(沼津市)	東名駒門 PA(御殿場市) 新東名小山 PA(仮)(小山町)	
道の駅		富士(富士市) ふじおやま(小山町)	富士川楽座[富士川 SA 併設](富士市) すばしり(小山町)	朝霧高原(富士宮市)	
公園・歴史資源 景勝地		中央公園(富士市) ふじのくに田子の浦みなと公園(富士市) 中央公園(裾野市) 大石寺(富士宮市) 三嶋大社(三島市) 興国寺城跡(沼津市) 鮎壺の滝(長泉町) 煌めきの丘(沼津市) 足柄城址・誓いの丘(小山町)	岩本山公園(富士市) 小柄沢緑地(裾野市) 天母山自然公園(富士宮市) 山中城跡(三島市) 大瀬崎(沼津市) 健康の森(沼津市) 狩野川ふれあい広場(清水町) 東山湖周辺(御殿場市)	白尾山公園(富士宮市) 明星山公園(富士宮市) 田貫湖(富士宮市) 狩宿の下馬桜(富士宮市) 長浜城跡(沼津市) 西山本門寺(富士宮市) 出逢い岬(沼津市) 柿田川公園(清水町) 香貴山(沼津市)	
港		沼津港(沼津市)	田子の浦港(富士市)		
構成資産候補		富士山城[大宮・村山口登山道(富士宮市)、須山口登山道(御殿場市)、須走口登山道(小山町)] 富士山本宮浅間大社(富士宮市) 村山浅間神社(富士宮市) 富士浅間神社[須走浅間神社](小山町) 白糸の滝(富士宮市)	山宮浅間神社(富士宮市) 須山浅間神社(裾野市) 人穴富士講遺跡(富士宮市)		



地域の「玄関口」JR 新富士駅(富士市)



構成資産候補の富士山本宮浅間大社(富士宮市)

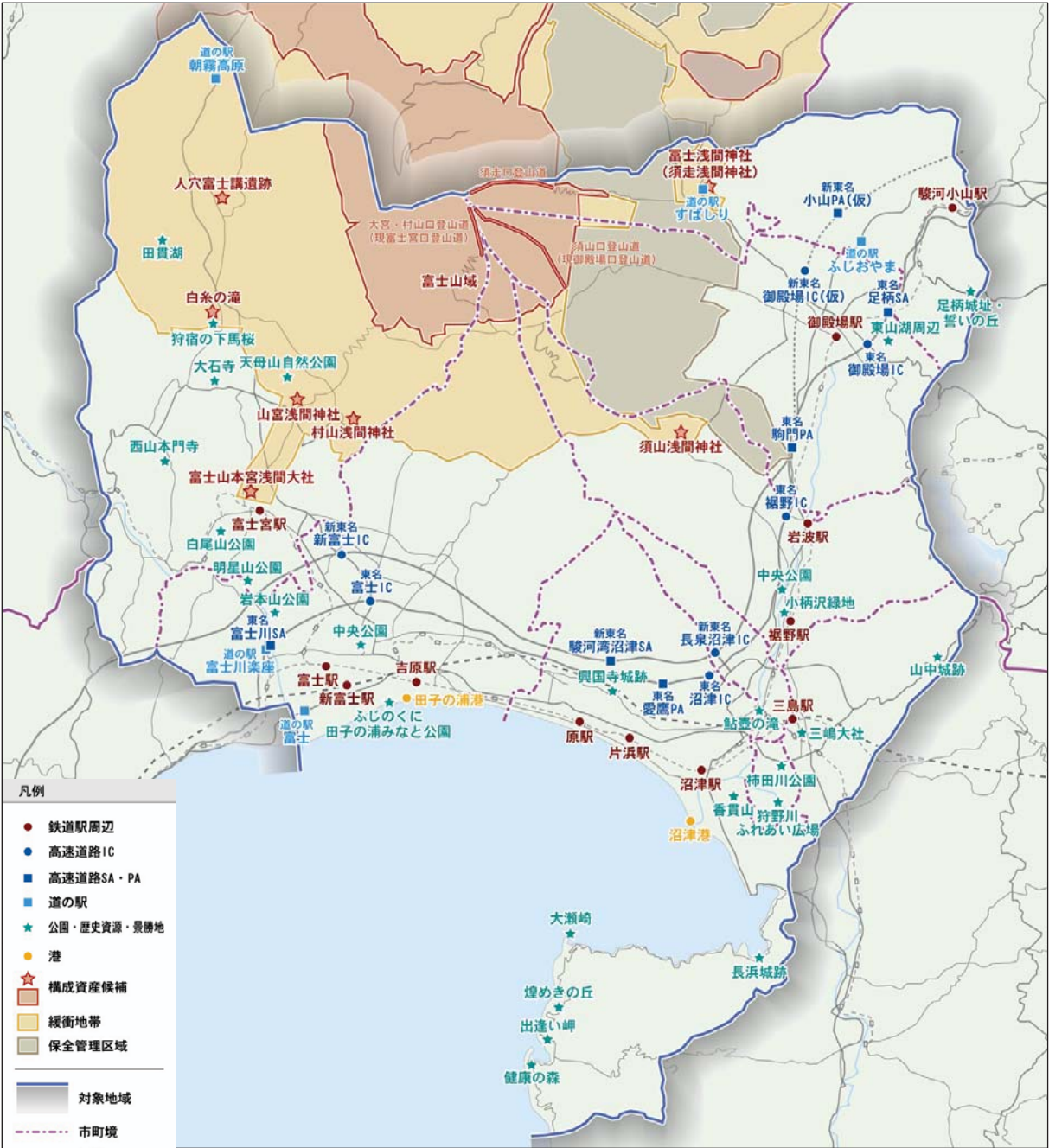


図 景観の核をつくる要素

②景観の核をつくる要素の主な課題

■起終点(鉄道駅周辺、高速道路 IC、港)

鉄道駅、高速道路 IC や港は、当該地域の「玄関口」となり、来訪者が最初に訪れる重要な場所です。

しかし、鉄道駅や高速道路 IC は、大勢の人の目に触れる場所であることから、その周辺の沿道や建築物の屋上あるいは壁面等に多数の屋外広告物等が氾濫しやすい状況となっています。こうした屋外広告物等は、富士山への眺望を物理的に遮るだけでなく、富士山を擁した当該地域の印象を大きく損ねる恐れがあります。

■休憩所等(高速道路 SA・PA、道の駅)

高速道路 SA・PA や道の駅は、休憩所等として利用されることが多い場所です。当該地域に位置する SA・PA や道の駅は、富士山への眺望を“売り”にした施設が整備されており、富士山への眺望をより一層魅力的にすることを目的に、景観に配慮された整備が行われています。

このため、こうした施設では、富士山や駿河湾への眺望を活かした景観形成や保全を行っていく必要があります。

■目的地(公園・歴史資源・景勝地、構成資産候補)

公園・歴史資源・景勝地、構成資産候補は、地域内外から大勢の人が訪れる旅の目的地として位置付けられる魅力的な場所です。

しかし、これらの場所から富士山を眺望するための視点場が整備されていなかったり、施設そのものが、派手な色彩あるいは維持管理が不十分であるなど、富士山周辺の観光地にふさわしいとは言えない状況も一部で見られます。また、施設周辺では、富士山への眺望を遮る屋外広告物や電線・電柱等があるなど、富士山眺望への配慮が十分であるとは言えません。



③景観の核をつくる要素の景観形成方針

景観の核をつくる要素の景観形成方針を以下に示します。

1 視点場及びその周囲における富士山眺望を遮るものの整除

富士山眺望の視点場では、その周囲を含め、富士山への眺望を遮る屋外広告物、電線・電柱等の整除を行うよう努めます。

2 富士山の魅力的な眺望を守っていくための景観の保全

いつ来ても、富士山の魅力が感じられるよう、視点場及びその周囲に立地する建築物や工作物、屋外広告物、また街路樹や花壇の適正な維持管理に努めます。

また、富士山への眺望だけでなく、駿河湾に向けた良好な眺望が得られる場所では、今後設置される建築物や工作物等が眺望の妨げにならないように、適正な措置を講じておくよう努めます。

3 富士山周辺地域の顔にふさわしい魅力ある景観の創出

駅や高速道路 IC、歴史資源や景勝地等は、富士山周辺地域の玄関口、あるいは当該地域のイメージを印象付ける代表的な場所です。

このため、富士山周辺地域のイメージを損なうことなく、一層引き立て、来訪者をもてなす空間の創出に努めます。また、公園内をはじめ、展望台、道路脇の展望駐車場など、美しい富士山を眺望できる新たな視点場の創出に努めます。

(2)景観の軸をつくる要素の景観形成方針

①景観の軸をつくる要素の分類と対象施設

景観の軸をつくる要素（対象施設）は、道路や河川等のように、市町境を越えて地域を縦横断するもので、富士山周辺地域のイメージを強く印象付けるものです。

表 景観の軸をつくる要素と対象施設

要素	対象施設		
高速道路	新東名高速道路	東名高速道路	
一般道路	国道 1 号	国道 138 号	国道 139 号
	国道 246 号	国道 469 号	国道 414 号
	東駿河湾環状道路	西富士道路	
	ぐるり・富士山風景街道[国道 138 号+国道 469 号+国道 139 号（上記国道と重複）]		
	富士見大通り[県道富士停車場線+富士市道 45-2、45-3 号]+港大通り[県道田子浦港富士インター線]+西富士道路[国道 139 号バイパス]		
	八間道路[国道 414 号（上記国道と重複）]		
	富士山パノラマロード[裾野市道 4008 号+市道 4053 号+市道 4054 号]		
	富士山スカイライン[県道富士公園太郎坊線+県道御殿場富士公園線+県道富士宮富士公園線]		
	ふじあざみライン[県道足柄停車場富士公園線]		
鉄道	JR 東海道新幹線	JR 東海道本線	JR 身延線
	JR 御殿場線	岳南鉄道	伊豆箱根鉄道駿豆線
河川	富士川 潤井川	狩野川	黄瀬川
海岸	千本松原	御浜岬～内浦湾	



富士山を正面に捉えた富士パノラマロード(裾野市)



富士山を借景に雄大な景観が広がる富士川(富士市)

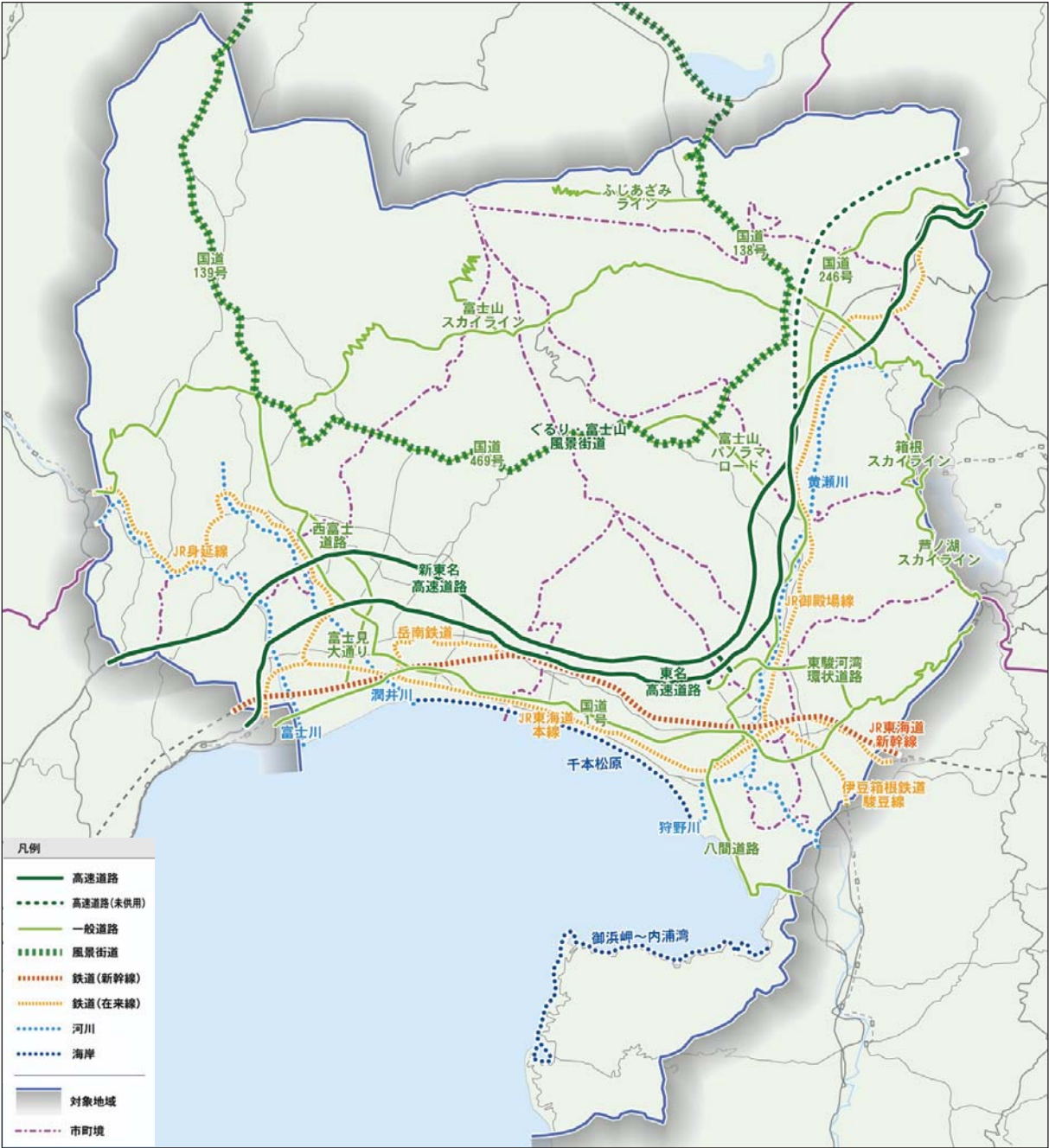


図 景観の軸をつくる対象施設

②景観の軸をつくる要素の主な課題

■シーケンス景観※¹（高速道路、一般道路、鉄道）

富士山周辺地域内を縦横断する高速道路や一般道路（国道、県道等）等の道路や鉄道は、沿道景観により富士山周辺地域のイメージを強く印象付ける要素です。特に、高速道路 IC 等から観光地へのアクセス道路をはじめ、前方あるいは側方に富士山を眺めながら走ることができ、目的地となる観光地や富士山に対する期待感を持って通ることのできる道路等は、当該地域のイメージを印象付けやすい場所となっています。

しかし、現在、そうした道路沿道等においては、秩序のあまり感じられないまち並みや屋外広告物等が多数見られ、富士山への眺望を遮っているものも少なくありません。

特に、国道 414 号等、富士山を正面に捉えながら走ることができる道路では、沿道の屋外広告物をはじめ、電線・電柱、鉄塔等、富士山への眺望を遮るものが多々あり、それらが富士山及び当該地域の印象を大きく損ねていると考えられます。

■ビスタ景観※²（河川、海岸、一般道路）

市町境を跨いで流れる河川や駿河湾に広がる海岸は、背景の富士山と相まって雄大な自然景観を呈しています。

しかし、その自然豊かな景観において、色彩等が周辺になじんでいない構造物が目立つなど、自然景観との関係性に配慮されていない景観となっている場所も見られます。



③景観の軸をつくる要素の景観形成方針

景観の軸をつくる要素の景観形成方針を以下に示します。

1 魅力的な景観を阻害するものの整除

道路を横断する電線類、また屋上や壁面から突出した屋外広告物、背の高い屋外広告物等の、富士山を背景とした景観を遮るものの整除に努めます。

2 富士山眺望の魅力づくりにつながる景観の保全

沿道のカードレールや工作物等の腐食や色あせ等による劣化や、街路樹等の繁茂などにより、富士山眺望の魅力を大きく損なわないように、適正な維持管理に努めます。

また、河川敷や海岸等の、富士山の手前に広がる自然景観の適正な維持管理に努めます。

※1 シーケンス景観：道路や鉄道での移動に伴い、前方あるいは側方に見える、変化する景観のことを言う。

※2 ビスタ景観：道路や河川（堤防や橋梁）等に立ち、その軸の延長線上にある対象物に向けた直線的な景観のことを言う。

3 周囲の環境とのつながりに配慮した景観の創出

沿道のまち並みや海岸線等において、街路樹や並木、街路灯、ガードレール、護岸構造物等の同一の要素が連続するものでは、周囲の景観とのつながりや調和、隣り合ったものとの連続性に十分配慮しながら、それらを演出する景観の創出に努めます。

(3)景観のまとまりをつくる景観形成方針

①景観のまとまりをつくる要素の分類と対象地域

景観のまとまりをつくる要素は、原野・森林等の自然や田園、あるいは住宅地、商業地、工業地といった、ある程度景観にまとまりがあり、また将来的な土地利用の方向性が示されている地区です。

このため、ここでは、用途地域区分や都市計画区域に着目し、土地利用別に住居、商業、工業、農地・緑地、自然及び眺望対象となる富士山のそれぞれの地区に分類し、整理します。

表 景観のまとまりをつくる要素と対象地域

要素	対象地域		
住居系地区	第一種低層住居専用地域 第二種中高層住居専用地域 準住居地域	第二種低層住居専用地域 第一種住居地域	第一種中高層住居専用地域 第二種住居地域
商業系地区	近隣商業地域	商業地域	
工業系地区	準工業地域	工業地域	工業専用地域
農地・緑地地区	市街化調整区域		
自然地区	都市計画区域外（富士山地区を除く）		
富士山地区	富士箱根伊豆国立公園（富士山地域）のうち、富士山体の特別保護地区および特別地域（一般県道富士宮富士公園線（第3種特別地域）を除く）		



住居系地区(三島市)



商業系地区(富士宮市)



工業系地区(富士市)



農地・緑地地区(三島市)



自然地区(裾野市)



富士山地区(富士宮市)

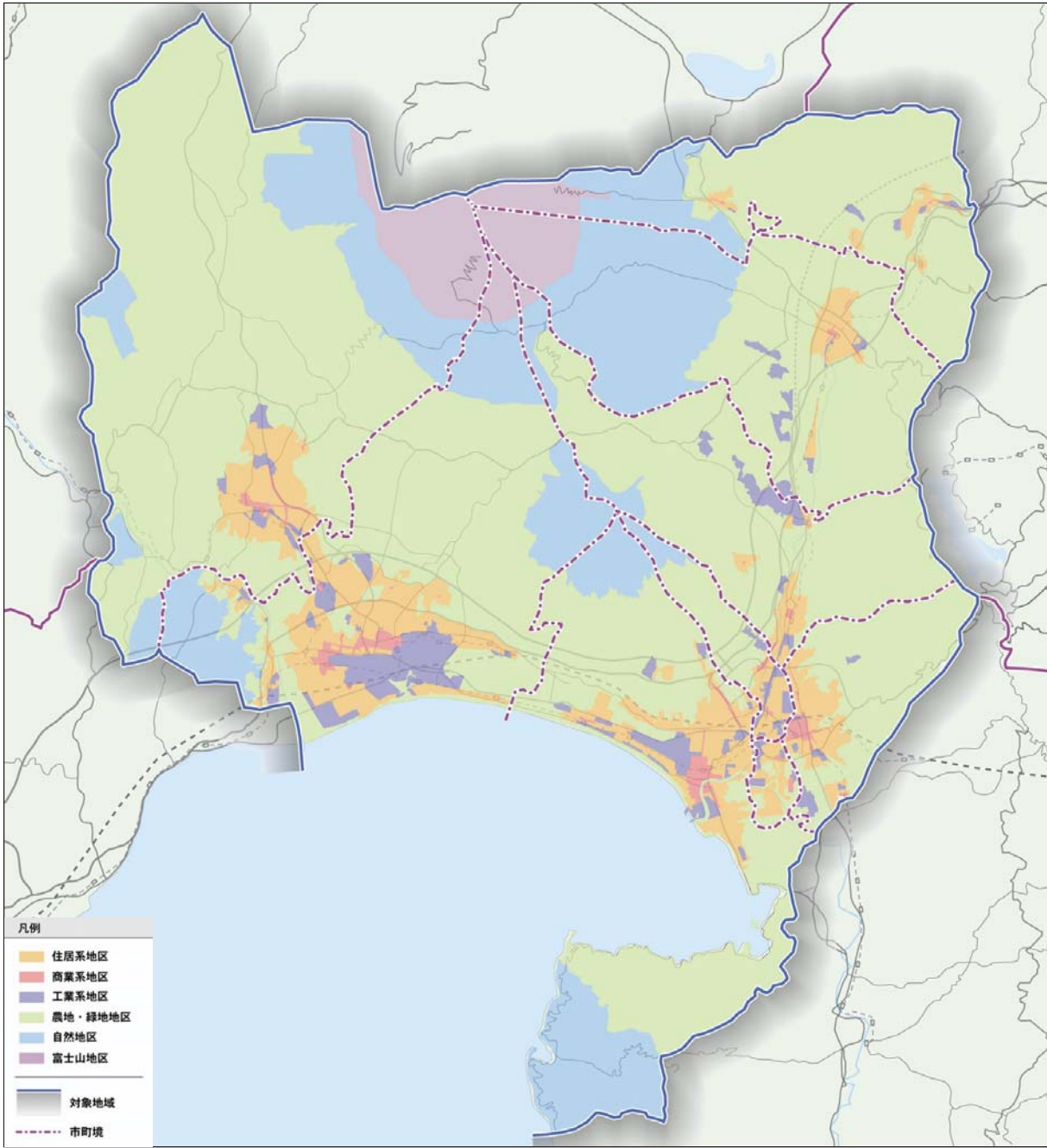


図 景観のまとまりをつくる対象地域

②景観のまとまりをつくる要素の主な課題と景観形成方針

ア 住居系地区

【特性】

住居系地区は、鉄道駅の周辺に位置し、工業地や商業地に隣接しています。

当該地区では、日々の暮らしの背景に富士山が位置していることが、大きな特徴であると言えます。また、富士山麓に広がるニュータウン等の集合住宅地では、富士山眺望に配慮したまちづくりが行われています。

そうした中、住居系地区は、富士山眺望の視点場となる一方で、他所からの眺望の際には富士山の手前に位置する景観要素ともなり、「見る場」と「見られる場」の双方を併せ持つ地区であると言えます。

【主な課題】

このため、住居系地区では、現在、富士山への良好な眺望が確保できる場所ではその保全を図り、また建築物や電線・電柱等が眺望を遮っている場所ではその改善に努めるなど、「見る場」としての配慮を行っていくことが求められます。

一方、他所からの眺望の際、富士山の手前に位置し「見られる場」となることに対しては、富士山眺望を阻害することのないよう、建築物の屋根や外壁等に派手な色彩を用いないことが求められます。



図 住居系地区の範囲



富士山の麓に広がる住宅地(三島市)

【景観形成方針】

富士山の麓の緑が映える、美しく、ゆとりのある住宅地景観の形成

建築物や工作物の屋根や外壁が派手な色彩とならないよう景観形成の誘導に努めます。

また、庭木や生け垣の植樹により緑豊かな景観の形成を図り、背景の富士山体の自然景観と調和した、美しく、ゆとりの感じられる住宅地景観の形成に努めます。

さらに、公園等の富士山を眺望できる主要な視点場においては、富士山への眺望を遮っている電線・電柱等を、移設等により整除するよう努めます。

イ 商業系地区

【特性】

商業系地区は、主に鉄道主要駅を中心に広がる地区です。

当該地区は、駅周辺の鉄道高架事業や再開発事業などの動きがあり、土地利用の変化が著しい地区です。

しかし、鉄道駅周辺の、外壁に派手な色彩を施した建築物や、建築物の屋上や壁面に多数の色とりどりの屋外広告物がある景観は、観光客等をもてなすのにふさわしい「玄関口」とは言えない状況です。

【主な課題】

このため、商業系地区は、富士山周辺地域への観光客等を「もてなす場」として位置付け、建築物や屋外広告物の形態、意匠、色彩等に秩序のある景観の形成を進めていくことが求められます。

なお、当該地区においては、商業地としてのにぎわいを失うことのないよう、にぎわいと秩序のバランスに十分配慮することが求められます。



図 商業系地区の範囲



商業ビルが集まる駅前の商業地（三島市）

【景観形成方針】

富士山の魅力とともに成長する、秩序と活気のある商業地景観の形成

商業系地区では、にぎわいや活気等、まちの発展や成長を感じさせる景観を尊重する一方、建築物や屋外広告物の形態、意匠、色彩等に、各種法規制等に基づく一定の基準を設け、富士山周辺地域の「玄関口」あるいは「顔」として秩序ある整った景観の形成に努めます。

また、富士山への眺望を損なう恐れのある屋外広告物の掲出は控えるよう努めるとともに、壁面を利用した屋外広告物については、彩度の高い色彩を控え、掲出される建築物の外壁との一体化を図るよう努めます。

特に、通りに沿ったビスタライン上に富士山が見える場合には、建築物の壁面から突出する看板等、視界を遮る物件の設置に注意を払い、富士山の魅力とともに成長する商業地景観の形成に努めます。

ウ 工業系地区

【特性】

工業系地区は、富士山周辺地域内の臨海部及び高速道路周辺の内陸部に点在している地区です。

特に臨海部には大規模な製紙工場等が集まり、無数の配管や様々な形をした設備機器類が入り組み、煙突等がそびえ立つ特徴的な景観が見られます。

しかし、一部に景観に配慮された工業団地の整備も進みつつありますが、工場の多くは、機能や経済性を追求したものが目立ち、背後に見える富士山との調和に対する配慮が乏しいのが実情です。

【主な課題】

このため、工業系地区では、これまでの機能や経済性の追求を行いつつも、周囲の景観にも目を向けて、工場建築が及ぼす圧迫感や威圧感の軽減を図るとともに、富士山の麓に位置する企業であることに誇りを持った景観の形成に取り組んでいくことが求められます。



図 工業系地区の範囲



富士山を背景に目立っている赤白の煙突(富士市)

【景観形成方針】

日本の象徴である富士山にふさわしい工場地景観の形成

工業系地区では、シンプルな形態意匠に努めるとともに、建築物の外壁や屋根の色彩への配慮や、敷地外周の緑化等により、周囲の景観との調和に努めます。また、建築物や工作物が、いつまでも美しい状態であるよう、適切な維持管理に努めます。

また、日本の象徴である富士山の周辺地域に建つ工場であるという誇りを持ち、公共空間や民地の外溝などの緑化を図り、潤いのある空間を創出するなど、誰もが憧れる工場地景観の形成に努めます。

エ 農地・緑地地区

【特性】

富士山周辺地域の中で最も広範囲を占める農地・緑地地区は、森林や草地、草原が広がる朝霧高原(富士宮市)に代表される良好な自然景観が見られる地区です。

農地・緑地地区には、富士山パノラマロードや国道 139 号、469 号等の富士山周辺を巡る周遊道路や、駿河湾に面する千本松原、世界文化遺産構成資産候補など、富士山を観光する際に訪れる資源が多数あります。

しかし、地域の観光を支える主要道路の中には、富士山への眺望や周囲の自然景観との調和を欠いた屋外広告物や電線・電柱、ガードレール等も見られます。

【主な課題】

このため、農地・緑地地区では、富士山の魅力を一層引き立て、また自らも地域の魅力的な景観資源の一要素となるべく、富士山麓に広がる森林、草原、放牧地等にあっては、良好な自然景観を保全していくことが求められます。また、ガードレール等の道路付属物をはじめ、電線・電柱、さらには沿道の屋外広告物等について十分な配慮を行うことが求められます。



図 農地・緑地地区の範囲



富士山眺望を引き立てている草原(富士宮市)

【景観形成方針】

富士山の魅力を引き立て、地域の資産となる農地・緑地景観の形成

広がりの感じられる放牧地や緑豊かな森林等の自然景観の保全や、耕作放棄地の適正な管理により、ゆとりや安らぎを感じさせる魅力的な景観の形成に努めます。

また、ガードレール等の道路付属物をはじめ、屋外広告物等に関する形態、意匠や色彩等を、落ち着いた目立ちにくいものにし、富士山眺望を損ねず、魅力を一層引き立てよう努めます。さらに、要所に富士山眺望が可能となる休憩所や眺望点を設けるなど、富士山の魅力の発信に努めます。

オ 自然地区

【特性】

自然地区は、富士山腹をはじめ、愛鷹山や雨乞山周辺の、緑豊かな森林や草地等が広がる地区です。

その中でも、富士山腹に位置する自然地区は、富士山の雄大かつ均整の取れた、美しい姿を引き立てる素地となっている地区です。

しかし、山腹、山麓部に多くある人工林は、管理不足により良好な景観が損なわれているところが見られます。また、草原においては、ススキが減少しています。

【主な課題】

このため、自然地区では、引き続き現在ある人工林の適切な維持管理を行い、自然景観の保全を図ることが求められます。

また、併せて自然植生の保全の強化による山地景観の保全が求められます。



図 自然地区の範囲



美しい富士山の足元を成す自然地区(裾野市)

【景観形成方針】

雄大な富士山の姿を形づくる、美しい自然景観の保全

森林や草地等の自然景観の保全に努めることで、雄大な富士の姿の素地となり、富士山への美しい眺望景観を支えている、緑豊かな景観の保全に努めます。

また、建築物や工作物の建設等の際には、規模や高さ、色彩等を、各種法規制等に基づいて適正に誘導するように努めます。

2-3 眺望景観の特性に基づく地域別の景観形成方針

(1)地域区分

「眺望景観の特性に基づく地域別の景観形成方針」は、富士山の見え方に着目し、当該地域から富士山への眺望景観を一層魅力的なものにするべく景観形成の方針を示すものです。

ここでは「富士山と視点場との距離」、「視点場の高さ」、「富士山と視点場との間にある要素」等により変化する富士山の見え方から区分した地域ごとの景観形成方針を定めます。

表 地域区分

名称	範囲と特徴
富士山パノラマ西側地域	富士山の西側に位置し、富士宮市、富士市の一部が該当します。 富士山からの距離が近く、山肌が見え、男性的な力強さがあります。 視点場と富士山との間には、森林、草原、放牧地等の自然的な要素があることが特徴です。
富士山パノラマ東側地域	富士山の東側に位置し、御殿場市、裾野市、小山町の一部が該当します。 富士山の近くに位置することから、ダイナミックな富士山の姿を見ることができる地域です。また、宝永大噴火の火口がくぼんで見え、山幅も多少太い印象を受けます。 鉄道駅の周辺には市街地が形成されており、「富士山パノラマ西側地域」に比べて住宅地や商業地が多いのが特徴です。
富士山南西地域	富士山麓の南西に位置し、富士宮市、富士市の一部が該当します。 富士山を遠方に捉え、商業地、住宅地、工業地等の様々な土地利用がされている地域です。 他の地域に比べて低い場所に位置し、市街地などから富士山の全体を眺めることができることが特徴です。
沼津・三島地域	富士山麓の南東に位置し、沼津市、三島市、裾野市、清水町、長泉町の一部が該当します。 富士山を遠方に捉え、商業地、住宅地等の様々な土地利用が集まる地域です。 「富士山南西地域」と同様に、低い場所にありますが、対象地域と富士山の間には愛鷹山が構えており、愛鷹山越しの富士山眺望となることが特徴です。
箱根山麓地域	富士山の東側、神奈川県との県境の箱根山麓に位置し、三島市、御殿場市、裾野市、小山町の一部が該当します。 富士山を遠方に捉え、また、他の地域に比べて高所に位置しているため、視点場と富士山の間位置する市街地を俯瞰する状態です。そうした視点場の特性から、富士山の均整の取れた全景を眺めることができるのが特徴です。
西浦・戸田地域	駿河湾を挟んだ南側に位置し、沼津市の一部が該当します。 富士山を遠方に捉える地域であり、海岸線の高所から駿河湾越しの富士山を眺められることが特徴です。

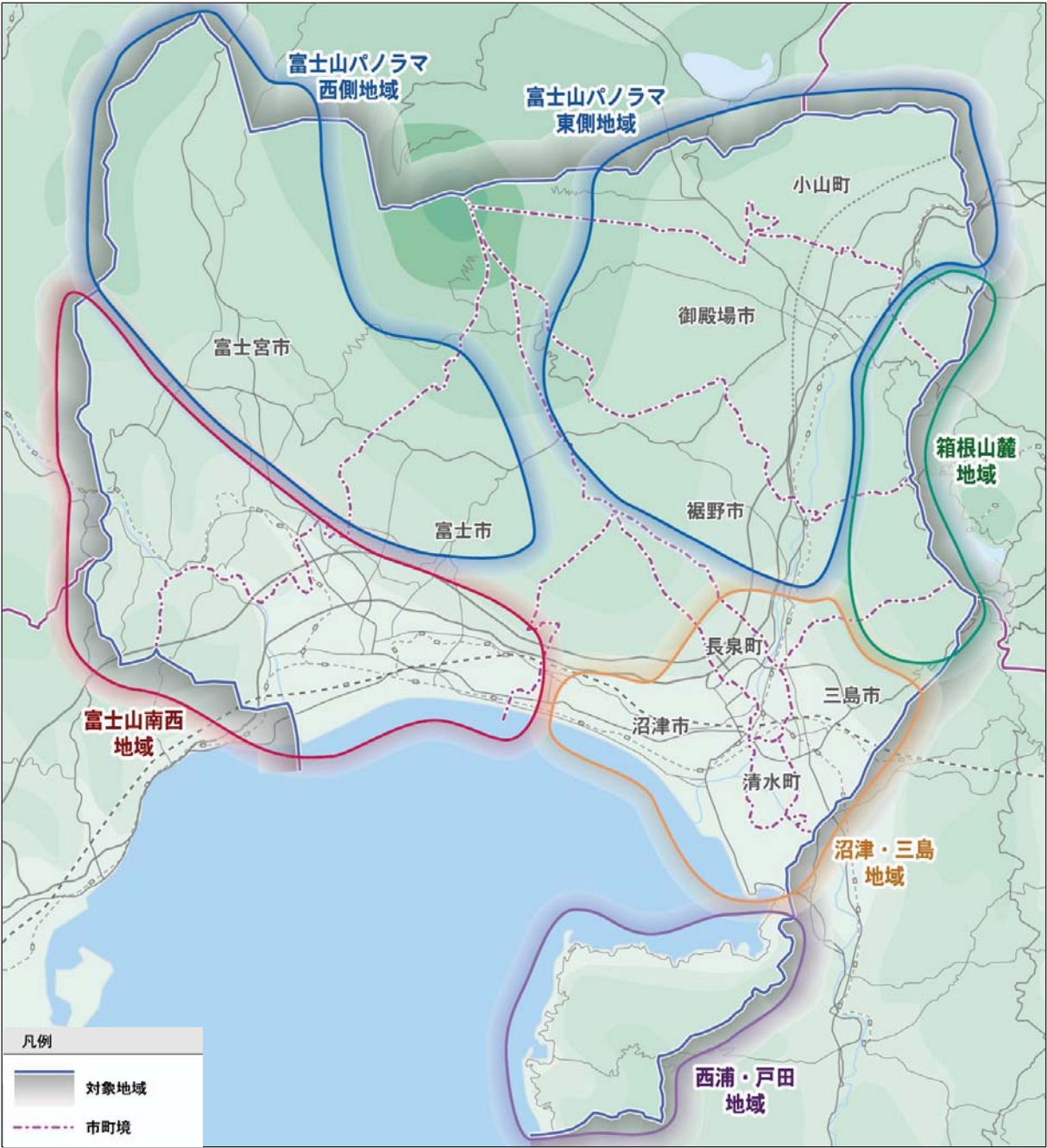


図 地域区分

(2)地域別の景観形成方針

①富士山パノラマ西側地域

ア 富士山パノラマ西側地域の位置と主な資源

富士山パノラマ西側地域は、富士山西側に位置し、富士宮市と富士市を含む地域です。

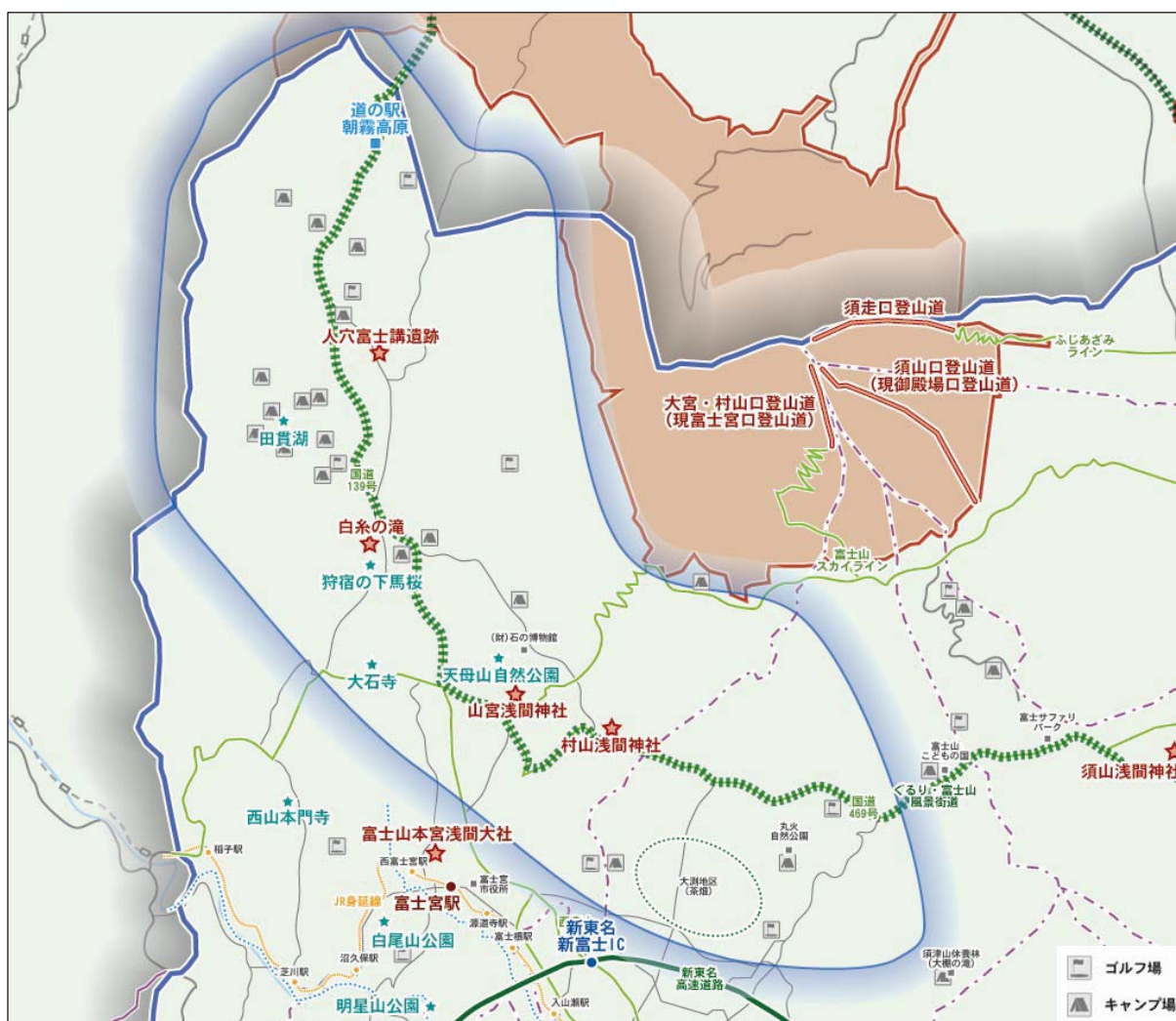
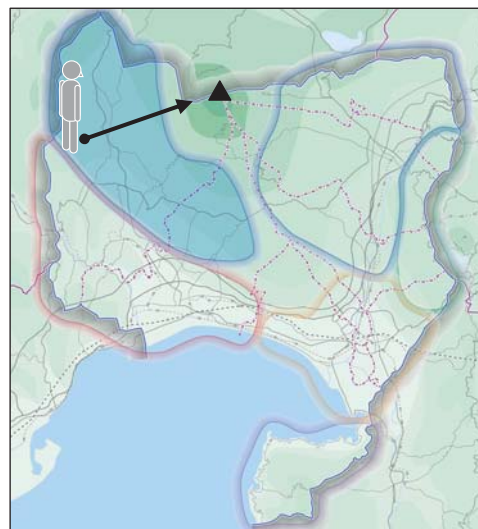
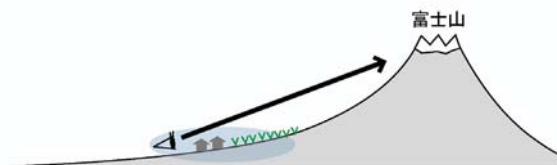


図 富士山パノラマ西側地域と主な資源

イ 富士山パノラマ西側地域の主な課題と景観形成方針

【特性】

富士山パノラマ西側地域では、雄大な富士山の姿を間近に仰ぎ見ることができます。特に、当該地域には森林、草原、放牧地等の自然的な景観資源が多く、背後に位置する富士山との調和が美しく感じられます。

- 富士山を仰ぎ見る前景には、朝霧高原などの自然景観が広がっている。
- 富士山の山頂や山腹部などは、富士箱根伊豆国立公園に指定されている。
- 地域東部の富士山麓の一部は保安林に指定され、立木の伐採や開発に制限が加えられている。
- 富士山南麓の大淵地区には、「お茶」と「富士山」の静岡を象徴する景観が見られる。
- 地域の中心を走る国道 139 号、国道 469 号は、富士山麓を一周する「ぐるり・富士山風景街道」となっている。
- 「ぐるり・富士山風景街道」の周辺は、朝霧高原や田貫湖などの自然景観が楽しめる眺望拠点や、白糸の滝をはじめとする構成資産候補が 4 箇所ある。



富士山南麓の茶園(富士市)



富士山を近くに望むことができる朝霧高原(富士宮市)

【主な課題】

美しい自然景観を前景とした富士山への眺望を適切な維持・管理などにより保全することが求められます。

- 沿道や施設周辺へのごみのポイ捨てや、廃棄物の不法投棄による景観の悪化が見られる。
- 山麓部での太陽光発電設備などによる大規模な土地利用の変更は、植生の破壊や富士山の前景となる自然景観への影響が懸念される。
- 山麓部や山腹の人工林や放牧地では、高齢化や後継者不足による管理不足により、良好な景観が損なわれているところが見られる。
- 派手な屋外広告物や沿道の電線・電柱等の構造物等により、パノラマ眺望を楽しめる道路景観が損なわれているところが見られる。
- 公共サインでは、ユニバーサルデザインへの配慮が求められる。

[景観形成方針]**富士山麓に広がる美しい自然を際立たせる景観の形成**

富士山の魅力の一つとなっている富士山麓に広がる森林や草地、放牧地等の美しい自然景観を阻害することなく際立たせるよう、景観の形成に努めます。

- 住民や関係機関と連携したゴミの不法投棄の監視の徹底や意識啓発に努める。
- 山腹・山麓部の人工林や草原の景観を良好に保つため、多様な担い手による適正な維持・管理に努める。
- 人工林や草原の景観保全のために、地場産材活用のPRや野焼きイベントの開催などを図る。
- 建築物や工作物、屋外広告物については、富士山への眺望を阻害せず、調和する形態や意匠となるよう、一定のルールを定めて、規制、誘導に努める。
- 良好なパノラマを楽しめる道路景観を保全するために、目立たない防護柵の設置や無電柱化、景観を楽しめる駐車スペースなどの整備に配慮する。
- 景観と分かりやすさの点から、公共サインの形態・意匠の統一・調和を図る。また、野立てなどの屋外広告物について、設置場所や表示面積などの規制誘導を図る。

②富士山パノラマ東側地域

ア 富士山パノラマ東側地域の位置と主な資源

富士山パノラマ東側地域は、富士山東側に位置し、御殿場市、裾野市、小山町を含む地域です。

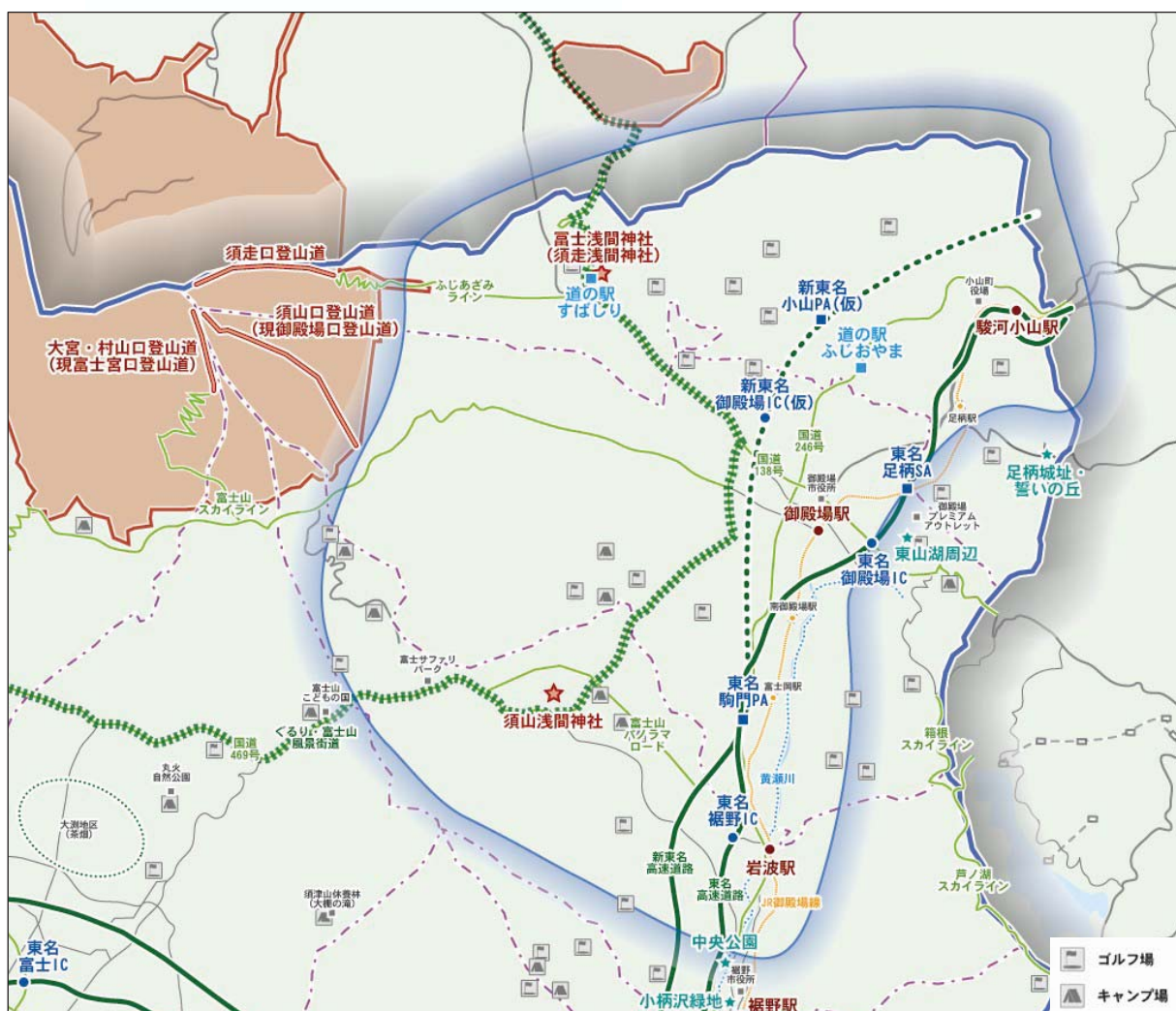
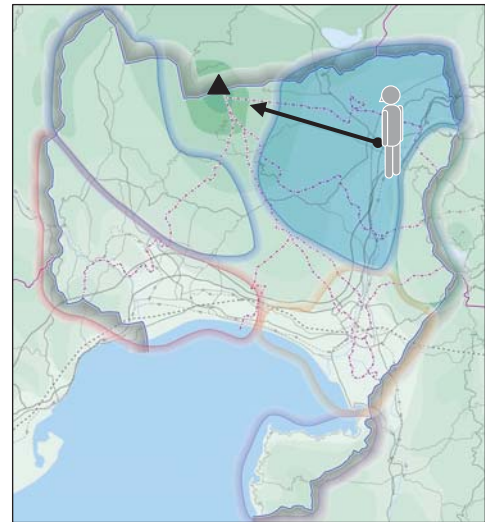
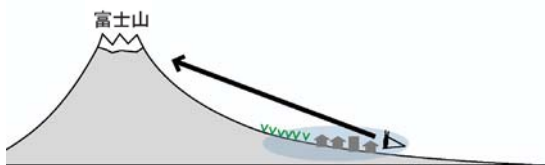


図 富士山パノラマ東側地域と主な資源

イ 富士山パノラマ東側地域の主な課題と景観形成方針

【特性】

富士山パノラマ東側地域では、雄大な富士山の姿を間近に仰ぎ見ることができます。高速道路などの交通が発達しており、富士山の麓にゴルフ場やキャンプ場等のレクリエーション施設が数多くあることが特徴です。

- 富士山を望むことができるゴルフ場や富士山麓の自然景観を生かしたキャンプ場等のレクリエーション施設が数多くある。
- 富士山麓を一周する「ぐるり・富士山風景街道」や、富士山を正面に眺めるパノラマロードが主要な観光ルートになっている。
- 「ぐるり・富士山風景街道」の周辺は、富士山を間近に眺める道の駅や、構成資産候補の富士浅間神社と須山浅間神社がある。
- 御殿場市、裾野市、小山町にまたがる東富士演習場は、富士山の麓に広がる原野や森林の景観がみられる。
- 高速道路 IC 周辺では、豊富な地下水や交通の利便性を背景に、先端技術の製造業が盛んである。
- 「箱根山麓地域」から富士山を眺めた際、前景となり、見下ろされる地域に位置している。



富士山を背景にした道の駅すばしり(小山町)



富士山を正面に捉えた富士山パノラマロード(裾野市)

【主な課題】

レクリエーション施設へ誘導する屋外広告物などが、富士山への眺望や当該地域が富士山の麓であるという地域の趣や期待感を損ねています。

- 派手な色彩の建築物やレクリエーション施設へ誘導する屋外広告物が、富士山への眺望景観を阻害している。
- ガードレール等の道路付属物の色彩が、富士山眺望の中で目立ったものになっている。
- 観光客等を誘導する公共サインは、統一感や外国語表記がないため、分かりづらい。
- 「箱根山麓地域」からの前景として、建築物の外壁や屋根の色彩への配慮が求められる。



[景観形成方針]

富士山のあふれる緑と市街地の調和に配慮した景観の形成

富士山麓に広がる自然景観の保全に努めます。また、隣接する市街地では、そうした自然景観を尊重し調和するよう配慮するとともに、「箱根山麓地域」から眺められる際の前景となることに留意した景観の形成に努めます。

- 富士山への眺望を阻害する電線・電柱等は、眺望の妨げにならない場所に移設するなどの工夫に努める。
- ガードレール等の道路付属物の色彩は、周囲の景観に調和するよう努める。
- 建築物や工作物、屋外広告物に対しては、富士山への眺望を阻害せず、調和する形態や意匠となるよう、一定のルールを定めて、規制、誘導に努める。
- 「箱根山麓地域」からの眺めに対して、建築物の屋根や壁面の色彩に配慮するよう努める。
- 景観と分かりやすさの点から、公共サインの形態・意匠の統一・調和を図る。

③富士山南西地域

ア 富士山南西地域の位置と主な資源

富士山南西地域は、富士山の南西部に位置し、富士宮市と富士市を含む地域です。

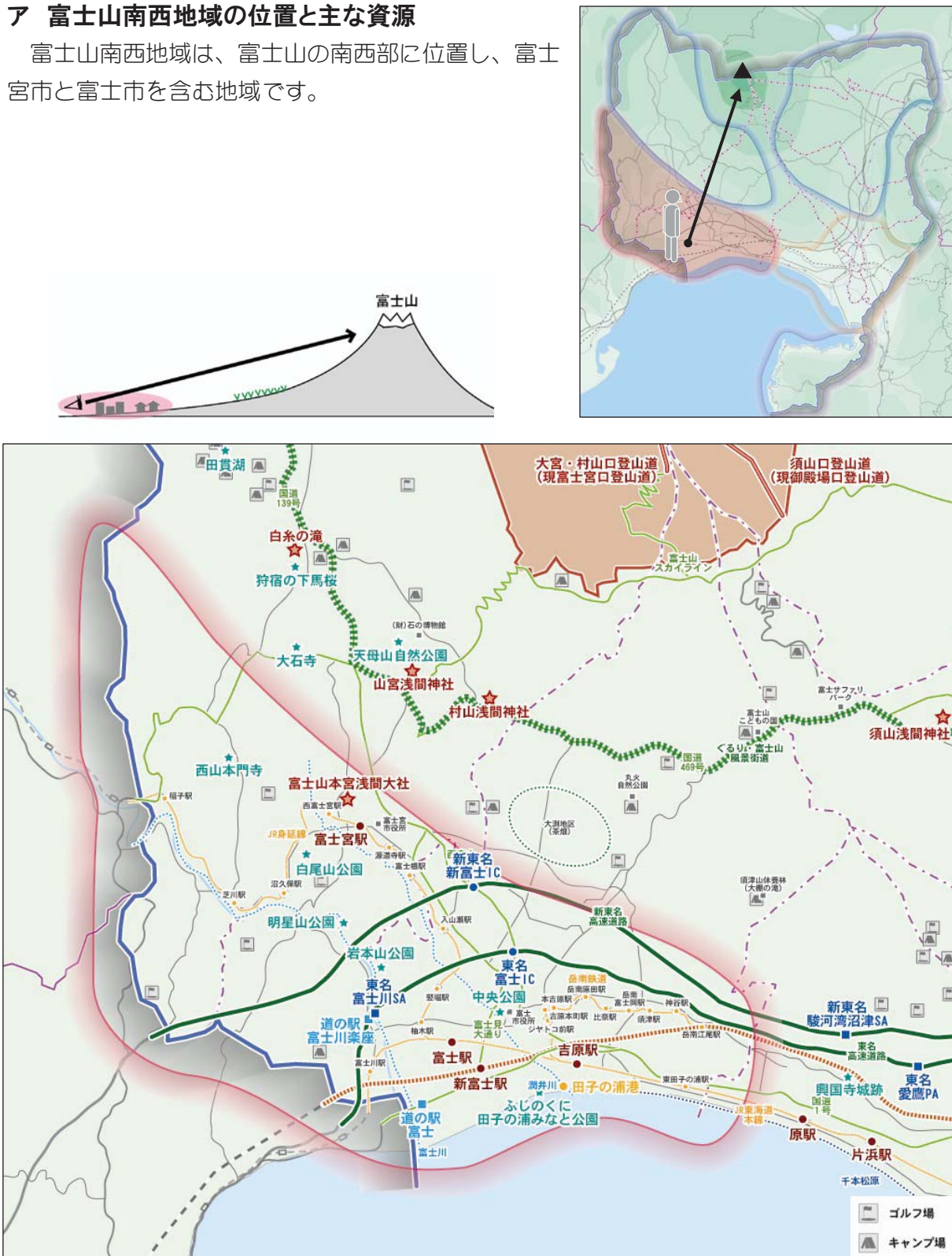


図 富士山南西地域と主な資源

イ 富士山南西地域の主な課題と景観形成方針

【特性】

富士山南西地域では、商業地、住宅地、工業地等の様々な土地利用の市街地が前景になっています。また、田子の浦港の臨海部は、大規模な工場が多数立地する景観が見られます。

- 富士山を眺望した際の前景には、住宅や商店等が集まる市街地の景観が広がっている。
- 周囲に視界を遮る高い山等がなく、富士山の裾野を広く見ることができる。
- 岩本山公園や明星山公園等、富士山を眺望できる良好な視点場が多数ある。
- 富士山を正面に眺めることができる富士見大通りは、地域の名所となっている。
- 臨海部には製紙関連の工場が多数立地し、煙突の見える景観が特徴である。
- 構成資産候補を代表する富士山本宮浅間大社があり、観光地となっている。
- JR 新富士駅、富士 IC や新富士 IC などが、地域の「玄関口」となっている。
- 「日本の大動脈」である JR 東海道新幹線、JR 東海道本線、東名高速道路、新東名高速道路が通り、車窓から富士山の全景を眺められる。



富士山の全景が見られる田子の浦港(富士市)



富士山の良好な視点場である岩本山公園(富士市)

【主な課題】

JR 新富士駅をはじめ、地域内外の大勢の人が訪れる拠点が多くあるにもかかわらず、煙突や屋外広告物等の富士山の姿を遮るものが多く、富士山眺望に対する期待感を損ねています。

- 富士山を眺望できる良好な視点場の適切な維持管理が求められる。
- 派手な色彩の建築物や屋外広告物等が、富士山への眺望景観を阻害している。
- 沿道の電柱・電線や、工作物（煙突等）等が、富士山への眺望景観を阻害している。
- 工場に見られる建築物や工作物の色彩が、周囲のまち並み景観と調和していない。
- JR 東海道新幹線等から富士山を眺めた際、電線、煙突、鉄塔等が目立つ。
- 観光客等を誘導する公共サインは、統一感や外国語表記がないため、分かりづらい。



[景観形成方針]

富士山の玄関口としての誇りをもてる魅力的な景観の形成

JR 新富士駅をはじめとする富士山周辺地域の「玄関口」にふさわしい、皆が誇りに思える、品格があり、またにぎわいも感じられる魅力的な景観の形成に努めます。

- 富士山を眺望できる良好な視点場の適切な維持管理と PR に努める。
- 主要な鉄道駅を中心とした地域では、建築物や屋外広告物等に対して一定のルールを定め、富士山周辺地域の「玄関口」にふさわしい景観の形成に向けた規制、誘導に努める。
- 富士山への眺望を阻害する沿道の電柱や煙突等は、移設や撤去、色彩の配慮等により、影響を和らげるよう努める。
- 工場施設は、適切な維持管理を行うとともに、色彩の配慮、敷地外周への緑化等により、圧迫感や威圧感の軽減を図り、まち並み景観の向上に努める。
- JR 東海道新幹線等から富士山眺望を遮る電線や煙突、鉄塔等に対しては、移設や色彩の配慮に努める。
- 景観と分かりやすさの点から、公共サインの形態・意匠の統一・調和を図る。

④ 沼津・三島地域

ア 沼津・三島地域の位置と主な資源

沼津・三島地域は、富士山の南東部に位置し、沼津市、三島市、裾野市、清水町、長泉町を含む地域です。

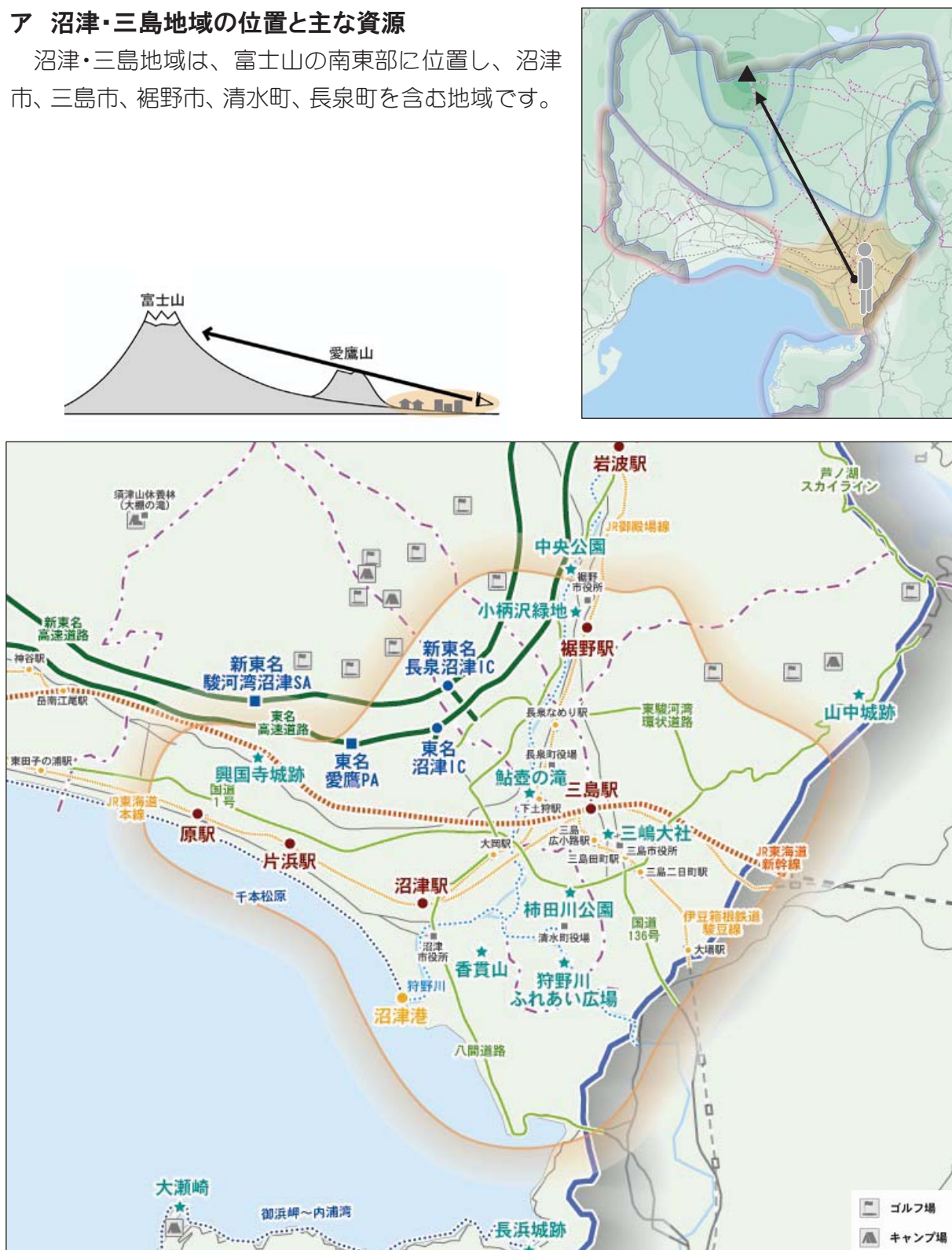


図 沼津・三島地域と主な資源

イ 沼津・三島地域の主な課題と景観形成方針

【特性】

沼津・三島地域では、住宅地、商業地等が前景になっています。また、富士山の手前に愛鷹山が位置していることで、2 つが重なり、愛鷹山越しの富士山の富士山眺望となることが特徴的です。

- 富士山の手前に愛鷹山が位置することで、2 つの山が重なる景観が特徴である。
- 柿田川をはじめとした湧水と、豊かな緑に囲まれた住宅地の景観が見られる。
- 低層の戸建て住宅や中高層の集合住宅等が多数集まる、住居系の土地利用が多く見られる。
- JR 沼津駅を中心とした商業店舗による、にぎわいのある商業地景観が形成されている。
- 富士山周辺地域へ観光に訪れる際の「玄関口」となっている。
- 買い物や食事の楽しみが集まった沼津港は、観光拠点となっている。
- 河川敷が広場として利用されている狩野川は、市民憩いの空間となっている。



屋外広告物等により雑然とした国道414号沿道(沼津市)



季節の彩りが感じられる狩野川ふれあい広場(清水町)

【主な課題】

限られた富士山への眺望点が高層の建築物や屋外広告物等により遮られ、富士山周辺地域へ観光に訪れる際の「玄関口」としての魅力を減少させています。

- 湧水や豊かな緑による自然景観を生かした、ゆとりと潤いの感じられる住宅地景観の保全が求められる。
- JR 沼津駅、JR 三島駅等主要な鉄道駅周辺及び主要な道路では、派手な色彩の建築物や屋外広告物等が、富士山周辺地域へ観光に訪れる際の「玄関口」としての魅力を低下させている。
- 富士山を背景とした美しい自然景観が広がる狩野川の景観を保全することが求められる。
- 観光客等を誘導する公共サインは、統一感や外国語表記がないため、分かりづらい。



[景観形成方針]

富士山の姿と愛鷹山を背景に取り入れた市街地の景観の形成

JR 三島駅をはじめ、多数の主要駅が位置する当該地域では、富士山とその手前に位置する愛鷹山の双方が市街地の背景になることに留意しつつ、それぞれを借景として取り入れながら、富士山の「玄関口」にふさわしい景観の形成に努めます。

- 湧水の保全、またそうした自然環境と調和した、ゆとりと潤いの感じられる住宅地景観の保全と形成に努める。
- 主要な鉄道駅を中心とした地域や主要な道路沿道では、建築物や屋外広告物等に対して一定のルールを定め、富士山周辺地域にふさわしい景観の形成に向けた規制、誘導に努める。
- 狩野川は、適正な管理による良好な景観の維持に努め、また橋梁の色彩は、周囲の自然景観等と馴染むよう配慮する。
- 景観と分かりやすさの点から、公共サインの形態・意匠の統一・調和を図る。

⑤箱根山麓地域

ア 箱根山麓地域の位置と主な資源

箱根山麓地域は、富士山東部の箱根外輪山付近に位置し、三島市、御殿場市、裾野市、小山町を含む地域です。

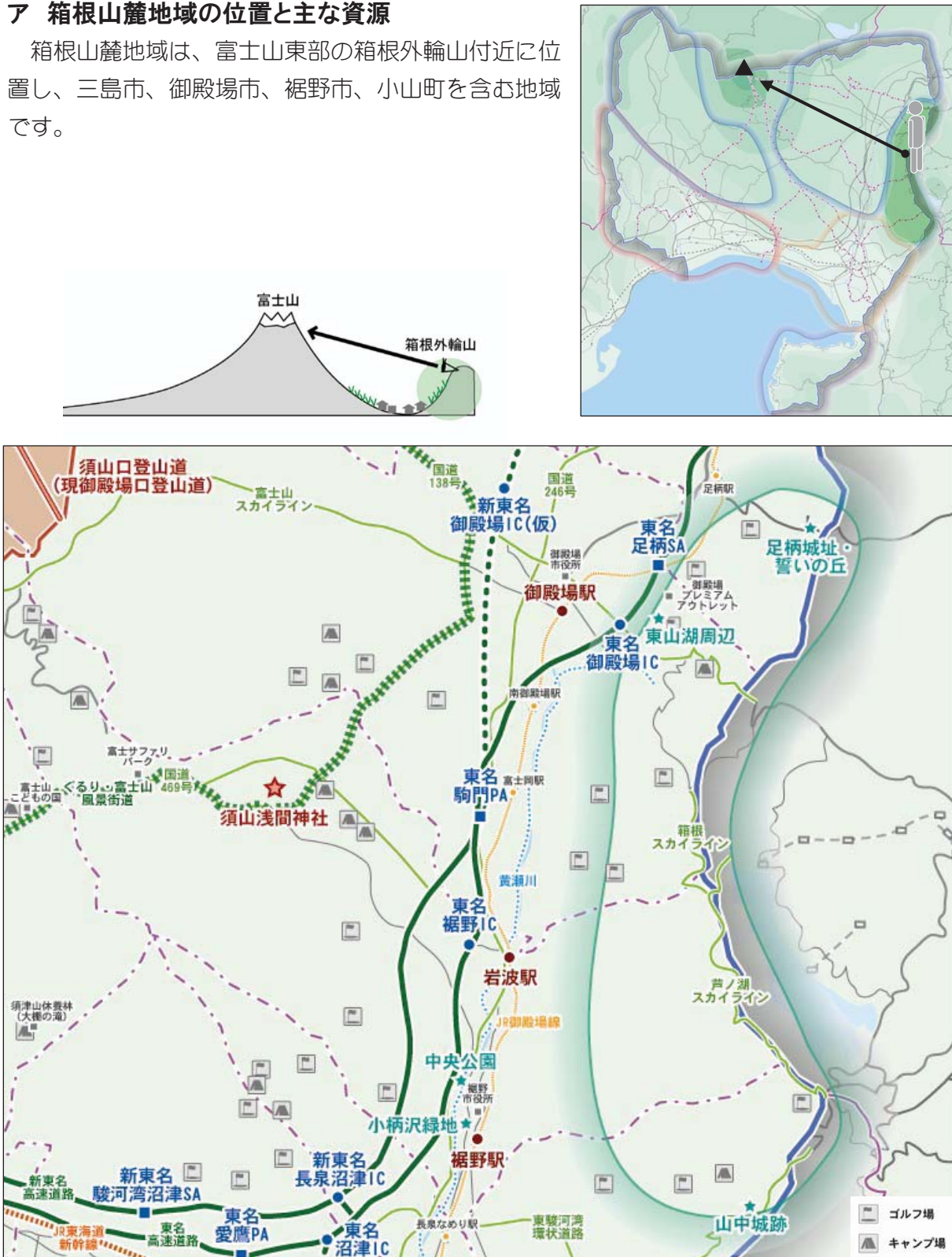


図 箱根山麓地域と主な資源

イ 箱根山麓地域の主な課題と景観形成方針

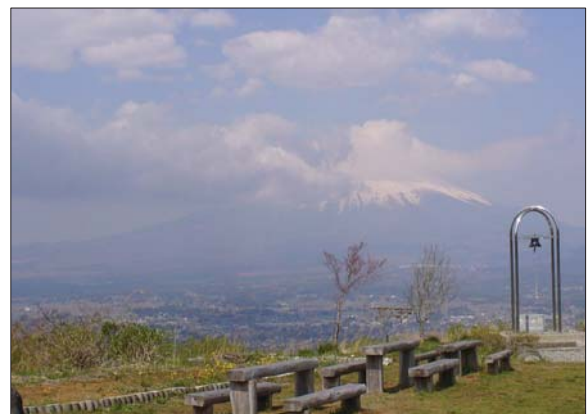
【特性】

箱根山麓地域は、箱根外輪山の森林がほとんどを占める自然豊かな地域となっています。また、JR 御殿場線沿線の市街地に向けて下る斜面地となっていることから、「富士山パノラマ東側地域」の市街地を眼下に置きながら、富士山の全景を眺めることができます。

- 視点場の多くが高所に位置することから、富士山の全景を眺めることができる。
- 箱根山に広がる森林等の自然景観が一面に広がっている。
- 眼下には、「富士山パノラマ東側地域」の市街地を見下ろすパノラマ景観が広がっている。
- 標高 1,000m 付近を芦ノ湖スカイラインと箱根スカイラインが通り、富士山眺望の観光ルートとなっている。
- 東山湖周辺には、自然豊かな別荘地が広がっている。



富士山麓の市街地が広がる国道138号沿道(御殿場市)



富士山の裾野と市街地が一望できる誓いの丘(小山町)

【主な課題】

美しい富士山の全景を眺めることができるよう、今後も周囲の自然豊かな環境の保全を図っていくことが必要です。

- 視点場周辺の管理不足の人工林は、富士山への眺望を遮る恐れがある。
- 眺望点周辺に立つ屋外広告物等が、富士山への眺望や周囲の景観を損ねる恐れがある。
- ガードレール等の道路付属物の腐食、色あせ等が富士山眺望の魅力を低下させる恐れがある。
- 富士山を眺望できる視点場周辺の維持管理を適切に行うとともに、新たな視点場の整備が求められる。



[景観形成方針]

富士山の美しい姿を一層引き立てる景観の形成

富士山の美しい姿を一層引き立てるとともに、そうした富士山を心地よく眺めることができる景観の形成に努めます。

- 人工林が富士山への眺望を遮らないよう、適正な維持管理に努める。
- 眺望点やスカイライン沿道において、眺望を阻害する人工物や屋外広告物が無秩序に設置されないよう、一定のルールを定め、規制、誘導を行うよう努める。
- 箱根スカイライン等をはじめ、観光ルートとなっている路線では、ガードレール等の道路付属物に対して、適正な維持管理を行うよう努める。
- 主要な視点場では、観光客等が安全、快適に富士山の眺望を楽しめるよう、適正な維持管理を行うとともに、新たな視点場の創出に努める。
- 景観と分かりやすさの点から、公共サインの形態・意匠の統一・調和を図る。

⑥西浦・戸田地域

ア 西浦・戸田地域の位置と主な資源

西浦・戸田地域は、富士山南部の駿河湾を隔てた沼津市の一部地域です。

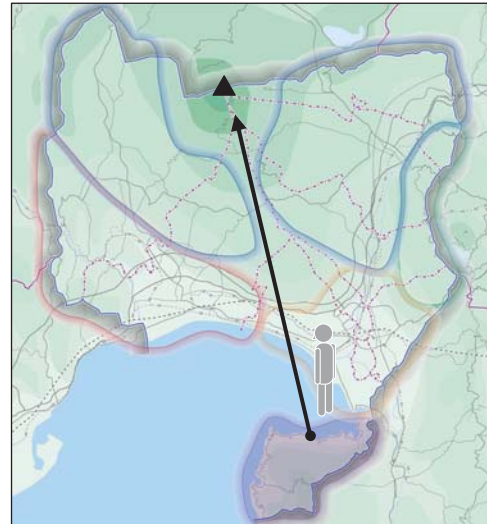
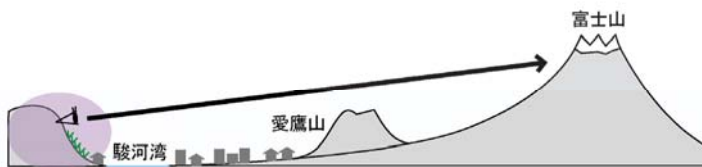


図 西浦・戸田地域と主な資源

イ 西浦・戸田地域の主な課題と景観形成方針

【特性】

西浦・戸田地域は、森林が地域のほとんどを占めていますが、海岸線に幾つかの集落が点在しています。こうした集落を繋ぐように海岸線に沿って通る道路上からは、富士山への眺望を遮る人工物はほとんどなく、駿河湾越しの遠方に均整のとれた美しい富士山の全景を捉えることができます。

- 駿河湾越しの象徴的な富士山眺望の景観が特徴である。
- 視点場の多くが高所に位置することから、富士山の全景を眺めることができる。
- 湾内の美しい砂浜や樹林の自然景観が遠方に見える富士山と調和し、一層魅力的なものにしている。
- 海岸線に沿った農地と集落の景観が、落ち着いた雰囲気醸し出し、富士山眺望の魅力を引き出している。
- 海岸線に沿った道路が、富士山眺望の視点場となっている。



天然記念物のビャクシン樹林が広がる大瀬崎(沼津市)



駿河湾越しの富士山が望める煌めきの丘(沼津市)

【主な課題】

富士山の美しい眺望景観を今後も維持していくため、建築物、工作物、屋外広告物等の人工物は、周囲の自然景観と調和することが求められます。

- 視点場周辺における管理不足の人工林は、富士山への眺望を遮る恐れがある。
- 眺望点周辺に立つ屋外広告物等が、富士山への眺望を遮る恐れがある。
- 富士山眺望を一層魅力的なものにしている農地や集落の景観を保全することが求められる。
- 快適に富士山を眺望できる視点場の整備と維持管理を行うことが求められる。



[景観形成方針]

富士の雄姿とあおい海が調和した感動できる景観の形成

駿河湾越しの雄大な富士山の姿がいつまでも変わることなく眺められ、感動できるよう、眺望点やその周辺の景観の形成に努めます。

- 樹木の成長が富士山への眺望を遮らないよう、適正な維持管理に努める。
- 眺望点や沿道において、眺望を阻害する人工物や屋外広告物が無秩序に設置されないよう、一定のルールを定め、規制、誘導を行うよう努める。
- 眼下に広がる農地や海岸、集落等に、派手な色彩の建築物や工作物が設置されないよう、一定のルールを定め、規制、誘導を行うよう努める。
- 主要な視点場では、観光客等が安全、快適に富士山の眺望を楽しめるよう、新たな視点場の創出と適正な維持管理を行うよう努める。
- 景観と分かりやすさの点から、公共サインの形態・意匠の統一・調和を図る。

第二部 行動計画

『第一部』が富士山周辺地域全体の景観形成の方針等を定め、対象地域が景観の形成・保全に取り組んでいく際の“羅針盤”を示したのに対し、『第二部』は、その方針等を踏まえて具体的な取組を示すものです。

こうした具体的な取組を、富士山周辺地域全体を対象とする共通施策と、景観形成等の施策を重点的に推進する箇所（以下「重点箇所」という。）での施策に整理します。

1 共通施策（富士山周辺地域全体での施策）

1-1 地域全体で取り組む景観形成

我が国を代表する景観資源である富士山を背景に持った富士山周辺地域は、世界文化遺産の登録を待たずとも国内外の大勢の観光客等が訪れる全国有数の観光地となっています。

しかし、タバコの吸殻や空き缶のポイ捨て、道路端の雑草の繁茂にはじまり、派手な色彩の屋外広告物の設置や富士山への眺望を遮る工作物等、景観形成に対する配慮が不足しています。

ここでは、富士山周辺地域全体で共通して取り組むべき景観形成について整理します。

整除

富士山への眺望景観を阻害するものを整除する

(1)富士山眺望を遮る物件の整理

①屋外広告物を規制する

屋外広告物の規制誘導は、掲出の場所だけでなく、屋外広告物の大きさや色彩をコントロールしていきます。

景観行政団体の独自の屋外広告物条例による規制・誘導

参考

屋外広告物の規制・誘導は、景観計画の「屋外広告物の設置に関する行為の制限による事項」に定めた上で、屋外広告物条例により行うことができます。独自の屋外広告物条例では、指定地域や許可基準を、地域の状況にあわせた設定とすることができます。

特に富士山の前景である市街地では、高さや表示面積の大きい屋外広告物が良好な眺望景観を阻害することが考えられます。このような場合には、県などの関係機関と協議の上、景観行政団体による独自の屋外広告物条例を制定し、これまでの県条例より高さ・面積などを抑えた許可基準を制定することが求められます。

なお、景観行政団体による独自の条例の制定にあたっては、隣接する市町等への配慮が求められます。



新富士駅周辺地区は、富士市屋外広告物条例（景観形成型広告整備地区）として、広告塔の高さ・面積の制限強化や屋上広告物の禁止、壁面広告の面積制限の強化及び色彩の制限を行います。

[事例：対象地域における屋外広告物条例の制定状況]

三島市	H24. 4. 1 施行	県条例の規制対象外地域を第1種普通規制地域に変更し、市内全域を規制対象地域に指定しています。また、野立ての一般広告物について、用途地域の内外を問わず主要な道路沿道100m以内の地域の設置を全面禁止するとともに、屋上に設置する広告物についても、高さ、面積、形状の規制を強化し、巨大な広告物の設置を抑制しています。
富士宮市	H24. 4. 1 施行	県条例では、4つの規制地域を設けていますが、富士宮市屋外広告物条例では、これに加えて県条例の第1種特別規制地域よりもさらに厳しい基準による地域として自然公園規制地域、第1種・第2種・第3種特別重点規制地域の4つの規制地域を新たに定め、自家広告物の規制などを強化しています。
富士市	H24. 4. 1 施行	富士市屋外広告物条例では、国立公園の区域や景観法に基づく景観重要建造物や景観重要樹木の周囲の区域などについて新たに規制を拡大するほか、屋上広告物の高さや面積の規制強化を行っています。また、従来の規制区域に加え、より厳しい規制内容となる「景観形成型広告整備地区」を定め、色彩の基準等を設ける予定です。

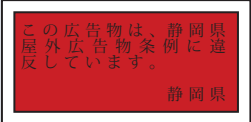
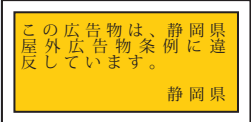
②違反広告物を取り締まる

県及び市屋外広告物条例に基づいて許可申請が義務付けられている屋外広告物のうち、許可を受けていないものや条例の基準を超えているもの、禁止物件（信号機・ガードレール・道路標識等）や禁止地域（河川区域等）に掲出されたものなどの違反広告物に対し、改修、移転、除却その他必要な措置命令や屋外広告業者への指導監督を行います。

県及び市屋外広告物条例に基づく除却

参考

違反広告物に対しては、県及び市屋外広告物条例に基づいて措置命令や除却を行います。



地域住民と関係行政機関との連携による簡易除却

はり紙・はり札・立看板・のぼり旗などの簡易な違反広告物については、地域住民と県・市町の関係行政機関が一体となり、撤去等を行います。



[事例：山梨・静岡・神奈川三県合同違法屋外広告物一斉除却キャンペーン]

-概要-

三県と富士箱根伊豆地域の 33 市町村が合同で、主要な道路を中心に屋外広告物の適正な表示の普及啓発と改善に向けた一斉キャンペーンを実施しました。

期 間：平成 24 年 8 月 20 日～24 日

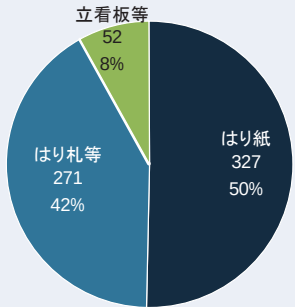
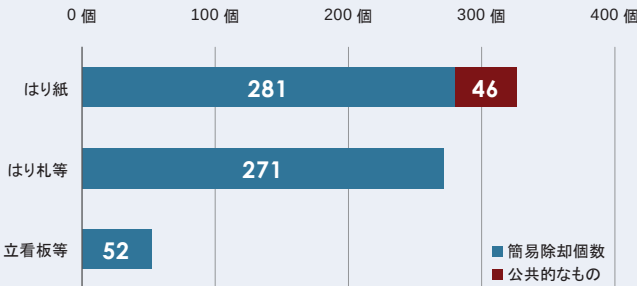
参加者：国、県、市町村、警察、地域住民
屋外広告物業者他



-静岡県の取組-

富士山の世界文化遺産登録活動等を踏まえ、富士山周辺地域市町と合同で構成資産候補地の周辺やそれらを結ぶ道路の沿道において屋外広告物のパトロール、簡易広告物除却活動等を実施し、約 660 枚の違反看板の撤去を行いました。

富士山周辺地域の簡易屋外広告物除却活動の実績（撤去数）



③電柱・電線類を整理する

地域を代表する主要な道路において、通りの正面や側方に見える富士山への眺望を遮っている電柱や電線類がある場合は、無電柱化を行っていきます。

電線類の地中化や移設等による景観整備

参考

無電柱化の方法には大別すると、電線類の「地中化」と「地中化以外」の方法があります。

電線類の地中化は、道路の地下空間に電力や通信等の複数事業者のケーブルを共同で収容する設備を敷設し、地上の電線類を撤去する方法であり、駅前等の商業施設や事務所ビルが多数集積する場所等で実施される場合が多い方法です。

一方、地中化以外の方法では、電柱の移設を伴う「裏配線」と「軒下配線」があります。裏配線は、無電柱化したい主要な通りの裏通り等に電線類を配置し、裏通りから引き込みを行うことで、表通りから電線類を見えにくくする方法です。また軒下配線は、無電柱化したい通りの脇道等に電柱を配置し、そこから引き込む電線を沿道家屋の軒下あるいは軒先に設置する方法で、これもまた表通りから電線類を見えにくくする方法の一つです。



無電柱化された路線(イメージ)



無電柱化された路線(イメージ)

■無電柱化の概要

地中化による無電柱化		電線類地中化以外による無電柱化	
電線共同溝方式	電線共同溝方式以外	裏配線	軒下配線
道路の地下空間を活用して電力線、通信線などをまとめて収容する無電柱化の手法	自治体管路方式：地方公共団体が管路設備を敷設 単独地中化方式：電線管理者が自らの費用で地中化 要請者負担方式：各地方の無電柱化協議会で優先度が低いとされた箇所などにおいて無電柱化を実施する場合に用いる手法であり、原則として費用は全額要請者が負担	無電柱化したい主要な通りの裏通りなどに電線類を配置し、主要な通りの沿道の需要家への引き込みを裏通りから行い、主要な通りを無電柱化する手法	無電柱化したい通りの脇道に電柱を配置し、そこから引き込む電線を沿道家屋の軒下または軒先に配置する手法
前 後			

(2)魅力的な富士山眺望とするための建築物や工作物の規制誘導

富士山の眺望の前景である市街地などにおいて、景観上影響の大きい大規模な建築物が周囲と調和していない形態・意匠であると、良好な景観を阻害してしまう恐れがあります。景観法を活用して、行政区域全域を景観計画区域に設定し、大規模な建築物などの行為を届出の対象にし、景観形成基準を設けて、建築物の形態・意匠などを規制誘導します。

特定の地区において建築行為の形態・意匠などを制限する制度

参考

都市計画法に基づく地区計画制度や景観法に基づく景観協定等、一定規模の地区単位での区域指定により建築物の高さ、形態意匠、色彩の規制誘導を行います。適用区域、制限事項、制限手段などの点から、地域に合った制度を選択するようにします。

[事例:主な制度]

	景観計画	景観地区	景観協定	地区計画
根拠法	景観法	景観法、都市計画法	景観法	都市計画法
適用区域	景観計画区域内 (都市計画区域内外で可)	都市計画区域内	景観計画区域内	都市計画区域内
制限事項	・建築物、工作物の形態意匠 ・建築物、工作物の高さの最高限度又は最低限度 ・壁面の位置 ・敷地面積の最低限度 ・その他、建築物の建築、工作物の設置、開発行為、土地の形質の変更、木竹の植栽・伐採、さんごの採取、土砂などの堆積、水面の埋立・干拓、特定照明、火入れなど	・建築物、工作物の形態意匠 ・建築物、工作物の高さの最高限度又は最低限度 ・建築物、工作物の壁面の位置 ・敷地面積の最低限度 ・開発行為 ・土地の形質の変更 ・木竹の植栽・伐採 ・土砂などの堆積 ・水面の埋立・干拓 ・特定照明	・建築物の形態意匠 ・建築物の敷地、位置、規模、構造、用途、建築設備 ・工作物の位置、規模、構造、用途、形態意匠 ・樹林地などの保全、緑化 ・屋外広告物の表示、掲出物件の設置 ・農用地の保全・利用 ・その他	・建築物などの用途 ・容積率の最高限度又は最低限度 ・建ぺい率の最高限度 ・敷地面積、建築面積の最低限度 ・建築物の壁面の位置 ・高さの最高限度又は最低限度 ・建築物の形態意匠 ・緑化率の最低限度 ・垣さくの構造 ・現に存する樹林地などの保全に関する事項 ・地区施設の配置規模
制限手段	○届出・勧告 ○変更命令 ・建築物、工作物の形態意匠が対象	○認定 ・建築物、工作物の形態意匠 ○建築確認 ・建築物の高さ ・建築物の壁面の位置 ・敷地面積の最低限度 ○許可 ・開発行為 ・土地の形質の変更 ・木竹の植栽・伐採など ○是正措置など ・工作物の高さの最高限度又は最低限度 ・工作物の壁面の位置	○協定 ・違反措置は協定で定める	○届出勧告 ○建築確認(建築基準法に基づく条例を定めた場合) ・建築物などの用途 ・容積率の最高限度又は最低限度 ・建ぺい率の最高限度 ・敷地面積、建築面積の最低限度 ・建築物の壁面の位置 ・高さの最高限度又は最低限度 ・建築物の形態意匠(屋根・壁面の形状・材料) ○認定(景観法に基づく条例を定めた場合) ・建築物の形態意匠
住民の意見反映・合意	公聴会など住民意見を反映させるために必要な措置(条例規定可)	都市計画の手続き	土地所有者など全員の合意	都市計画の手続き

自然公園法の特例に基づく規制誘導**参考**

景観計画に位置付けられた自然公園内における建築物の新築などについて、自然公園法の特例により、きめ細やかな基準設定が可能です。富士箱根伊豆国立公園の特別地域内の集落や景勝地などにおいて、建築物の高さや屋根などの色彩の制限、屋外広告物の規模や色彩の制限を強化する許可基準を設定することができます。なお、特例を定める際には、国立公園などの管理者と事前に協議を行うことが必要です。

【活用のイメージ】

国立公園特別地域の制限の一例	自然公園法特例による対応イメージ
・工作物の新築、改築又は増築のうち、集合別荘、集合住宅、分譲地の建築物などについて、屋根及び壁面の色彩並びに形態がその周辺の風致又は景観と著しく不調和でないこと。	・屋根の形状は、原則として、当該地域に多くみられ、周囲の山並みに調和する勾配屋根とする。 ・屋根の色彩は、明度・彩度の高いものを避け、灰黒系、焦げ茶系とする。
・所在地、名称、商標などを明らかにするための広告物などの掲出、設置または表示について、表示面積が5㎡以下であり、かつ、同一敷地内における表示面の面積合計が10㎡以下であること。	・同一敷地内における表示面の面積合計が5㎡以下であること。
・所在地、名称、商標などを明らかにするための広告物などの掲出、設置または表示について、色彩及び形態がその周辺の風致又は景観と著しく不調和でないこと。	・基調色は、自然材料を使用した場合は素材の色、その他の材料を使用した場合はこげ茶系とする。

景観ガイドライン等による誘導

景観法や都市計画法の建築物の形態意匠等を規定する制度に基づかない、地域の任意のルールを「(仮称)景観ガイドライン」等として作成し、紳士協定に基づく景観の誘導を行います。またガイドラインを用いて、事業者や地域住民の景観形成に対する意識の醸成を図ります。

【取組：工業地色彩ガイドラインに基づく修景】

富士市では、工場地の景観を、富士山や駿河湾の美しい景観に調和した景観に変えていくため、工業地色彩ガイドラインを平成8年3月に策定しました。工場施設の新設や塗替に際し、色彩ガイドラインに従ったカラーデザインを推奨し、工業地の修景を推進しています。



工業地色彩ガイドラインに基づく煙突の修景(富士市)

周辺と調和した美しい公共施設の景観形成

参考

道路や公園などの公共施設については、周囲の自然やまち並みとの調和に配慮するとともに、周囲の良好な景観を活かす配置や施設内容となるように努めます。また、「ふじのくに色彩・デザイン指針（社会資本整備）」に基づいた公共施設への景観配慮を推進します。

【事例：景観重要公共施設の指定による道路の整備】

周辺の自然景観と調和した美しい道路景観を形成するため、道路を景観重要公共施設に指定し、道路付属施設の修景や緑化など良好な景観形成に必要な整備事項を定めます。

景観重要公共施設の主要な整備事項のイメージ

電線共同溝法における電線共同溝整備道路に指定し、無電柱化を進める

地域らしさを表現するため、街路樹は郷土樹種を植栽する

車道照明灯は、直線ポール・アーム無しの形状とし、色彩はブラウンとする。また、車道照明灯、道路標識、信号の共架化を適宜行う



緑豊かな道路景観とするために、植栽帯を設け、低木及び高木を植栽する

周辺の眺望の確保に配慮し、街路樹の植栽間隔は18mとする

周辺の景観との調和や眺望の確保に配慮し、防護柵を設置する場合は、ガードケーブル、ダークブラウンのガードパイプまたは木製とする

【事例：景観重要公共施設の指定による河川改修の推進】

地域のシンボルになっている河川を景観重要公共施設に指定し、多自然川づくりや親水空間の創出に関する事項を定めます。

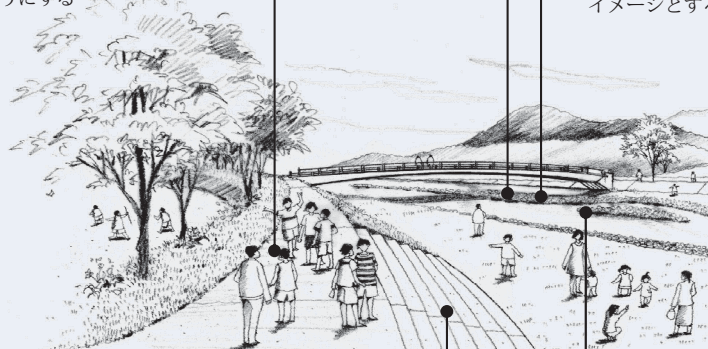
景観重要公共施設の主要な整備事項のイメージ

〇〇～〇〇区間の河川改修は、治水機能の確保を第一にしつつ、以下の点を踏まえ多自然川づくりを実施する。また、農村公園との一体的整備、親水空間の創出を図るため、以下の点を踏まえ河川改修を実施する。

〇〇～〇〇区間の左岸の堤防上に遊歩道を整備し、途切れている遊歩道を結ぶようにする

石による自然護岸を基本とする

護岸肩部はラウンディングを施すことなどにより、やわらかいイメージとする



市町において整備する親水公園に接する部分の左岸の堤防は、階段状とし、公園利用者が円滑に水辺に近づくことができるようにする

瀬や淵ができるように河道・河床などを整備する

(3)富士山周辺地域のイメージを損なう物件の撤去や改善

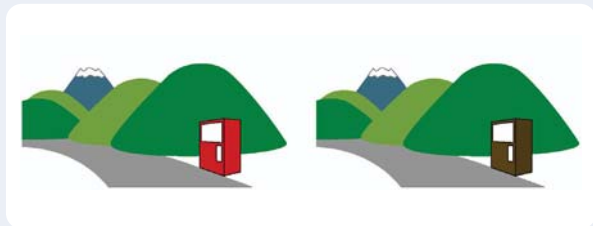
①ベンチ、ゴミ箱、自動販売機等を整理する

ベンチ、ゴミ箱、自動販売機等の施設は、公園等の公共施設内や施設に隣接して設けられ、不特定多数の人の目に触れます。特に、自動販売機やゴミ箱は、派手な色彩が用いられる場合もあることから、周囲の景観に調和した色彩となるよう配慮します。

施設管理者や設置業者等との調整

参考

公園や公共施設等に設置されるベンチ、ゴミ箱、自動販売機等の施設は、周囲の景観と調和した色彩となるよう、公園等の施設管理者や自動販売機の設置業者等と協議・調整します。



周囲の自然景観との調和に配慮した色彩の自動販売機(イメージ)

②富士山周辺にあるゴミを無くす

富士山麓周辺における廃棄物の不法投棄の監視や空き缶等ゴミの清掃を行います。

企業の社会貢献活動等と連携した清掃活動の推進と意識啓発

参考

社会貢献の一環として清掃活動をしている企業と地域住民や行政等が一体となり、富士山の山麓や沿道周辺のゴミの清掃を行います。また、こうした取組を積極的にPRし、地域の意識啓発を進めます。



富士山麓での清掃

【取組：富士山ごみ減量大作戦】

静岡県自然保護課では富士山の環境保全に向けた取組として、ボランティアを募集して「富士山ごみ減量大作戦」を実施しています。遠くから見ても、近くに行っても、富士山は日本一美しい山と言われるよう、富士山五合目以下の道路脇を中心とした清掃活動を実施しています。

ー平成24年度第2回富士山ごみ減量大作戦活動結果ー

活動場所 富士宮市栗倉周辺（国道469号沿いなど）

参加者 ボランティア48名、スタッフ34名

ごみ回収量 220kg（可燃ごみ 155kg、不燃ごみ 65kg）



ペットボトルや空き缶などのポイ捨て

【取組：不法投棄対策】

廃棄物の不法投棄を早期に発見し、迅速かつ適切に対応するため、県では不法投棄通報専用回線（不法投棄110番）を設けています。一般廃棄物、産業廃棄物の別を問わず、通報を受けており、毎年15～30件程度の通報が寄せられていますが、半数以上が産業廃棄物に関する通報となっています。

③眺望を阻害する工作物等を撤去する

主要な視点場や沿道からの眺望を阻害している工作物等について、老朽化により美観を損ねているものやその役割をなしていないものは、撤去して地域の景観の向上に努めます。

公共的目的により設置する工作物の景観への配慮

参考

屋外広告物条例の適用除外となっている「地方公共団体が公共的目的により表示する広告物や掲出物件」においても、眺望景観に配慮した意匠やデザイン、設置箇所への配慮が求められます。

【事例：県境に設置された歓迎塔の撤去（朝霧地区）】

山梨県と静岡県との県境に歓迎塔が設置されていましたが、沿道景観の向上に向けて行われた官民連携によるワークショップの取組により撤去されました。県境の看板等が必要な場合においても、主役である富士山への眺望を妨げる形状やデザイン、設置箇所は地域のイメージアップにはつながりません。



県境に設置されていた歓迎塔



撤去後は眺望景観の主役は富士山



歓迎塔の撤去作業の様子

④放置自転車を撤去する

路上の放置自転車は、緊急車両等の通行の妨げになることや、歩行者の通行の障害、事故等の誘発の原因となるだけでなく、無造作に放置された自転車等は、まち並みの景観の悪化を招くことから、撤去や所有者に対する意識啓発を図っていきます。

市町条例に基づく「放置禁止区域」等の指定

参考

自転車法（通称）に基づく市町条例を制定し、その中で鉄道駅周辺等の一定範囲を「自転車等の放置禁止区域」等に指定することで、放置自転車に対する指導や撤去等を行います。

PR 活動の等による所有者への意識啓発

地域住民、商工会議所、まちづくりに関する NPO 法人等の団体との協力により、街頭での放置自転車禁止に関するビラ配布等の PR 活動を行い、所有者の放置自転車に対する意識啓発を行います。



路上の放置自転車（イメージ）

保全

富士山周辺の魅力的な景観を守り育む

(1)自然環境の適正な維持管理

豊かな自然環境は、単に景観だけでなく、多様な生物の生息環境を支え、水源を涵養し、また自然災害を防止し、さらにはレクリエーションの場を提供してくれるなど、多様な機能を有する貴重な財産です。こうした貴重な財産を守るため、森林の保全等により適正な維持管理を進めます。

富士地域森林計画に基づく施業の推進

参考

富士地域森林計画は、富士山を中心とする美しい自然環境と豊富な森林資源を、持続的に守り（保全）、育て（整備）、活かす（活用）ために必要な「森林施業の基準」などを示しています。

市町森林整備計画の変更による森林の修景の促進

景観計画区域に含まれた森林で、市町村森林整備計画で定める伐採・造林・保育などの方法で特に景観に留意する事項がある場合は、区域を定め、内容を盛り込むことができます。

景観農業振興地域整備計画による美しい農山村景観の保全

景観計画区域内の農業振興地域で、景観と調和のとれた良好な営農条件の確保を図る必要がある場合は、市町が策定する景観農業振興地域整備計画に、景観と調和のとれた土地の農業上の利用、農業生産基盤や農業近代化施設の整備・開発、農用地の保全に関する事項を定めることができます。

緑化地域(都市緑地法)の指定による緑化の推進

用途地域が指定されている区域において、敷地面積が一定の規模以上の建築物の新築・増築を対象に、建築物・敷地の緑化率の最低限度を定めることができます。

緑地保全地域(都市緑地法)による緑地の保全

都市近郊の比較的大規模な緑地などにおいて、比較的緩やかな行為の規制・誘導により、一定の土地利用との調和を図りながら緑地を保全します。なお、緑地保全地域は、都市計画の地域地区として県が定めるものであり、県と連携しつつ地域指定を目指していく必要があります。



都市近郊の緑地(イメージ)

富士山地域における車両等乗り入れ規制**参考**

富士山中腹部には、オンタデ、イタドリ、フジアザミ等の貴重な植物が生育しています。オフロード車・オフロードバイクなどの乗り入れによる、植物や樹木の損傷、自然地形の改変等が、自然環境保全上大きな問題となっています。このため、富士山の中腹部から上の地域は、自然公園法により、車両等（自動車、バイクの他、スノーモービル、自転車、馬での乗り入れも規制）の乗り入れが規制（道路以外への乗り入れは原則禁止）されています。



オフロード車等の乗り入れによる被害の現状

一定地域への乗り入れを抑制するマイカー規制

富士山への来訪者の安全と快適性の確保、環境保全を実現するため、登山口においてマイカー規制を実施していきます。



富士山周辺で実施されているマイカー規制

アダプト制度による景観の維持の推進

河川や道路の各区間や公園などにおいて、希望する住民、市民団体、事業者が里親になり、清掃や美化、樹木の維持・管理などを行います。

【取組：アダプト・ロード・プログラム】

アダプト・ロード・プログラムは、まちの美化につとめる住民活動と団体を、広くアピールし、みんなが参加しやすいようにサポートする新しい仕組みです。自治体は地域のボランティア活動に意欲を持つ地域住民や企業、学校を、プログラムの活動団体として認証した上で、同意書を交わし、一定区間の清掃美化をおまかせしてその活動を支援します。

【取組：リバーフレンドシップ】

リバーフレンドシップとは住民と行政による協働事業です。住民、利用者等がリバーフレンド（川のともだち）となり、川の清掃や除草等の河川美化活動を行い、地域全体で身近な環境保護への関心を高めることを目的としています。



団体による植樹の状況（小坂第一）



団体による草刈状況（沼川）

(2)富士山景観の魅力を高める歴史的な景観資源の保全

古来より信仰の対象となっている富士山の周辺には、浅間神社をはじめ、多数の歴史的資源が残り、これらの一つひとつが当該地域の貴重な景観資源となっています。

地域の歴史や文化を象徴し、地域のより良いイメージを印象付けるこうした歴史的な景観資源を積極的に保全しつつ、地域振興のためにも活用します。

歴史的な建築物・樹木の保存

参考

建築物・樹木の保存に係る制度として、景観重要建築物・樹木のほかに文化財保護法関連の制度や保存樹などがあります。適用物件、保存手段（強制力）、緩和事項などの点から、各建築物・樹木に合った制度を選択します。

【事例：主な制度】

	景観重要 建築物・樹木	指定有形文化財	記念物	保存樹
根拠法	景観法	文化財保護法に基づく 地方公共団体の文化財 保護条例※	文化財保護法に基づく 地方公共団体の文化財 保護条例※	都市の美観風致を維持 するための樹木の保存 に関する法律
適用物件	・景観計画区域内の良 好な景観形成に重要 な建築物 ・景観計画区域内の良 好な景観形成に重要 な樹木	・有形文化財	・記念物	・都市計画区域内の、 美観風致を維持する ために必要な樹木又 は樹木の集団
義務など	・建築物、樹木の管理 ・所有者変更届出	・文化財の管理 ・所有者変更届出 ・滅失、き損届出	・記念物の管理 ・所有者変更届出 ・滅失、き損届出	・保存の義務 ・所有者変更届出
保存手段	・現状変更の許可、現 状回復命令など（損 失補償） ・管理に関する命令・ 勧告	・管理修理の勧告 ・現状変更などの許可 ・修理の届出	・管理修理の勧告 ・現状変更などの許可 ・修理の届出	・必要な助言
補助援助 緩和事項	・景観行政団体などの 管理協定 ・建築基準法上の制限 の一部緩和 ・建築物及びその敷地 の相続税の適正評価	・管理修理の補助	・管理修理の補助	・必要な援助

※ここでは参考として静岡市文化財保護条例の概要を示す

【事例：景観重要建築物・樹木の指定】

景観上重要な建築物や工作物、樹木を指定することができます。所有者などに適切な維持・管理を求め、現状変更には許可が必要となります。

なお、景観重要建築物・樹木の指定は、文化財保護法に基づく国宝、重要文化財、特別史跡名勝天然記念物、史跡名勝天然記念物として指定された建築物・樹木には適用されません。

伝統行事の継承

朝霧高原根原地区では江戸時代より、草原の野焼き（火入れ）を行い、茅場としてススキの平原を維持し、農業等に役立てています。このような富士山麓固有の伝統行事を広く情報発信しながら、地域に残る貴重な行事として継承していきます。



朝霧高原の根原地区で行われる火入れ

(3)無秩序な土地の区画形質変更の抑制

地形は、景観を特徴付ける素地となるものです。特に、富士山周辺地域では、そのなだらかな起伏が美しい富士山への眺望を生み出し、多くの人々に親しまれている大切な要素になっていることから保全していく必要があります。

開発許可制度の適正運用による景観への配慮

参考

都市計画法に基づく開発許可制度より、一定規模以上の土地の区画形質の変更に対して、景観への影響が最小限となるよう配慮した取組を進めます。



山肌があらわになった場所(イメージ)

準都市計画区域の設定などによる特定用途の規制

インターチェンジの周辺にブティックホテルなどが立地した場合、地域の景観のみならず、郊外や農村の生活環境も悪化することが考えられます。都市計画区域外のインターチェンジ周辺やアクセス道路沿道で乱開発の恐れがある区域を準都市計画区域に設定し、必要に応じて用途地域や特定用途制限地域を指定することにより、ホテルなどの用途を規制することができます。

創出

富士山への眺望景観を魅力的にする

(1)富士山を眺望できる新たな視点場の創出

富士山は、その規模や姿形から地域内の各所から眺めることができます。来訪者に富士山の魅力を一層堪能してもらうために、公園内をはじめ、展望台、道路脇の展望駐車場など、美しい富士山を眺望できる新たな視点場を創出します。

他事業と連携した新たな視点場づくり

参考

新規事業を行う際には、整備後の富士山眺望に関する検討を併せて行い、眺望の可否や程度等に応じて、新たな視点場の確保と整備を行います。

また、意匠の統一と多言語表記に配慮した公共サインの設置を併せて行います。



富士山への眺望点

【取組：しずおか公共サイン整備ガイドラインに基づく公共サインの連続性・統一性の確保】

道路案内標識や歩行者案内サイン、観光案内看板などの公共サインの連続性・統一性を確保することにより、利用者の円滑な移動を支援し、今後増加が見込まれる外国人観光客にとっても分かりやすく、景観に配慮した公共サインを目指します。対象地域の公共サイン整備は、富士山周辺地域公共サイン整備行動計画に基づいて、円滑な移動の確保、ユニバーサルデザインへの対応、景観への対応に留意して整備を推進します。

【取組：公共空間を活用したにぎわいづくり】

公共空間を活用して富士山眺望を楽しめるにぎわいのある景観を創出するために、メインストリートイベント会場、オープンカフェやギャラリーなどとして利用することを検討します。

(2)基盤整備に伴う景観への配慮

新しく開発される地域において、富士山への眺望を活かした整備に取り組みます。

富士山眺望を活かした基盤整備の実施

参考

市街地再開発や一団地内の集合住宅の整備等、大規模な基盤整備が発生する際は、計画(整備)地内の道路線形や建物配置を富士山眺望に配慮しながら行い、景観面で付加価値の創造を積極的に推進します。



通りの正面に見える富士山(イメージ)

(3)景観まちづくりへの機運の醸成

景観まちづくりの担い手となる地域住民の意識啓発に取り組めます。

景観まちづくりの好事例の表彰と紹介(情報発信)

参考

景観まちづくりに取り組む団体や個人を行政が積極的に表彰します。また、景観形成の好事例をホームページや情報誌等で紹介（事前と事後の比較を掲載）することで、景観まちづくりに対する意識啓発を図ります。

【取組：静岡県景観賞】

静岡県では、住民、事業者、市民団体などの活動により形成された良好な景観の表彰や PR を目的に「静岡県景観賞」を実施しています。都市、田園、農山漁村等の優れた景観形成に貢献している個人又は団体を顕彰するもので、平成 24 度は 159 件の応募があり、最優秀賞に「新東名とみかんの里『原・新丹谷』」が選ばれました。



第5回静岡県景観賞最優秀賞受賞地区

【事例：好事例の紹介(事前事後の比較)】

電線類地中化による富士山眺望の確保(富士市)



施工前

■道路を横断した電線類が背景の富士山への眺望を阻害している。



施工後

■電線類の地中化により、すっきりとした富士山の姿が見えるようになった。

「富士市煙突撤去モデル事業(五条製紙)」(富士市)



施工前

■赤白の煙突が背景の富士山への眺望を阻害している。



施工後

■煙突撤去により、すっきりとした富士山の姿が見えるようになった。

2 重点箇所での施策

2-1 重点箇所の行動計画を示す意義

重点箇所は、「景観の核をつくる要素」と「景観の軸をつくる要素」の2つの視点から整理しています。

これらの視点から整理した重点箇所の施策は、それぞれの対象施設における今後の取組内容を明確にし、実行していくためのものであるとともに、重点箇所以外の施設で取組を行う際は、当該施設と同様の要素や地理的条件を持った重点箇所が参考事例となることを想定して取りまとめるものです。

重点箇所の取組に当たっては、現状と課題を明らかにした上で、緊急性や重要度、費用対効果等を考慮しながら、計画的に取り組む必要があります。このため、本行動計画における取組の実施期間については、富士山世界文化遺産の登録予定年度及び「静岡県総合計画」の計画年度も勘案し、以下のとおり区分します。

短期	計画策定から平成 25 年度まで
中期	計画策定から平成 30 年度まで
長期	計画策定から平成 31 年度以降も継続

2-2 重点箇所の抽出

重点箇所は、以下に示す考え方に基づいて抽出しています。

重点箇所抽出の考え方

- 1 「第一部」に示す「2-1 富士山周辺地域の広域的景観特性の分類」のうち、「景観の骨格をなす要素」の「核」または「軸」をつくる要素に含まれているものを基本とし、以下の要件を踏まえて抽出する。
- 2 多くの観光客等が訪れ、親しまれている、富士山周辺地域を代表する景観、または地域の「顔」となっている箇所。
- 3 今後、市町が景観形成の対象として積極的に取り組み、周囲や他地域の景観形成の手本となり得る箇所。

重点箇所の一覧表

		箇所名		まとまり	地域別	市町名	位置図番号
核	駅周辺、 高速道路 IC	1-1	三島駅	商業系	沼津・三島地域	三島市	①
		1-2	新富士駅	住居系	富士山南西地域	富士市	②
		1-3	沼津駅	商業系	沼津・三島地域	沼津市	③
		1-4	富士宮駅	商業系	富士山南西地域	富士宮市	④
		1-5	駿河小山駅	農地・緑地	富士山パノラマ東側地域	小山町	⑤
		1-6	東名富士IC	住居系	富士山南西地域	富士市	⑥
		1-7	東名沼津IC	住居系	沼津・三島地域	沼津市	⑦
		1-8	東名裾野IC	工業系	富士山パノラマ東側地域	裾野市	⑧
		1-9	東名御殿場IC	工業系	富士山パノラマ東側地域	御殿場市	⑨
		1-10	新東名新富士IC	農地・緑地	富士山南西地域	富士市	⑩
		1-11	新東名長泉沼津IC	農地・緑地	沼津・三島地域	長泉町	⑪
	S A ・ P A 、 道 の 駅	2-1	新東名駿河沼津SA	農地・緑地	沼津・三島地域	沼津市	⑫
		2-2	東名足柄SA（上り線）	農地・緑地	富士山パノラマ東側地域	御殿場市	⑬
		2-3	東名足柄SA（下り線）	農地・緑地	富士山パノラマ東側地域	小山町	⑭
		2-4	新東名小山PA（仮）	農地・緑地	富士山パノラマ東側地域	小山町	⑮
		2-5	道の駅富士川楽座	住居系	富士山南西地域	富士市	⑯
		2-6	道の駅朝霧高原	農地・緑地	富士山パノラマ西側地域	富士宮市	⑰
		2-7	道の駅すばしり	農地・緑地	富士山パノラマ東側地域	小山町	⑱
		2-8	道の駅ふじおやま	農地・緑地	富士山パノラマ東側地域	小山町	⑲
	港	3-1	沼津港	工業系	沼津・三島地域	沼津市	⑳
		3-2	田子の浦港	工業系	富士山南西地域	富士市	㉑
	構 成 資 産 候 補	4-1	富士山本宮浅間大社	住居系	富士山南西地域	富士宮市	㉒
		4-2	山宮浅間神社	農地・緑地	富士山パノラマ西側地域	富士宮市	㉓
		4-3	村山浅間神社	農地・緑地	富士山パノラマ西側地域	富士宮市	㉔
		4-4	須山浅間神社	農地・緑地	富士山パノラマ東側地域	裾野市	㉕
		4-5	富士浅間神社	農地・緑地	富士山パノラマ東側地域	小山町	㉖
		4-6	人穴富士講遺跡	農地・緑地	富士山パノラマ西側地域	富士宮市	㉗
		4-7	白糸の滝	農地・緑地	富士山パノラマ西側地域	富士宮市	㉘
	公 園、 歴 史 資 源、 景 勝 地	5-1	三嶋大社	商業系	沼津・三島地域	三島市	㉙
		5-2	岩本山公園	農地・緑地	富士山南西地域	富士市	㉚
		5-3	東山湖周辺	農地・緑地	箱根山麓地域	御殿場市	㉛
		5-4	狩野川ふれあい広場	住居系	沼津・三島地域	清水町	㉜
		5-5	柿田川公園	住居系	沼津・三島地域	清水町	㉝
		5-6	鮎壺の滝	住居系	沼津・三島地域	長泉町	㉞
		5-7	足柄城址・誓いの丘	農地・緑地	箱根山麓地域	小山町	㉟

	要素	箇所名	市町名	位置図番号
軸	高速道路	(1) 新東名高速道路	5市2町（小山町、御殿場市、裾野市、長泉町、沼津市、富士市、富士宮市）	①
	広域道路	(2) ぐるり・富士山風景街道	4市1町（富士宮市、富士市、裾野市、御殿場市、小山町）	②
		(3)-1 富士見大通り	富士市	③
		(3)-2 東駿河湾環状道路	三島市	④
		(3)-3 国道138号	御殿場市	⑤
		(3)-4 富士山パノラマロード	裾野市	⑥
	海岸	(4) 御浜岬～内浦湾	沼津市	⑦

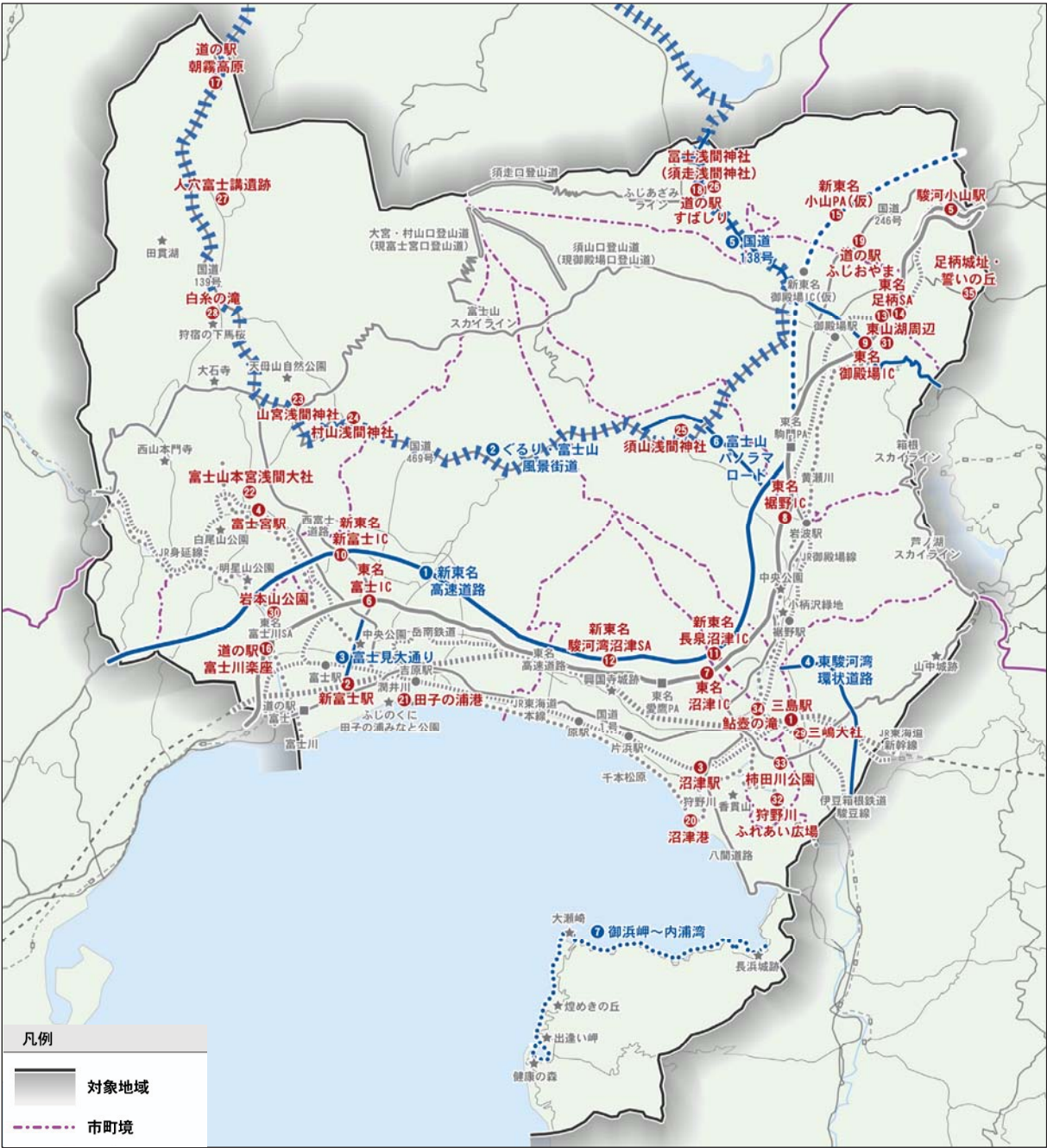


図 重点箇所位置

2-3 景観の核をつくる要素

(1)鉄道駅周辺、高速道路 IC

①特性

- ・地域外からの来訪者が、まず初めに利用する地域の玄関口
- ・地域の「顔」となり、地域を印象付ける場所

②課題

- ・施設周辺に氾濫する無秩序な屋外広告物に対する規制・誘導
- ・富士山への眺望を遮る屋外広告物や電線類等の整除
- ・地域外からの来訪者を気持ちよく迎えるための清掃等の維持管理

③施策

凡例 ①：地図上の記号は、富士山が見える方向を矢印で示しています。

住居系	商業系	工業系	農地・緑地	自然
-----	-----	-----	-------	----

1-1 三島駅

場所 三島市
関連計画 三島駅北口周辺地区計画、三島駅南口周辺地区計画、三島市景観計画
三島市屋外広告物条例(特別規制地域、普通規制地域)



三島駅は、JR 東海道新幹線、JR 東海道本線、伊豆箱根鉄道駿豆線の 3 路線が乗り入れ、地域内外の人が利用する交通結節点です。
街並み景観に配慮した屋外広告物の配置や規模、デザインへの誘導に努めるとともに、大規模建築物等の建築の際には、敷地内の緑化や水辺の演出等により、富士山周辺地域の玄関口としてふさわしい、にぎわいとうるおいの感じられる駅前景観の形成を進めていきます。

富士山パノラマ西側地域
富士山パノラマ東側地域
富士山南西地域
沼津・三島地域
箱根山麓地域
西浦・戸田地域

＜主な取組のスケジュール＞

短期(～平成 25 年度)	中期(～平成 30 年度)	長期(平成 31 年度～)
三島市景観計画に基づく規制誘導(良好な景観の形成に関する方針)[市]		
三島市屋外広告物条例に基づく規制誘導[市]		
屋外広告業者に対する指導 [県、市]		
無電柱化の検討 [県、市、地域住民、事業者]		無電柱化の推進 [県、市、地域住民、事業者]

住居系	商業系	工業系	農地・緑地	自然
-----	-----	-----	-------	----

1-2 新富士駅

場所 富士市
関連計画 新富士駅南地区計画、富士市景観計画、富士市屋外広告物条例(特別規制地域、普通規制地域、景観形成型広告整備地区(H25.4 予定))



JR 東海道新幹線新富士駅を中心とした場所で、富士山周辺地域の玄関口であり、顔ともなる地区です。玄関口にふさわしいまち並みを形成するため、屋外広告物は周囲の景観に調和した色調、形状、意匠、規模に誘導し、新富士駅南地区では、地区計画に基づき設置の制限をしています。富士山眺望を遮る屋外広告物や派手な色彩の屋外広告物の整除とともに、駅前広場の街路樹の適切な維持管理を行い、玄関口にふさわしい景観の形成を推進します。

富士山パノラマ西側地域
富士山パノラマ東側地域
富士山南西地域
沼津・三島地域
箱根山麓地域
西浦・戸田地域

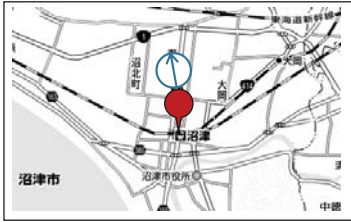
＜主な取組のスケジュール＞

短期(～平成 25 年度)	中期(～平成 30 年度)	長期(平成 31 年度～)
現状分析	案内看板のデザイン統一化・集合化[施設管理者、県、市、事業者]	
	施設周辺の修景(清掃、樹木、民間施設)[施設管理者、市、地域住民、事業者]	
	視点場の選定、整備、維持管理[施設管理者、市、地域住民、事業者]	
違反広告物の是正指導[県、市]		
富士市屋外広告物条例(景観形成型広告整備地区)に基づく規制誘導[市]		
景観に対する市民の意識向上[市、地域住民、事業者]		

住居系商業系工業系農地・緑地自然

1-3 沼津駅

場所 沼津市
関連計画 沼津駅北第一地区計画、沼津市景観計画（景観形成重点地区）、静岡県屋外広告物条例（普通規制地域）



沼津駅は、JR 東海道本線と JR 御殿場線の 2 路線が乗り入れており、駅を中心とした南北に商店街や商業店舗、業務施設が集積しています。現在、土地区画整理事業など沼津駅周辺総合整備事業が進められており、まち並み景観が大きく変化することが想定されます。中心市街地としてまちの活性化を図り、建築物の壁面や屋上に設置された屋外広告物等の規制、誘導を図りながら、魅力とにぎわいのある商業地景観の形成を進めていきます。

富士山パノラマ西側地域
富士山パノラマ東側地域
富士山南西地域
沼津・三島地域
箱根山麓地域
西浦・戸田地域

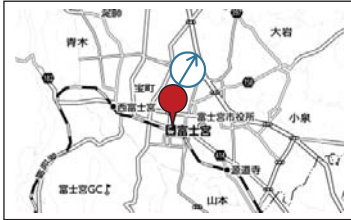
＜主な取組のスケジュール＞

短期（～平成 25 年度）	中期（～平成 30 年度）	長期（平成 31 年度～）
沼津駅周辺総合整備事業の推進〔県、市、施設管理者〕		
沼津市景観計画に基づく規制誘導（沼津駅周辺地区の景観形成基準）〔市〕		
沼津市屋外広告物条例の制定〔市〕	沼津市屋外広告物条例に基づく規制誘導〔市〕	
屋外広告業者に対する指導〔県、市〕		

住居系商業系工業系農地・緑地自然

1-4 富士宮駅

場所 富士宮市
関連計画 富士宮市景観計画
富士宮市屋外広告物条例（特別重点規制地域）



富士宮駅は JR 身延線の駅で、現在、駅の西側に位置する都市計画道路野中棒杭線との交差部分において鉄道高架事業が進められています。道路ネットワークの強化と街並み整備等を一体的に行うことにより商業、業務機能の強化が図られていることから、建築物や屋外広告物の形態、意匠などを適切に誘導し、本市の玄関口にふさわしい格調高い景観を創出します。駅前地区は、富士宮駅から富士山本宮浅間大社への門前町にふさわしい歴史景観の創出を進めます。

富士山パノラマ西側地域
富士山パノラマ東側地域
富士山南西地域
沼津・三島地域
箱根山麓地域
西浦・戸田地域

＜主な取組のスケジュール＞

短期（～平成 25 年度）	中期（～平成 30 年度）	長期（平成 31 年度～）
鉄道高架事業〔施設管理者、県、市〕		
富士宮市景観計画に基づく規制誘導〔市〕		
富士宮市屋外広告物条例に基づく規制誘導〔市〕		
屋外広告業者に対する指導〔県、市〕		

住居系商業系工業系農地・緑地自然

1-5 駿河小山駅

場所 小山町
関連計画 小山町景観計画（平成 27 年度予定）
静岡県屋外広告物条例（特別規制地域）



駿河小山駅の周辺には、歴史的価値の高い産業遺産や金太郎の古跡、豊富な湧水等、活用できる地域資源が多数あります。一方で基幹産業の衰退等で人口が減り活気を失っています。そのため、町のにぎわいを取り戻すためには、用途地域変更も視野に、駅周辺の工業地域再開発や商店街活性化策を検討する必要があります。住民などとの協働によるワークショップを中心に、商店街や再開発地域における建築物や屋外広告物の形態・意匠などの誘導を図りつつ、富士山の眺望と地域資源の個性を活用した、魅力ある景観を楽しめる拠点づくりを目指します。

富士山パノラマ西側地域
富士山パノラマ東側地域
富士山南西地域
沼津・三島地域
箱根山麓地域
西浦・戸田地域

＜主な取組のスケジュール＞

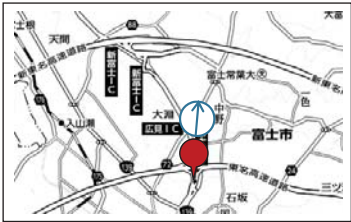
短期（～平成 25 年度）	中期（～平成 30 年度）	長期（平成 31 年度～）
現状調査、課題の検討と共有 〔町、地域住民、事業者〕	小山町景観計画の策定 〔町、地域住民、事業者〕	屋外広告物等ルールの制定と誘導 （自主規制）〔町、地域住民、事業者〕
効果的な再整備に向けた土台づくり（用途地域の変更等）〔町〕		効果的な再整備による人口の増加 駅利用者の増加による賑わいの創出
地域資源を活かした拠点創出、駅の利便性向上に繋がる取組（花壇の整備、電車増便等）〔施設管理者、町、地域住民、事業者〕		魅力ある景観拠点の創出と保全 〔町、地域住民、事業者〕

住居系商業系工業系農地・緑地自然

1-6 東名富士 IC

場所
関連計画

富士市
富士市景観計画
富士市屋外広告物条例(特別規制地域)



東名富士 IC は、富士市役所北約 2km に位置し、出入り口は国道 139 号につながっています。また、富士 IC から西富士道路を通ると新東名新富士 IC に連絡します。

高速道路の IC 出入り口付近では、接続する沿線施設の案内看板の設置が多く、乱立する傾向にあるため周囲の環境との調和に配慮し、必要最小限の広告物の設置となるよう誘導することを目指します。

富士山パノラマ西側地域
富士山パノラマ東側地域
富士山南西地域
沼津・三島地域
箱根山麓地域
西浦・戸田地域

＜主な取組のスケジュール＞

短期(～平成 25 年度)	中期(～平成 30 年度)	長期(平成 31 年度～)
現状分析	案内看板のデザイン統一化・集合化[施設管理者、県、市、事業者]	
	施設周辺の修景(清掃、樹木、民間施設)[施設管理者、市、地域住民、事業者]	
	違反広告物の是正指導[県、市]	
	富士市屋外広告物条例に基づく規制誘導[市]	
	景観に対する市民の意識向上[市、地域住民、事業者]	

住居系商業系工業系農地・緑地自然

1-7 東名沼津 IC

場所
関連計画

沼津市
黄瀬川沼津インター線沿道商業地区計画、沼津市景観計画、静岡県屋外広告物条例(特別規制地域)



東名沼津 IC は、沼津市役所の北側約 5km に位置し、IC の出入り口は東駿河湾環状道路沼津岡宮 IC につながっています。また、約 1.5km 東側には新東名の長泉沼津 IC があります。

接続する道路の沿線にある建築物の壁面や屋上に設置された屋外広告物等の規制、誘導を図りながら、魅力ある景観の形成を進めていきます。

富士山パノラマ西側地域
富士山パノラマ東側地域
富士山南西地域
沼津・三島地域
箱根山麓地域
西浦・戸田地域

＜主な取組のスケジュール＞

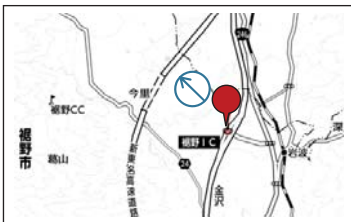
短期(～平成 25 年度)	中期(～平成 30 年度)	長期(平成 31 年度～)
	沼津市景観計画に基づく規制誘導[市]	
沼津市屋外広告物条例の制定[市]	沼津市屋外広告物条例に基づく規制誘導[市]	
	屋外広告業者に対する指導[県、市]	

住居系商業系工業系農地・緑地自然

1-8 東名裾野 IC

場所
関連計画

裾野市
裾野市景観計画(H25.4 予定)、
静岡県屋外広告物条例(特別規制地域)



東名裾野 IC は、裾野市役所の北側約 5km に位置し、IC の出入り口は県道裾野インター線を経由して国道 246 号につながっています。IC 周辺の土地利用は、大規模な工場及び研究所などが立地しており、工業地景観を形成しています。裾野 IC は、富士山麓の自然豊かな地区にあることから、工作物及び屋外広告物の位置、規模、形態、意匠の誘導等により、周辺の自然景観との調和を図り、富士山や山並みの眺望に配慮した良好な工業地景観の創出を推進します。

富士山パノラマ西側地域
富士山パノラマ東側地域
富士山南西地域
沼津・三島地域
箱根山麓地域
西浦・戸田地域

＜主な取組のスケジュール＞

短期(～平成 25 年度)	中期(～平成 30 年度)	長期(平成 31 年度～)
裾野市景観計画の策定[市、地域住民、事業者]	裾野市景観計画に基づく規制誘導[市]	
裾野市屋外広告物条例の制定[市、地域住民、事業者]	裾野市屋外広告物条例に基づく規制誘導[市]	
	屋外広告業者の指導[県、市]	
	清掃等の維持管理の継続[施設管理者、市、地域住民、事業者]	

68

1-9 東名御殿場 IC

場所 御殿場市
 関連計画 御殿場市景観計画（平成 26 年度予定）
 静岡県屋外広告物条例（特別規制地域）



東名御殿場 IC は御殿場市役所の南東約 2km に位置し、IC の出入口は県道御殿場箱根線と国道 138 号につながっており山中湖や箱根への玄関口にもなっています。御殿場 IC の周辺には、御殿場プレミアムアウトレットやゴルフ場などレクリエーション施設が立地しており、多くの観光客が利用します。IC 出入口の周辺には、商業施設への案内誘導の看板が乱立しがちであるため、適正な規制誘導に努め、観光客へのおもてなし景観の形成を推進します。

＜主な取組のスケジュール＞

短期（～平成 25 年度）	中期（～平成 30 年度）	長期（平成 31 年度～）
御殿場市景観計画の策定 〔市、地域住民、事業者〕	御殿場市景観計画に基づく規制誘導 〔市〕	
御殿場市屋外広告物条例の制定 〔市、地域住民、事業者〕	御殿場市屋外広告物条例に基づく規制誘導 〔市〕	
屋外広告業者に対する指導〔県、市〕		

富士山パノラマ西側地域
 富士山パノラマ東側地域
 富士山南西地域
 沼津・三島地域
 箱根山麓地域
 西浦・戸田地域

1-10 新東名新富士 IC

場所 富士市
 関連計画 第二東名周辺地区計画、富士市景観計画、富士市屋外広告物条例（特別規制地域、景観形成型広告整備地区（H25. 4 予定））



新富士 IC は富士市役所の北側約 5km に位置し、IC の出入口は西富士道路につながっています。

IC 隣接した場所では広告物の乱立が懸念されるため、周囲の環境への調和に配慮し、必要最小限の設置となるように誘導に努めます。なお、IC 入り口交差点部では、案内図板を整理するための集合広告塔の設置を検討しています。

＜主な取組のスケジュール＞

短期（～平成 25 年度）	中期（～平成 30 年度）	長期（平成 31 年度～）
現状分析	案内看板のデザイン統一化・集合化〔施設管理者、県、市、事業者〕	
	施設周辺の修景（清掃、樹木、民間施設）〔施設管理者、市、地域住民、事業者〕	
違反広告物の是正指導〔県、市〕		
富士市屋外広告物条例（景観形成型広告整備地区の整備基準）に基づく規制誘導〔市〕		
景観に対する市民の意識向上〔市、地域住民、事業者〕		

富士山パノラマ西側地域
 富士山パノラマ東側地域
 富士山南西地域
 沼津・三島地域
 箱根山麓地域
 西浦・戸田地域

1-11 新東名長泉沼津 IC

場所 長泉町
 関連計画 静岡県屋外広告物条例（特別規制地域）



新東名長泉沼津 IC は、長泉町役場の北西側約 3.5km に位置し、IC の出入口は東駿河湾環状道路等につながっています。昨年 4 月に新東名が供用され、内陸フロンティア構想など周辺土地利用の活用が検討されていますが、IC 周辺は畑が多く愛鷹山麓の自然豊かな地域にあるため、周囲への環境への調和に配慮し、地域の玄関口にふさわしい景観の形成を進めていきます。

＜主な取組のスケジュール＞

短期（～平成 25 年度）	中期（～平成 30 年度）	長期（平成 31 年度～）
現状分析・阻害要因調査〔町〕		
景観形成ガイドプラン等の策定 〔町、地域住民、事業者〕	景観計画の策定〔町、地域住民〕 景観条例・屋外広告物条例〔町〕	景観計画に基づく規制 〔町、地域住民、事業者〕
静岡県屋外広告物条例に基づく規制誘導〔県、町〕		
屋外広告物業者に対する指導〔県、町〕		

富士山パノラマ西側地域
 富士山パノラマ東側地域
 富士山南西地域
 沼津・三島地域
 箱根山麓地域
 西浦・戸田地域

(2)SA・PA、道の駅

①特性

- ・ 来訪者が旅の途中で立ち寄る休憩施設
- ・ 地域内の周遊、観光の情報発信施設
- ・ 地域住民と観光客の交流拠点、また富士山眺望を楽しむ場所

②課題

- ・ 富士山への眺望を遮る屋外広告物や電線類等
- ・ 誰もが分かりやすい公共サインの整備が必要
- ・ 富士山等への眺望点における整備が必要

③施策

	住居系	商業系	工業系	農地・緑地	自然												
2-1 新東名駿河湾沼津 SA	場所 沼津市 関連計画 沼津市景観計画 静岡県屋外広告物条例（特別規制地域）																
	駿河湾沼津 SA は駿河湾に向けたオーシャンビューを誇るサービスエリアです。新東名の休憩施設は、地域ごとのコンセプトで施設デザインが統一されており、駿河湾沼津 SA では地中海の港町をイメージしています。 今後は、眺望景観の保全に向けて、周辺の屋外広告物等の規制・誘導を図り、魅力とにぎわいのある景観の形成を推進します。																
	富士山パノラマ西側地域 富士山パノラマ東側地域 富士山南西地域 沼津・三島地域 箱根山麓地域 西浦・戸田地域																
＜主な取組のスケジュール＞																	
<table border="1"><thead><tr><th>短期(～平成 25 年度)</th><th>中期(～平成 30 年度)</th><th>長期(平成 31 年度～)</th></tr></thead><tbody><tr><td colspan="3">沼津市景観計画に基づく規制誘導 [市]</td></tr><tr><td>沼津市屋外広告物条例の制定 [市]</td><td colspan="2">沼津市屋外広告物条例に基づく規制誘導 [市]</td></tr><tr><td colspan="3">屋外広告業者に対する指導 [県、市]</td></tr></tbody></table>						短期(～平成 25 年度)	中期(～平成 30 年度)	長期(平成 31 年度～)	沼津市景観計画に基づく規制誘導 [市]			沼津市屋外広告物条例の制定 [市]	沼津市屋外広告物条例に基づく規制誘導 [市]		屋外広告業者に対する指導 [県、市]		
短期(～平成 25 年度)	中期(～平成 30 年度)	長期(平成 31 年度～)															
沼津市景観計画に基づく規制誘導 [市]																	
沼津市屋外広告物条例の制定 [市]	沼津市屋外広告物条例に基づく規制誘導 [市]																
屋外広告業者に対する指導 [県、市]																	

	住居系	商業系	工業系	農地・緑地	自然									
2-2 東名足柄 SA(上り線)	場所 御殿場市 関連計画 御殿場市景観計画（平成 26 年度予定） 静岡県屋外広告物条例（特別規制地域）													
	東名足柄 SA 上り線はエクスパーサ足柄という愛称で 2010 年にリニューアルしたサービスエリアです。御殿場市の市境に位置し、滞在型サービスエリアとして店舗だけでなく入浴・宿泊施設を備えるなど複合商業施設化が図られています。 今後は、眺望景観や周辺環境の保全に向けて、施設管理者と協力しつつ屋外広告物の規制・誘導等により魅力ある空間の形成を検討していきます。													
	富士山パノラマ西側地域 富士山パノラマ東側地域 富士山南西地域 沼津・三島地域 箱根山麓地域 西浦・戸田地域													
＜主な取組のスケジュール＞														
<table border="1"><thead><tr><th>短期(～平成 25 年度)</th><th>中期(～平成 30 年度)</th><th>長期(平成 31 年度～)</th></tr></thead><tbody><tr><td>御殿場市景観計画の策定 [市、地域住民、事業者]</td><td colspan="2">御殿場市景観計画に基づく規制誘導 [市]</td></tr><tr><td>御殿場市屋外広告物条例の制定 [市、地域住民、事業者]</td><td colspan="2">御殿場市屋外広告物条例に基づく規制誘導 [市]</td></tr></tbody></table>						短期(～平成 25 年度)	中期(～平成 30 年度)	長期(平成 31 年度～)	御殿場市景観計画の策定 [市、地域住民、事業者]	御殿場市景観計画に基づく規制誘導 [市]		御殿場市屋外広告物条例の制定 [市、地域住民、事業者]	御殿場市屋外広告物条例に基づく規制誘導 [市]	
短期(～平成 25 年度)	中期(～平成 30 年度)	長期(平成 31 年度～)												
御殿場市景観計画の策定 [市、地域住民、事業者]	御殿場市景観計画に基づく規制誘導 [市]													
御殿場市屋外広告物条例の制定 [市、地域住民、事業者]	御殿場市屋外広告物条例に基づく規制誘導 [市]													

住居系商業系工業系農地・緑地自然

2-3 東名足柄 SA(下り線)

場所
関連計画

小山町
小山町景観計画（平成 27 年度予定）、
静岡県屋外広告物条例（特別規制地域）



東名高速道路足柄 SA は国内有数の規模で、富士山眺望に優れた高台にあることから、開発計画を策定する際は、エキスパースの存在や眺望を活かした取組も併せて行う必要があります。

アクセス道路の強化による利便性の向上とともに、周辺の施設跡地の有効利用も考慮して、富士山眺望と自然を活かした開発計画を策定します。また近接地では、既存施設との調和を図り、建築物の高さや屋外広告物を誘導して、緑あふれ、ゆとりのある開発の実現を目指します。

富士山パノラマ西側地域
富士山パノラマ東側地域
富士山南西地域
沼津・三島地域
箱根山麓地域
西浦・戸田地域

＜主な取組のスケジュール＞

短期（～平成 25 年度）	中期（～平成 30 年度）	長期（平成 31 年度～）
ワークショップ等による検討 [町、施設管理者、地域住民]	小山町景観計画の策定 [町、地域住民、事業者]	屋外広告物等ルールの制定と誘導 [町、施設管理者、地域住民]
施設跡地の有効利用の検討 [町、地域住民]	施設跡地の有効利用 [町]	魅力ある都市空間の創出 [町、地域住民、事業者]
アクセス道路整備計画の策定[町]	アクセス道路用地の購入・整備[町]	
関係者や関係機関との協議・調整[町、施設管理者]		

住居系商業系工業系農地・緑地自然

2-4 新東名小山 PA(仮)

場所
関連計画

小山町
小山町景観計画（平成 27 年度予定）、
静岡県屋外広告物条例（特別規制地域）



平成 32 年開通予定の新東名高速道路と併せて供用される小山 PA(仮)は、スマートインターチェンジ併設型 PA として計画中です。今後、内陸フロンティア構想に基づいて行われる周辺開発への指針として、地区の特性や現在の眺望を活かした、新たな玄関口として相応しい計画を策定する必要があります。富士山への眺望を基本に、自然環境との共生を図りながら、建築物等の用途の設定や誘導、配置等を目指すことにより、この地域ならではの魅力ある開発を実現するための方針を策定します。

富士山パノラマ西側地域
富士山パノラマ東側地域
富士山南西地域
沼津・三島地域
箱根山麓地域
西浦・戸田地域

＜主な取組のスケジュール＞

短期（～平成 25 年度）	中期（～平成 30 年度）	長期（平成 31 年度～）
ワークショップ等による検討 [町、施設管理者、地域住民]	小山町景観計画の策定 [町、地域住民、事業者]	屋外広告物等ルールの制定と誘導 [町、施設管理者、地域住民]
交流拠点としての在り方等の検討及び計画策定[町、施設管理者]		新しい交流拠点の創出 [町、地域住民、事業者]
アクセス道路整備計画の策定[町]	アクセス道路用地の購入・整備[町]	
関係者や関係機関との協議・調整[町、施設管理者]		

住居系商業系工業系農地・緑地自然

2-5 道の駅富士川楽座

場所
関連計画

富士市
富士市景観計画
富士市屋外広告物条例（特別規制地域）



富士川楽座は、東名高速道路富士川サービスエリアと県道富士川身延線の両方からアクセスできるオープン型ハイウェイオアシスです。日本三大急流の富士川を手前に、富士の裾野から駿河湾、伊豆半島までを一望できる展望ラウンジからの眺めは絶景です。慢性的な駐車場待ちを解消するため、平成 24 年 4 月に展望テラスのある立体駐車場が整備されました。今後も高速道路利用者と一般道路利用者の双方からの利用を想定した、にぎわいのある景観の形成に努めます。

富士山パノラマ西側地域
富士山パノラマ東側地域
富士山南西地域
沼津・三島地域
箱根山麓地域
西浦・戸田地域

＜主な取組のスケジュール＞

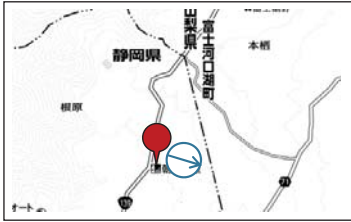
短期（～平成 25 年度）	中期（～平成 30 年度）	長期（平成 31 年度～）
現状分析	視点場の選定、整備、維持管理[施設管理者、市、地域住民、事業者]	
	案内看板のデザイン統一化・集合化[施設管理者、県、市、事業者]	
	工作物への規制検討[施設管理者、市、地域住民、事業者]	
	施設周辺の修景（清掃、樹木、民間施設）[施設管理者、市、地域住民、事業者]	
	違反広告物の是正指導[県、市]	
	富士市屋外広告物条例に基づく規制誘導[市]	
景観に対する市民の意識向上[市、地域住民、事業者]		

71

住居系商業系工業系農地・緑地自然

2-6 道の駅朝霧高原

場所 富士宮市
関連計画 富士宮市景観計画(重点地区候補箇所)、富士宮市屋外広告物条例(自然公園規制地域)、自然公園法



道の駅朝霧高原は、雄大な富士山を背景に、牛舎風のデザインと牧歌的なイメージで整備された道の駅です。ぐるり・富士山風景街道の一部である国道 139 号沿いに位置しているため、観光客の利用も多い施設です。国道 139 号沿道などの酪農を主産業とした、人と自然が調和した文化的景観を育んできた朝霧高原の地域特性を活かし、皆が訪れたいくなる景観の形成を推進します。

富士山パノラマ西側地域
富士山パノラマ東側地域
富士山南西地域
沼津・三島地域
箱根山麓地域
西浦・戸田地域

＜主な取組のスケジュール＞

短期(～平成 25 年度)	中期(～平成 30 年度)	長期(平成 31 年度～)
富士宮市景観計画に基づく規制誘導 [市]		
富士宮市屋外広告物条例に基づく規制誘導 [市]		
屋外広告業者に対する指導 [県、市]		
朝霧地区景観形成ワークショップ会議での景観形成活動[国、県、市、地域住民、事業者、NPO等]		

住居系商業系工業系農地・緑地自然

2-7 道の駅すばしり

場所 小山町
関連計画 小山町景観計画 (平成 27 年度予定)、静岡県屋外広告物条例 (特別規制地域)



道の駅 すばしりは、富士山に最も近い道の駅として、迫力のある富士山を眺望できます。国道 138 号をはじめ、複数の路線からアクセスが可能で、地域の交流・情報発信の主要な拠点としてにぎわいを見せています。しかし、施設周囲の緑地等の管理が徹底されていないことから、地域の魅力が十分に発揮されていません。施設周囲の緑地管理を徹底する等、景観のさらなる向上に取り組むとともに、施設周辺の地域との連携強化を図り、来場客を地区へ誘導する施策も検討します。

富士山パノラマ西側地域
富士山パノラマ東側地域
富士山南西地域
沼津・三島地域
箱根山麓地域
西浦・戸田地域

＜主な取組のスケジュール＞

短期(～平成 25 年度)	中期(～平成 30 年度)	長期(平成 31 年度～)
ワークショップ等による現状調査や課題検討 [県、町、施設管理者、地域住民]	小山町景観計画の策定 [町、地域住民、事業者]	屋外広告物等ルールの制定と誘導(自主規制) [町、施設管理者、地域住民]
地域との連携の強化策の検討及び実施 [町、施設管理者、地域住民]		
施設及び周囲における、計画的効果的な維持管理の実施[町、施設管理者]		

住居系商業系工業系農地・緑地自然

2-8 道の駅ふじおやま

場所 小山町
関連計画 小山町景観計画 (平成 27 年度予定)、静岡県屋外広告物条例 (特別規制地域)



道の駅ふじおやまは、国道 246 号の沿線唯一の道の駅として、水と緑のやすらぎをテーマに整備された地域における交流・情報発信の主要な拠点です。しかし、富士山眺望の方向に高圧電線が存在し、また敷地内の公園施設や緑地等の管理が徹底されていないこと等が、景観を阻害する要因となっています。富士山の眺望をさらに美しいものにすべく、景観を阻害している工作物等を周辺に調和したものにすることを旨とし、公園施設や緑地部分のこまやかな管理の徹底を図ります。

富士山パノラマ西側地域
富士山パノラマ東側地域
富士山南西地域
沼津・三島地域
箱根山麓地域
西浦・戸田地域

＜主な取組のスケジュール＞

短期(～平成 25 年度)	中期(～平成 30 年度)	長期(平成 31 年度～)
利用者ニーズの把握と情報共有 [町、施設管理者、地域住民]	小山町景観計画の策定 [町、地域住民、事業者]	屋外広告物等ルールの制定と誘導(自主規制) [町、施設管理者、地域住民]
富士山眺望の確保に関する検討[町、施設管理者、地域住民、事業者]		
工作物等の修景による眺望景観の確保[町、施設管理者]		
効果的な施設の管理等の取組の継続[施設管理者]		

(3)港

①特性

- ・海上交通による地域の玄関口となる場所
- ・富士山への眺望だけでなく、海への眺望を楽しむことができる憩いの場所

②課題

- ・富士山への眺望を遮る屋外広告物や電線類等
- ・地域外からの来訪者を気持ちよく迎えるための清掃等の維持管理
- ・富士山等への眺望点や休憩施設の整備

③施策

3-1 沼津港



場所
沼津市

関連計画
沼津市景観計画(景観形成重点地区(予定))、静岡県屋外広告物条例(普通規制地域)、沼津港振興ビジョン空間計画・施設計画

沼津港は、駿河湾に面する港湾で、大型船が停泊する外港と漁船等が停泊する内港に分かれています。港周辺には魚市場や飲食店が軒を連ねており、多くの観光客が訪れます。また、沼津港は、港周辺の富士山や千本松原など優れた借景などの眺望景観や、周辺の集客施設への回遊性などの要素を踏まえた空間・施設計画が検討されています。市の「まちづくり」「景観形成」と連携して、沼津港振興ビジョンの整備・運営に反映し、沼津港の一層のにぎわいづくりや良好な景観形成を目指します。

短期(～平成 25 年度)

中期(～平成 30 年度)

長期(平成 31 年度～)

沼津市景観計画に基づく
景観形成重点地区に指定[市]

沼津港振興ビジョン空間計画
施設計画の策定
[施設管理者、市、事業者]

沼津港振興ビジョン・アクション
プログラムへ反映[施設管理者]

地域住民や事業者の意識づくり[市]

景観計画のルール確認と見直し
[施設管理者、市、事業者]

賑わい創出のための景観検討
[施設管理者、市、事業者]

富士山パノラマ西側地域

富士山パノラマ東側地域

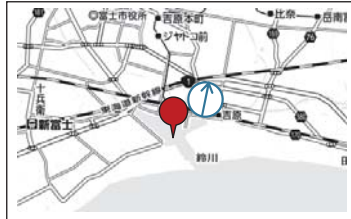
富士山南西地域

沼津・三島地域

箱根山麓地域

西浦・戸田地域

3-2 田子の浦港



場所
富士市

関連計画
富士市景観計画(景観重要公共施設)、富士市屋外広告物条例(特別規制地域、普通規制地域)、田子の浦港みなと色彩計画

田子の浦港は、駿河湾の最深部に位置し、潤井川が合流する低地部にある掘込式港湾です。主に燃料やパルプなどの物流港として、地域の産業を支えています。田子の浦港は、背景の富士山と松林によって、他港には無い独自の景観を形成しています。田子の浦港の西南部には、広さ7.6haの緑地を整備しています。標高が17mと高く富士山、伊豆半島、駿河湾を一望でき、展望の丘や、芝生広場、砂広場、アスレチック遊具、駐車場などの整備が進められています。

短期(～平成 25 年度)

中期(～平成 30 年度)

長期(平成 31 年度～)

現状分析

臨港地域の景観形成(色彩)[施設管理者]

視点場の選定、整備、維持管理[施設管理者、市、地域住民、事業者]

施設周辺の修景(清掃、樹木、民間施設)[施設管理者、市、地域住民、事業者]

違反広告物の是正指導(県、市)

富士市景観条例に基づく規制誘導[市]

煙突撤去、塗替の推進[施設管理者、市、地域住民、事業者]

景観に対する市民の意識向上[市、地域住民、事業者]

富士山パノラマ西側地域

富士山パノラマ東側地域

富士山南西地域

沼津・三島地域

箱根山麓地域

西浦・戸田地域

(4)構成資産候補

①特性

- ・地域の歴史文化の拠点であり、地域住民の交流の場となっている。
- ・富士山信仰に関わる場所
- ・国の文化財（史跡、名勝、天然記念物等）に指定されている。
- ・国内外の来訪者が富士山眺望を楽しむ場所

②課題

- ・誰もが分かりやすい公共サインの設置
- ・富士山への眺望点や休憩施設の整備
- ・富士山眺望の阻害要素となる建築物等の色彩や高さ等の規制、誘導
- ・周囲の自然や歴史を巡ることができる散策路の整備
- ・歴史的な趣と調和した各種利便施設（駐車場、トイレ、案内所等）の整備

③施策

	住居系	商業系	工業系	農地・緑地	自然						
4-1 富士山本宮浅間大社	場所 富士宮市 関連計画 富士宮市景観計画、富士宮市屋外広告物条例（特別重点規制地域）、富士宮市「史跡富士山」整備基本計画、国指定重要文化財										
	富士山本宮浅間大社を中心に、神田川の水辺など歴史的な趣が感じられる地域です。湧水や水路などの既存資源を生かし、富士山本宮浅間大社とその周辺において、大社の歴史的雰囲気にあった景観を形成していくことを目標とします。公共施設の整備、改良に当たっては、周辺の良好な歴史景観、富士山の眺望などに配慮します。										
	<table border="1"><tr><td>富士山パノラマ西側地域</td></tr><tr><td>富士山パノラマ東側地域</td></tr><tr><td>富士山南西地域</td></tr><tr><td>沼津・三島地域</td></tr><tr><td>箱根山麓地域</td></tr><tr><td>西浦・戸田地域</td></tr></table>					富士山パノラマ西側地域	富士山パノラマ東側地域	富士山南西地域	沼津・三島地域	箱根山麓地域	西浦・戸田地域
富士山パノラマ西側地域											
富士山パノラマ東側地域											
富士山南西地域											
沼津・三島地域											
箱根山麓地域											
西浦・戸田地域											
＜主な取組のスケジュール＞											
短期（～平成 25 年度）		中期（～平成 30 年度）	長期（平成 31 年度～）								
施設の価値判断と保全方法の整理 [市]		施設の保全方法の検討 [市]	施設の適正な保全 [市]								
サイン案内板の設置調査 [施設管理者]		サイン案内板の設置調査・整備 [施設管理者]	サイン案内板の整備 [施設管理者]								
富士宮市景観計画に基づく規制誘導 [市]											
富士宮市屋外広告物条例に基づく規制誘導 [市]											
屋外広告業者に対する指導 [県、市]											

住居系

商業系

工業系

農地・緑地

自然

4-2 山宮浅間神社

場所 富士宮市
関連計画 富士宮市景観計画、富士宮市屋外広告物条例（特別重点規制地域）、富士宮市「史跡富士山」整備基本計画



山宮浅間神社は、富士山を御神体として仰ぐ遥拝所として祭祀を行った場所と考えられ、籠屋以外の建物を持たない神社ですが、周囲を緑に囲まれた歴史的な景観となっています。
進入路周辺は、屋外広告物や案内標識がまばらに設置されています。
このような神社周辺の魅力を遮る物件を整理し、歴史的な文化を秘めた富士山の魅力を伝える取組を推進します。

富士山パノラマ西側地域
富士山パノラマ東側地域
富士山南西地域
沼津・三島地域
箱根山麓地域
西浦・戸田地域

＜主な取組のスケジュール＞

短期(～平成 25 年度)	中期(～平成 30 年度)	長期(平成 31 年度～)
現地調査		
景観支障物の撤去、整備 [市、地域住民、事業者]		
屋外広告物の是正指導[県、市]		
関係機関との協議調整 [施設管理者、県、市、事業者]	公共施設の景観配慮[県、市、施設管理者]	
施設整備(サイン整備等)[市]		

住居系

商業系

工業系

農地・緑地

自然

4-3 村山浅間神社

場所 富士宮市
関連計画 富士宮市景観計画、富士宮市屋外広告物条例（特別重点規制地域）、富士宮市「史跡富士山」整備基本計画



村山浅間神社は、中世に富士山を信仰の対象とし、富士山中で修行をする修験の行者が集った場所として趣のある景観となっています。明治 38 年までは、この神社を通り、樹林地を抜けて富士山へ通じる登山道がありました。村山浅間神社では、建物や石碑などの歴史資源の保存、周辺の森林や集落景観などの保全により、富士山の歴史を感じることでできる景観を保全します。さらに、多くの人が訪れる場所として歴史資源周辺の環境整備を進めます。

富士山パノラマ西側地域
富士山パノラマ東側地域
富士山南西地域
沼津・三島地域
箱根山麓地域
西浦・戸田地域

＜主な取組のスケジュール＞

短期(～平成 25 年度)	中期(～平成 30 年度)	長期(平成 31 年度～)
現地調査		
景観支障物の撤去、整備 [市、地域住民、事業者]		
屋外広告物の是正指導[県、市]		
関係機関との協議調整 [施設管理者、県、市、事業者]	公共施設の景観配慮[県、市、施設管理者]	
施設整備(駐車場、サイン整備等) [市]	施設整備(サイン整備等) [市]	

住居系

商業系

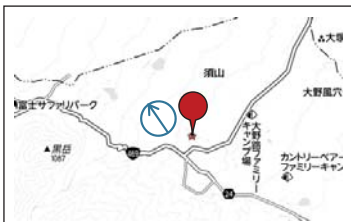
工業系

農地・緑地

自然

4-4 須山浅間神社

場所 裾野市
関連計画 裾野市景観計画（H25. 4 予定）
静岡県屋外広告物条例（特別規制地域）



須山浅間神社は、構成資産候補として富士山の歴史文化を語る上でも、また景観形成上でも重要な景観資源です。
須山地区では、自然景観や歴史・文化的景観が調和する美しく懐かしい景観を保全しつつ、富士山の裾野を訪れる人々を迎え入れるような景観づくりを推進します。
須山浅間神社の周辺では、現状の景観を維持しつつ、樹林地の保全や、構成資産にふさわしい案内サイン整備などを進めます。

富士山パノラマ西側地域
富士山パノラマ東側地域
富士山南西地域
沼津・三島地域
箱根山麓地域
西浦・戸田地域

＜主な取組のスケジュール＞

短期(～平成 25 年度)	中期(～平成 30 年度)	長期(平成 31 年度～)
施設整備(サイン整備)[市]		
	周辺樹林地の保全[施設管理者]	保全地域の設定 [市、施設管理者]
現状景観の維持[施設管理者、市、地域住民、事業者]		

住居系

商業系

工業系

農地・緑地

自然

4-5 富士浅間神社

場所
関連計画

小山町
小山町景観計画（平成27年度予定）
静岡県屋外広告物条例（特別規制地域）



富士浅間神社は、須走口登山道の起点で、かつては富士講信者が多く立ち寄るなど、富士山信仰の中心地の一つです。
神社を中心とした門前町として、かつてのにぎわいと活気を取り戻すため、地域資源を活かした取組を、住民等との共同によるワークショップを中心に検討します。また建築物や屋外広告物の形態・意匠の誘導や電線・電柱の修景等により、良好な眺望景観の確保を目指します。さらに、湧水を利用した親水空間の整備を検討します。

富士山パノラマ西側地域
富士山パノラマ東側地域
富士山南西地域
沼津・三島地域
箱根山麓地域
西浦・戸田地域

電線GC
すばしき湧水
須走
富士小山GC

短期（～平成25年度）
ワークショップやアンケート等による現状調査及び課題の検討
[町、施設管理者、地域住民]
中期（～平成30年度）
小山町景観計画の策定
[町、地域住民、事業者]
長期（平成31年度～）
屋外広告物等規則の制定と誘導
[町、施設管理者、地域住民]
電線等の修景、親水空間の創出
[町、地域住民、事業者]
駐車場整備[町、施設管理者]
美化運動や観光客のおもてなし等、魅力的な街をつくるための継続した取組の実施[町、施設管理者、地域住民、事業者]

住居系

商業系

工業系

農地・緑地

自然

4-6 人穴富士講遺跡

場所
関連計画

富士宮市
富士宮市景観計画、富士宮市屋外広告物条例（自然公園規制地域）、
富士宮市「史跡富士山」整備基本計画



人穴富士講遺跡は、富士講の浄土として多くの参拝者で賑わった場所です。溶岩洞穴人穴と富士講石碑群の残る境内の様子が神聖な景観となっています。
人穴富士講遺跡は、建物や石碑などの歴史資源の保存、周辺の森林や集落景観などの保全により、富士山の歴史を感じることのできる景観を保全します。さらに、多くの人が訪れる場所として歴史資源周辺の環境整備を進めます。

富士山パノラマ西側地域
富士山パノラマ東側地域
富士山南西地域
沼津・三島地域
箱根山麓地域
西浦・戸田地域

御殿山ジャンボリーGC
もちや道徳地
人穴
フォンテーヌ
ババカス

短期（～平成25年度）
現地調査
中期（～平成30年度）
景観支障物の撤去、整備 [市、地域住民、事業者]
屋外広告物の是正指導[県・市]
関係機関との協議調整 [施設管理者、県、市、事業者]
公共施設の景観配慮 [県、市、施設管理者]
長期（平成31年度～）
施設整備（駐車場、サイン整備、見学路の整備等）[市]

住居系

商業系

工業系

農地・緑地

自然

4-7 白糸の滝

場所
関連計画

富士宮市
富士宮市景観計画、富士宮市屋外広告物条例（自然公園規制地域）、名勝及び天然記念物白糸ノ滝整備基本計画・名勝及び天然記念物白糸ノ滝保存管理計画、自然公園法（特別地域）



富士山を背景とする白糸の滝や周囲の緑の景観は、美しく優れた景観です。しかし、滝の周囲から富士山を眺望する際の景観は、周囲となじんでいない建築物や屋外広告物、電線など、景観を阻害しているものがあるため、良好な景観へと誘導していくことが望まれます。
白糸の滝周辺から見る富士山や周囲の緑、滝などの良好な景観を地元住民、来訪者の協力のもとに形成していくことを目標とします。

富士山パノラマ西側地域
富士山パノラマ東側地域
富士山南西地域
沼津・三島地域
箱根山麓地域
西浦・戸田地域

上井出
上井出IC
大森川ダム
野原の下馬場
北山

短期（～平成25年度）
施設の価値判断と保全方法の整理 [市]
サイン案内板の設置調査 [施設管理者]
中期（～平成30年度）
施設の保全方法の検討 [市]
サイン案内板の調査、整備 [施設管理者]
長期（平成31年度～）
施設の適正な保全 [市]
サイン案内板の整備 [施設管理者]
富士宮市景観計画に基づく規制誘導 [市]
富士宮市屋外広告物条例に基づく規制誘導 [市]
屋外広告業者に対する指導[県、市]

76

(5)公園、歴史資源、景勝地

①特性

- ・自然、歴史、市街地等の各種資源との関係の中で、富士山の魅力を楽しめる場所

②課題

- ・富士山への眺望を遮る屋外広告物や電線類等の整除
- ・富士山眺望の阻害要素となる建築物等の色彩や高さ等の規制、誘導
- ・現状の眺望を遮るものがない美しい富士山景観の維持
- ・地域外からの来訪者を気持ちよく迎えるための清掃等の維持管理
- ・観光地や集客施設としてのにぎわいの創出
- ・富士山等への眺望点や休憩施設の整備

③施策

5-1 三嶋大社

場所 三島市
関連計画 三島市景観計画(景観重点整備地区)
三島市屋外広告物条例(普通地域)、国指定重要文化財



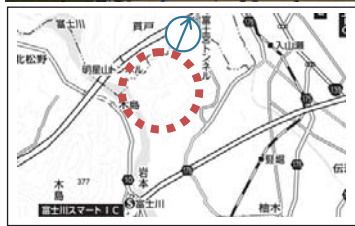
三嶋大社やその周辺は、大通り商店街に隣接し、多くの観光客や市民が訪れる地域です。三嶋大社の門前は、景観重点整備地区「大通り地区」に位置付けられており、商店街の街並みや公共施設の景観形成に努めます。

三嶋大社の歴史的資源や三嶋大社西側から望む富士山眺望などの景観資源を活かし、地域の魅力を高めるため、建築物や屋外広告物の規制・誘導や、富士山眺望を阻害する電線類の地中化を検討します。

＜主な取組のスケジュール＞

短期(～平成 25 年度)	中期(～平成 30 年度)	長期(平成 31 年度～)
三島市景観計画(景観重点整備地区)に基づく整備推進 (公共施設、建築物等の規模・位置・意匠、広告物等の規模・位置・数量・意匠)(県、市、地域住民、事業者)		
屋外広告物誘導整備地区の検討 [市、地域住民、事業者]	三島市屋外広告物条例(屋外広告物誘導整備地区)に基づく規制誘導 [市]	
屋外広告業者に対する指導(県、市)		
	無電柱化の検討 [県、市、地域住民、事業者]	無電柱化の推進 [県、市、地域住民、事業者]

富士山パノラマ西側地域
富士山パノラマ東側地域
富士山南西地域
沼津・三島地域
箱根山麓地域
西浦・戸田地域

	住居系	商業系	工業系	農地・緑地	自然																		
5-2 岩本山公園	場所 富士市 関連計画 富士市景観計画(景観重要公共施設) 富士市屋外広告物条例(普通規制地域)																						
 	標高 193m の岩本山の頂上を中心に整備された公園は、梅や桜等四季折々の花の名所として有名です。園内 3 箇所に設置された展望台からは、富士山をはじめ駿河湾から南アルプスまでの眺望を楽しめ、夜景の絶景ポイントとしても多くの人が訪れます。 そのため、富士山や駿河湾などの眺望と、富士山を借景とした梅や桜など富士山眺望及び花の名所として来訪者に親しまれるよう、視点場からの眺望を保全するため適切な管理に努めます。 ＜主な取組のスケジュール＞ <table><tr><th>短期(～平成 25 年度)</th><th>中期(～平成 30 年度)</th><th>長期(平成 31 年度～)</th></tr><tr><td>視点場の選定[市]</td><td>眺望を阻害する建築物等への規制検討[市、地域住民、事業者]</td><td></td></tr><tr><td></td><td>視点場の整備(看板整備・木々の剪定)[施設管理者、地域住民]</td><td></td></tr><tr><td></td><td>景観に対する市民の意識向上 [市、地域住民、事業者]</td><td></td></tr><tr><td></td><td>富士市屋外広告物条例に基づく規制誘導[市]</td><td></td></tr><tr><td></td><td>屋外広告業者に対する指導 [県、市]</td><td></td></tr></table>					短期(～平成 25 年度)	中期(～平成 30 年度)	長期(平成 31 年度～)	視点場の選定[市]	眺望を阻害する建築物等への規制検討[市、地域住民、事業者]			視点場の整備(看板整備・木々の剪定)[施設管理者、地域住民]			景観に対する市民の意識向上 [市、地域住民、事業者]			富士市屋外広告物条例に基づく規制誘導[市]			屋外広告業者に対する指導 [県、市]	
短期(～平成 25 年度)	中期(～平成 30 年度)	長期(平成 31 年度～)																					
視点場の選定[市]	眺望を阻害する建築物等への規制検討[市、地域住民、事業者]																						
	視点場の整備(看板整備・木々の剪定)[施設管理者、地域住民]																						
	景観に対する市民の意識向上 [市、地域住民、事業者]																						
	富士市屋外広告物条例に基づく規制誘導[市]																						
	屋外広告業者に対する指導 [県、市]																						
	富士山パノラマ西側地域	富士山パノラマ東側地域	富士山南西地域	沼津・三島地域	箱根山麓地域																		
				西浦・戸田地域																			
5-3 東山湖周辺	場所 御殿場市 関連計画 御殿場市景観計画 (平成 26 年度予定) 静岡県屋外広告物条例 (特別規制地域)																						
 	明治時代から外国人や著名人の別荘が集まっており、当時の面影が残る歴史的景観や東山旧岸邸など文化的な趣きを感じられる、景観上重要な地域です。 一方、地域を走る国道 138 号の沿道には、地域のイメージに調和しない屋外広告物や建築物があります。こうしたことから、景観計画等により、地域にふさわしい屋外広告物や建築物の規制や誘導に努めます。 ＜主な取組のスケジュール＞ <table><tr><th>短期(～平成 25 年度)</th><th>中期(～平成 30 年度)</th><th>長期(平成 31 年度～)</th></tr><tr><td>景観阻害要素の規制誘導案の検討 [市]</td><td>御殿場市景観計画の策定 [市、地域住民、事業者]</td><td>御殿場市景観計画に基づく規制誘導 [市]</td></tr><tr><td></td><td>御殿場市屋外広告物条例の制定 [市、地域住民、事業者]</td><td>御殿場市屋外広告物条例に基づく規制誘導[市]</td></tr><tr><td></td><td></td><td>新たな規制・誘導案の検討 [県、市、地域住民、事業者]</td></tr><tr><td></td><td></td><td>新築品供用開始 (H32)</td></tr><tr><td></td><td></td><td>屋外広告業者に対する指導[県、市]</td></tr></table>					短期(～平成 25 年度)	中期(～平成 30 年度)	長期(平成 31 年度～)	景観阻害要素の規制誘導案の検討 [市]	御殿場市景観計画の策定 [市、地域住民、事業者]	御殿場市景観計画に基づく規制誘導 [市]		御殿場市屋外広告物条例の制定 [市、地域住民、事業者]	御殿場市屋外広告物条例に基づく規制誘導[市]			新たな規制・誘導案の検討 [県、市、地域住民、事業者]			新築品供用開始 (H32)			屋外広告業者に対する指導[県、市]
短期(～平成 25 年度)	中期(～平成 30 年度)	長期(平成 31 年度～)																					
景観阻害要素の規制誘導案の検討 [市]	御殿場市景観計画の策定 [市、地域住民、事業者]	御殿場市景観計画に基づく規制誘導 [市]																					
	御殿場市屋外広告物条例の制定 [市、地域住民、事業者]	御殿場市屋外広告物条例に基づく規制誘導[市]																					
		新たな規制・誘導案の検討 [県、市、地域住民、事業者]																					
		新築品供用開始 (H32)																					
		屋外広告業者に対する指導[県、市]																					
	富士山パノラマ西側地域	富士山パノラマ東側地域	富士山南西地域	沼津・三島地域	箱根山麓地域																		
				西浦・戸田地域																			
5-4 狩野川ふれあい広場	場所 清水町 関連計画 静岡県屋外広告物条例 (普通規制地域)																						
 	狩野川ふれあい広場は、河口から 8km 上流の河川敷に整備されている公園で、芝生広場からは富士山と愛鷹山が連なって見ることができ眺望ポイントです。広場の北側はパークゴルフ場を完備し毎日多くの方が利用しています。南側は年間を通じてマラソン大会や狩野川ふれあいフェスタ等の各種イベントに利用されており、今後も継続的な利活用に加え、適正な維持管理を継続的に実施します。また、上流側の橋梁色彩が自然景観と調和するように施設管理者と協議調整に努めます。 ＜主な取組のスケジュール＞ <table><tr><th>短期(～平成 25 年度)</th><th>中期(～平成 30 年度)</th><th>長期(平成 31 年度～)</th></tr><tr><td></td><td>広場(河川敷)の維持管理[施設管理者、町、地域住民]</td><td></td></tr><tr><td></td><td>各種イベントの継続[施設管理者、町、地域住民]</td><td></td></tr><tr><td></td><td>周辺構造物(橋梁等)の修景 について協議調整[施設管理者、町、地域住民、事業者]</td><td></td></tr></table>					短期(～平成 25 年度)	中期(～平成 30 年度)	長期(平成 31 年度～)		広場(河川敷)の維持管理[施設管理者、町、地域住民]			各種イベントの継続[施設管理者、町、地域住民]			周辺構造物(橋梁等)の修景 について協議調整[施設管理者、町、地域住民、事業者]							
短期(～平成 25 年度)	中期(～平成 30 年度)	長期(平成 31 年度～)																					
	広場(河川敷)の維持管理[施設管理者、町、地域住民]																						
	各種イベントの継続[施設管理者、町、地域住民]																						
	周辺構造物(橋梁等)の修景 について協議調整[施設管理者、町、地域住民、事業者]																						
	富士山パノラマ西側地域	富士山パノラマ東側地域	富士山南西地域	沼津・三島地域	箱根山麓地域																		
				西浦・戸田地域																			

住居系商業系工業系農地・緑地自然

5-5 柿田川公園

場所清水町
関連計画静岡県屋外広告物条例（普通規制地域）
柿田川保存管理計画、柿田川自然再生計画、国指定天然記念物



柿田川公園は柿田川緑地の一部を都市公園として、昭和 61 年度に供用されました。周辺には、丸池（玉川池）があり、古くから農業用水のための水源地として利用されてきました。丸池周辺地域では、貴重な湧水の保全や環境保護を行っていくため、地元や関係者と公園整備に向けた調整を今後進めていきます。

柿田川公園の施設内は、施設の老朽化が進んでいるため、計画的な更新や維持管理に加え、案内標識の統一化を推進します。

＜主な取組のスケジュール＞

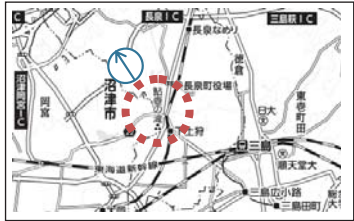
短期（～平成 25 年度）	中期（～平成 30 年度）	長期（平成 31 年度～）
柿田川公園検討委員会による整備計画の検討[施設管理者、市、地域住民]		
施設整備（公園管理事務所の建替、案内標識の新設）[施設管理者]		
適正な維持管理の推進[施設管理者、町、地域住民]		
公園整備（丸池）に向けた協議調整・公園整備計画の立案 [町、地域住民、関係団体]		

富士山パノラマ西側地域
富士山パノラマ東側地域
富士山南西地域
沼津・三島地域
箱根山麓地域
西浦・戸田地域

住居系商業系工業系農地・緑地自然

5-6 鮎壺の滝

場所長泉町
関連計画静岡県屋外広告物条例（特別規制地域）、県指定天然記念物



鮎壺の滝は、富士山噴火に伴う溶岩流によりできた岩盤からなる滝で、貴重な学術的価値が高い拠点です。黄瀬川に架かる吊り橋等からは、富士山を借景とした滝壺を眺めることのできる自然豊かなビューポイントです。

一方で、滝と富士山の間には、共同住宅などの中高層建築物が富士山への眺望を遮っているため、良好な景観形成に向けて関係機関との協議調整により修景に努めます。

＜主な取組のスケジュール＞

短期（～平成 25 年度）	中期（～平成 30 年度）	長期（平成 31 年度～）
現状分析・阻害要因調査[町]		
景観形成ガイドプラン等の策定 [町、地域住民、事業者]	景観計画の策定[町、地域住民] 景観条例・屋外広告物条例[町]	景観計画等に基づく規制 [町、地域住民、事業者]
	関係機関との協議調整 [施設管理者、町]	鮎壺公園・鮎壺の滝緑地の整備 [施設管理者、町]

富士山パノラマ西側地域
富士山パノラマ東側地域
富士山南西地域
沼津・三島地域
箱根山麓地域
西浦・戸田地域

住居系商業系工業系農地・緑地自然

5-7 足柄城址・誓いの丘

場所小山町
関連計画小山町景観計画（平成 27 年度予定）



足柄城址や誓いの丘は、市街地から比較的近距離にあり、足柄峠周辺と標高が高いところに位置するため、視界に遮蔽物がなく富士山の裾野から山頂までを一望することができます。足柄城址では公園整備が行われ、美しい富士山の全景を眺望できるビューポイントとして観光スポットになっています。このため、眺望拠点としての魅力の向上や歴史的価値を高めるため、視点場の保全とともに足柄城址堀割などの歴史資源の維持管理や拠点周辺の環境整備を推進します。

＜主な取組のスケジュール＞

短期（～平成 25 年度）	中期（～平成 30 年度）	長期（平成 31 年度～）
観光情報の発信 イベント開催[町]	景観計画への位置づけ（景観重点整備地区等）[町、地域住民]	
課題の把握[町]	歴史的文化的財としての整備 [施設管理者]	歴史的文化的財の価値向上 眺望拠点として魅力向上
	関係機関との協議・調整[施設管理者、事業者等]	
施設の継続的な維持管理[県、町、地域住民、事業者]		

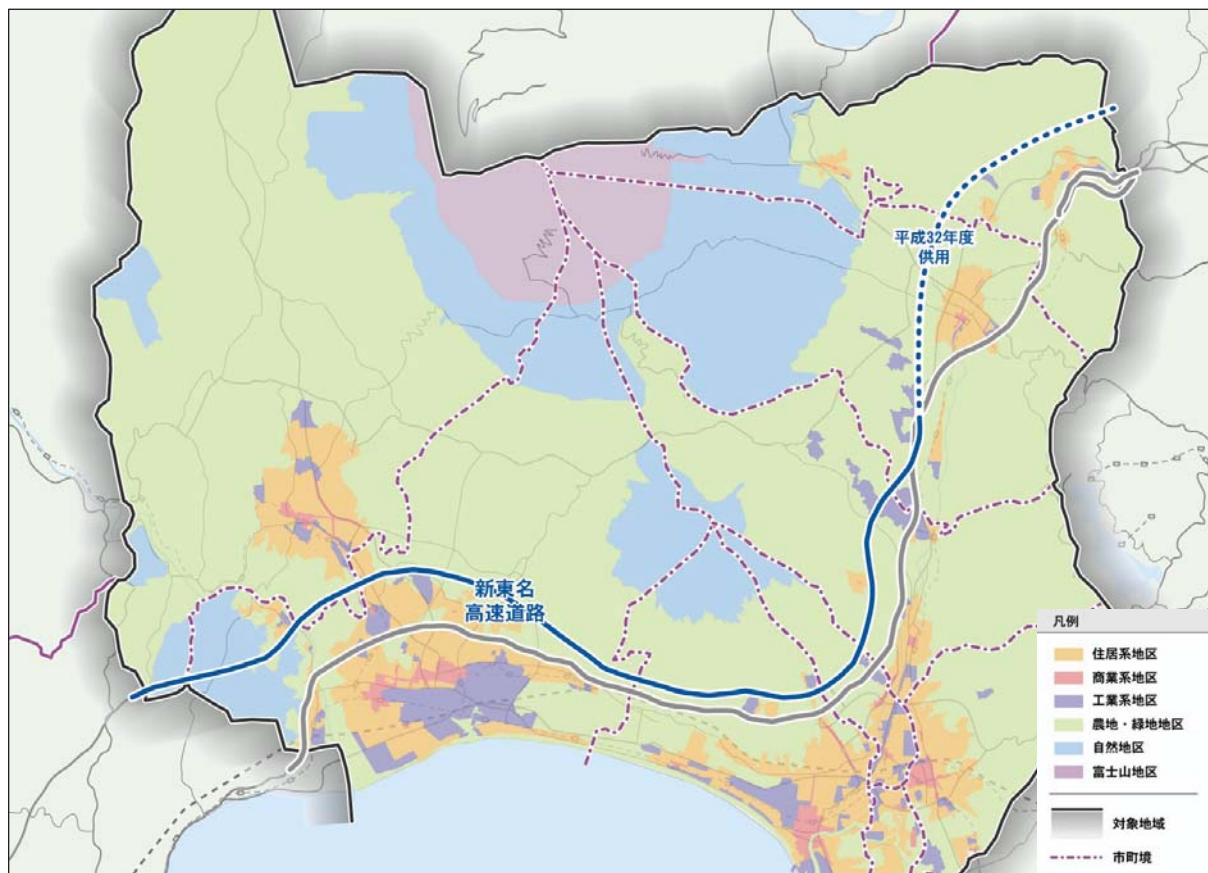
富士山パノラマ西側地域
富士山パノラマ東側地域
富士山南西地域
沼津・三島地域
箱根山麓地域
西浦・戸田地域

2-4 景観の軸をつくる要素

(1)新東名高速道路

①特性

新東名高速道路は、小山町、御殿場市、裾野市、長泉町、沼津市、富士市、富士宮市の 5 市 2 町を通り、富士山及び愛鷹山の東から南及び南西を取り巻くルートで、雄大な富士山のパノラマ景観を楽しめる道路です。



東名高速道路と富士山



新東名高速道路からの富士山

②課題

新東名高速道路は、道路構造物が景観に配慮されており、シンプルでかつ洗練された形態意匠になっています。しかし、沿道に立つ大規模な建築物や工作物等が富士山眺望を損なう要素となっています。

③施策

新東名高速道路では、多くの利用者にとって富士山へのその眺望が魅力の一つとなっていることを再認識し、道路空間の維持管理を景観面からも捉えて行うよう、施設管理者に対して促すとともに、沿道における建築物や工作物等に対する景観誘導を関連市町と連携しながら行います。

表 具体的な取組

項目	取組内容(役割)
整除	- 沿道の建築物・工作物、屋外広告物の景観誘導（県、市町、地域住民、事業者） - 違反屋外広告物の是正指導（県、市）
保全	沿道樹木の維持管理（施設管理者、地域住民）

表 主な取組のスケジュール

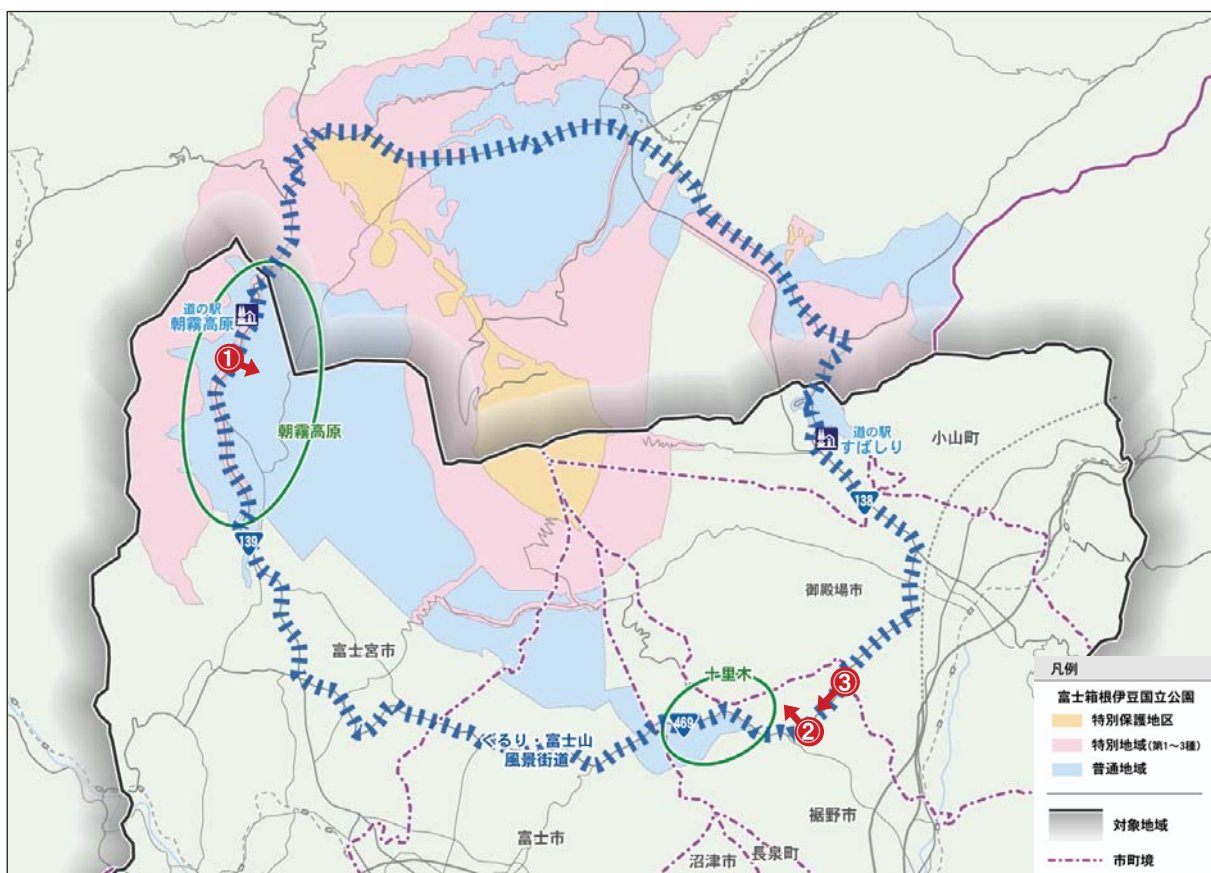
短期(～平成 25 年度)	中期(～平成 30 年度)	長期(平成 31 年度～)
沿道市町との勉強会の開催 [県、市町]	沿道市町の景観計画への位置付け [県、市町]	
沿道の建築物等の現況把握[市町]	沿道の建築物等の規制誘導[市町]	
違反屋外広告物の是正誘導[県、市町]		景観に配慮した屋外広告物への誘導[県、市町]
	沿道樹木の維持管理[施設管理者、地域住民]	

(2)ぐるり・富士山風景街道

①特性

霊峰富士をめぐるいくつかの道には日本人の祈りの風景があり、それを支えた暮らしの風景があります。春夏秋冬、様々な角度から眺められる富士山の風景があります。

「ぐるり・富士山風景街道」は、国道 138 号、139 号、469 号を基軸とし、脇道や登山道を含むルートとなっており、富士山の 360° のパノラマ景観を楽しめる道路です。



※図中の①～③は、以下の写真番号に符合します。



①国道 139 号(朝霧高原)



②国道 469 号(須山地区)



③国道 469 号(裾野市)

②課題

雄大な富士山の眺望と広大な山麓の風景、浅間神社等の神社、遊園地や美術館といった観光施設等の多様な魅力に富んでいます。しかし、一方で山麓のゴミ問題や人工林の適切な管理の必要性など保全等の問題を抱えています。

また、ぐるり・富士山風景街道は、富士宮市、富士市、裾野市、御殿場市、小山町の4市1町及び山梨県にまたがっています。地域によって景観計画や屋外広告物条例の策定状況が異なり、また、一部区間は自然公園法の特別地域に指定されています。こうしたことから、「ぐるり・富士山風景街道」の景観形成においては、関係機関の情報共有や施策連携など広域的な取組が必要です。

③施策

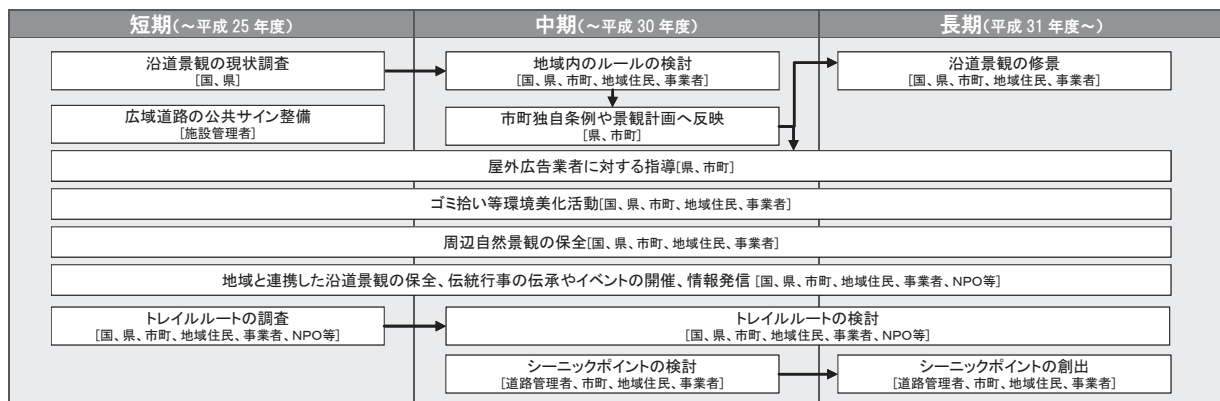
「ぐるり・富士山風景街道」は、広域的な連携のもと沿道景観形成を推進するために、関係市町の景観計画に景観重要公共施設として位置付けていくことが望ましいと考えられます。

また、朝霧地区で行われている屋外広告物の集合化サイン社会実験等の官民連携による景観形成活動を沿道地域に普及させ、地元・民間・行政が連携した景観形成を推進していきます。景観向上に向けた取組が、地域のイメージアップに加え、地域の人たちが誇れる景観づくりや意識の向上、豊かな自然環境や周辺にある歴史や観光施設などを活用した地域振興につながることを目指します。

表 具体的な取組

項目	取組内容(役割)
整除	- 不要看板等の撤去、屋外広告物の規制誘導（県、市町、地域住民・事業者、NPO等） - 沿道景観の修景（公共施設、民間施設）（施設管理者） - ゴミ拾い等環境美化活動（国、県、市町、地域住民・事業者、NPO等） - 道路案内標識等の整備（県）
保全	- 周辺の自然景観の保全（国、県、市町、地域住民・事業者） - 地域と連携した沿道景観の保全（施設管理者、市町、地域住民・事業者） - 伝統行事の伝承やイベントの開催（市町、地域住民・事業者） - 富士山文化や地域の環境保全や景観形成に向けた情報発信（国、県、市町、地域住民・事業者、NPO等）
創出	- 多様な移動手段を提供するトレイルルートの検討（国、県、市町、地域住民・事業者、NPO等） - シーニックポイントの創出（沿道利用、沿道周辺の土地の利活用）（施設管理者、市町、地域住民・事業者）

表 主な取組のスケジュール



(3)広域道路

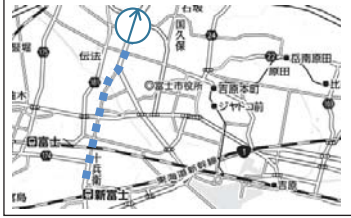
①特性

- ・沿道景観が富士山周辺地域のイメージを強く印象づける
- ・前方あるいは側方に富士山を眺めながら走ることができる道路

②課題

- ・富士山への眺望を遮る屋外広告物や電線類等の整除
- ・沿道周辺に氾濫する無秩序な屋外広告物等に対する規制・誘導

③施策

	住居系	商業系	工業系	農地・緑地	自然																					
(3)-1 富士見大通り	場所 富士市 関連計画 富士中部地区計画、富士市役所周辺地区計画、富士市景観計画、富士市屋外広告物条例(特別規制地域、景観形成型広告整備地区(H25.4 予定))																									
	通りの正面に富士山の全景を眺めることができる富士見大通りは、富士山周辺地域を代表する道路の一つです。 しかし、現在、沿道の屋外広告物や電線・電柱等、富士山眺望を阻害する要因が多く、より美しく富士山眺望を演出するための改善を進めていきます。																									
	富士山パノラマ西側地域 富士山パノラマ東側地域 富士山南西地域 沼津・三島地域 箱根山麓地域 西浦・戸田地域																									
＜主な取組のスケジュール＞																										
<table border="1"><thead><tr><th>短期(～平成 25 年度)</th><th>中期(～平成 30 年度)</th><th>長期(平成 31 年度～)</th></tr></thead><tbody><tr><td>現状分析</td><td>眺望を阻害する工作物等への規制検討[市、地域住民、事業者]</td><td></td></tr><tr><td></td><td>公共施設の景観配慮[施設管理者、県、市]</td><td></td></tr><tr><td></td><td>電線・電柱類の地中化・集合化[施設管理者、市]</td><td></td></tr><tr><td></td><td>違反屋外広告物の是正指導[県、市]</td><td></td></tr><tr><td></td><td>富士市屋外広告物条例(景観形成型広告整備地区の整備基準)に基づく規制誘導[市]</td><td></td></tr><tr><td></td><td>景観に対する市民の意識向上[市、地域住民、事業者]</td><td></td></tr></tbody></table>						短期(～平成 25 年度)	中期(～平成 30 年度)	長期(平成 31 年度～)	現状分析	眺望を阻害する工作物等への規制検討[市、地域住民、事業者]			公共施設の景観配慮[施設管理者、県、市]			電線・電柱類の地中化・集合化[施設管理者、市]			違反屋外広告物の是正指導[県、市]			富士市屋外広告物条例(景観形成型広告整備地区の整備基準)に基づく規制誘導[市]			景観に対する市民の意識向上[市、地域住民、事業者]	
短期(～平成 25 年度)	中期(～平成 30 年度)	長期(平成 31 年度～)																								
現状分析	眺望を阻害する工作物等への規制検討[市、地域住民、事業者]																									
	公共施設の景観配慮[施設管理者、県、市]																									
	電線・電柱類の地中化・集合化[施設管理者、市]																									
	違反屋外広告物の是正指導[県、市]																									
	富士市屋外広告物条例(景観形成型広告整備地区の整備基準)に基づく規制誘導[市]																									
	景観に対する市民の意識向上[市、地域住民、事業者]																									

	住居系	商業系	工業系	農地・緑地	自然															
(3)-2 東駿河湾環状道路	場所 三島市 関連計画 三島市景観計画 三島市屋外広告物条例(特別規制地域)																			
	東駿河湾環状道路は、箱根、伊豆方面と東名沼津 IC、新東名長泉沼津 IC を結ぶ高規格幹線道路であり、多くの観光客に利用されている道路です。 富士山眺望に限らず、市街地や箱根山への景観を阻害しないよう、沿道景観の誘導を進めていきます。																			
	富士山パノラマ西側地域 富士山パノラマ東側地域 富士山南西地域 沼津・三島地域 箱根山麓地域 西浦・戸田地域																			
＜主な取組のスケジュール＞																				
<table border="1"><thead><tr><th>短期(～平成 25 年度)</th><th>中期(～平成 30 年度)</th><th>長期(平成 31 年度～)</th></tr></thead><tbody><tr><td></td><td>三島市景観計画に基づく規制誘導[市]</td><td></td></tr><tr><td></td><td>工作物(鉄塔等)の色彩検討[市、事業者]</td><td>工作物(鉄塔等)の修景[市、事業者]</td></tr><tr><td>屋外広告物誘導整備地区導入の検討[市、地域住民、事業者]</td><td>三島市屋外広告物条例(屋外広告物誘導整備地区)に基づく規制誘導[市]</td><td></td></tr><tr><td></td><td>屋外広告業者に対する指導[県、市]</td><td></td></tr></tbody></table>						短期(～平成 25 年度)	中期(～平成 30 年度)	長期(平成 31 年度～)		三島市景観計画に基づく規制誘導[市]			工作物(鉄塔等)の色彩検討[市、事業者]	工作物(鉄塔等)の修景[市、事業者]	屋外広告物誘導整備地区導入の検討[市、地域住民、事業者]	三島市屋外広告物条例(屋外広告物誘導整備地区)に基づく規制誘導[市]			屋外広告業者に対する指導[県、市]	
短期(～平成 25 年度)	中期(～平成 30 年度)	長期(平成 31 年度～)																		
	三島市景観計画に基づく規制誘導[市]																			
	工作物(鉄塔等)の色彩検討[市、事業者]	工作物(鉄塔等)の修景[市、事業者]																		
屋外広告物誘導整備地区導入の検討[市、地域住民、事業者]	三島市屋外広告物条例(屋外広告物誘導整備地区)に基づく規制誘導[市]																			
	屋外広告業者に対する指導[県、市]																			

住居系

商業系

工業系

農地・緑地

自然

(3)-3 国道 138 号

場所 御殿場市
関連計画 御殿場市景観計画（平成 26 年度予定）
静岡県屋外広告物条例（特別規制地域）



新東名御殿場 IC 供用等に伴い、沿道の土地利用が今後大きく変わる当該地区では、沿道景観の在り方の検討が求められます。
市街地周辺の沿道にある屋外広告物を周囲と調和させる効果のあるクヤキ並木の整備等、沿道緑化に積極的に取り組んでいくとともに、乙女峠等からの富士山眺望に対する景観形成の取組も推進します。



富士山/パノラマ西側地域

富士山/パノラマ東側地域

富士山南西地域

沼津・三島地域

箱根山麓地域

西浦・戸田地域

＜主な取組のスケジュール＞

短期（～平成 25 年度）	中期（～平成 30 年度）	長期（平成 31 年度～）
眺望ポイントの検討 〔市、地域住民〕	御殿場市景観計画の策定 〔市、地域住民、事業者〕	御殿場市景観計画に基づく規制誘導 〔市〕
規制誘導案の検討 〔市、地域住民、事業者〕	眺望ポイントの整備 〔市〕	新たな眺望ポイントの検討 〔市、地域住民〕
	御殿場市屋外広告物条例の制定 〔市、地域住民、事業者〕	周辺地域の規制誘導案の検討 〔市、地域住民、事業者〕
一部区間が自動車専用道変更(H32)		
屋外広告業者に対する指導〔県、市〕		

住居系

商業系

工業系

農地・緑地

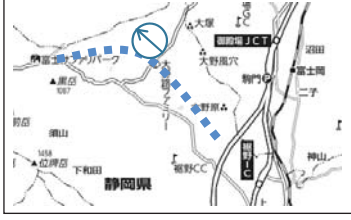
自然

(3)-4 富士山パノラマロード

場所 裾野市
関連計画 裾野市景観計画（景観重要公共施設）（H25. 4 予定）
静岡県屋外広告物条例（特別規制地域）



富士山の全景を眺めることのできるパノラマロードは、雄大な富士山の景観や豊かな自然景観を眺めることのできる観光道路です。近年は、市民団体による沿道への菜の花等の植栽が行われ、花緑豊かな美しい道路が形成されており、市民の愛着も高まってきています。また、「あしたか山麓裾野そば」の特産化を図るべく、付近の耕作放棄地を活用したそばの栽培を JA なんすんと市が協力して始めました。現在、眺望景観を著しく阻害するものが少ないことから、今後は、花や緑での演出や阻害物件が出ないように規制誘導等を行っていきます。



富士山/パノラマ西側地域

富士山/パノラマ東側地域

富士山南西地域

沼津・三島地域

箱根山麓地域

西浦・戸田地域

＜主な取組のスケジュール＞

短期（～平成 25 年度）	中期（～平成 30 年度）	長期（平成 31 年度～）
裾野市景観計画の策定 〔市、地域住民、事業者〕	裾野市景観計画に基づく規制誘導〔市〕	
市民協働による沿道美化活動の推進〔市、地域住民、事業者〕	沿道の樹木の整備 〔施設管理者、市、地域住民〕	眺望を阻害する電線電柱の改善 〔施設管理者、市〕
	公共施設の景観配慮〔施設管理者、県、市〕	
裾野市屋外広告物条例の検討 〔市、地域住民、事業者〕	裾野市屋外広告物条例に基づく規制誘導 〔市〕	
屋外広告業者に対する指導〔県、市〕		

(4)海岸

①特性

- ・富士山が海越しに見える、良好な眺望が得られる海岸線
- ・海岸沿いの斜面に道路が通り、富士山への眺望が楽しめる視点場が整備

②課題

- ・沿道周辺の屋外広告物や建築物の色彩の規制・誘導
- ・誰もがわかりやすい公共サインの整備が必要

③施策

						住居系	商業系	工業系	農地・緑地	自然	
(4)-1 御浜岬～内浦湾						場所	沼津市				
						関連計画	沼津市景観計画、静岡県屋外広告物条例（特別規制地域） 自然公園法（特別地域）				
						御浜岬から内浦湾では海沿いの斜面に道路が通り、出逢い岬、煌めきの丘、健康の森等、富士山を眺める視点場が整備されています。					
						視点場を結ぶ道路沿いの環境に配慮しつつ、ビューポイント創出の検討や公共サインの整備を進めます。また、入江と岬が交錯し、漁港や集落が立地する、変化に富んだ景観を有する静浦以南の海岸線では、恵まれた景観資源を活かした修景に努めます。さらに、旅館や民宿、観光施設が集まる三津浜、大瀬、戸田では、建築物や屋外広告物等が周辺の自然景観と調和した快適で魅力ある観光地景観となるよう努めます。					
						富士山/パノラマ西側地域					
						富士山/パノラマ東側地域					
						富士山南西地域					
						沼津・三島地域					
						箱根山麓地域					
						西浦・戸田地域					

短期（～平成 25 年度）		中期（～平成 30 年度）	長期（平成 31 年度～）
沼津市屋外広告物条例の制定 〔市、地域住民、事業者〕		沼津市屋外広告物条例の周知、適正運用 〔市〕	
屋外広告業者に対する指導〔県、市〕			
眺望拠点の維持管理〔施設、樹木等〕〔施設管理者、市、地域住民、事業者〕			
周辺集落の建築物の規制誘導〔市、地域住民〕			
公共施設の景観配慮〔県、市〕			

おわりに

実現に向けた仕組みづくり

富士山周辺地域の景観形成の目標「富士山を活かしたシーニックエリアの形成」を実現するために最も重要なことは、実行への仕組みづくりです。このため、

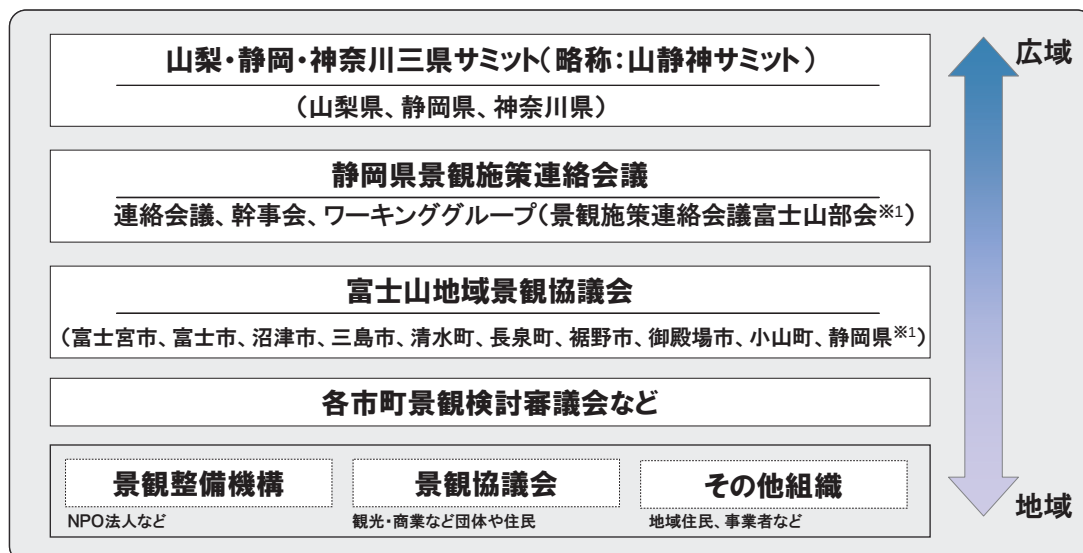
- ①組織・体制づくり
- ②スケジュール管理
- ③計画のフォローアップ

により、着実に進めていくことが求められます。

行動計画では、地域全体で取り組む共通施策と重点施策を行う個別箇所が示されており、個別箇所では単独市町の取組と複数市町における取組があります。また、取組の進捗状況により協議や調整が必要な機関が異なるため、それぞれの状況に応じ、実現のための体制を構築する必要があります。

(1)組織・体制づくり

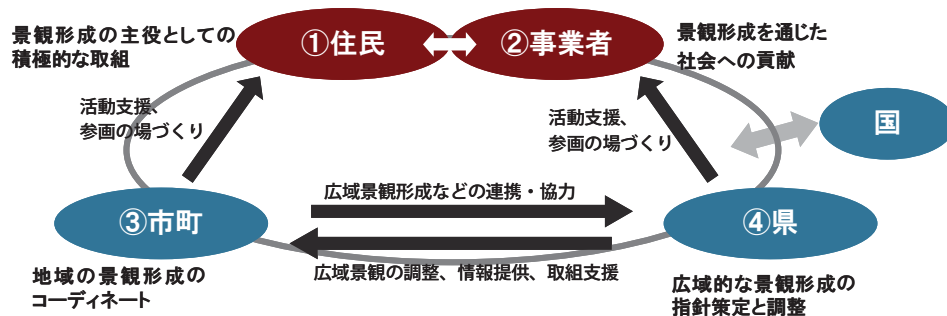
富士山周辺の景観形成において、ぐるり・富士山風景街道などの取組では富士山を中心とした広範囲が対象となるため、県単位の枠を越えた隣県との連携のもと、取組を推進する必要があります。また、新東名高速道路などの県内における広域的な取組では、道路や河川等のインフラ整備、環境保全や農地保全、観光振興など様々な施策との連携が不可欠であるため、関係部局からなる連絡会議において積極的な情報共有や連絡調整に努めます。さらに行動計画の取組を、地域全体に普及するように、富士山地域景観協議会において地域相互の連携や情報共有に努めます。箇所ごとの取組では、それぞれの特性に応じて地域振興につながることを目標として、地域ごとの組織の構築が必要となります。



※1:企画広報部(東部地域政策局)、くらし・環境部(環境政策課、自然保護課、環境ふれあい課)、文化・観光部(世界遺産推進課、観光政策課)、経済産業部(地域産業課、商業まちづくり室、東部農林事務所、富士農林事務所)、交通基盤部(政策監付、道路企画課、都市計画課、農地計画課、森林計画課、沼津土木事務所、富士土木事務所)

(2)各主体の役割

良好な景観の形成は、住居環境の向上、地域産業の活性化、歴史・文化の保存と創出などとの関連性が強いこと、地域の特性に応じたきめ細やかな規則・誘導や公共空間整備が必要であることから、各地域における総合的な景観形成は、基礎的な自治体である市町が中心的役割を担って進めます。また、市町をまたぐ広域的な景観、多くの住民に係る景観の形成は、当該市町と県や国などとの連携のもとに推進していきます。



①住民の役割 ～景観形成の主役としての積極的な取組～

- ・ 景観に関する意識づくり、マナーの向上
- ・ 景観の将来像や方策の検討・提案・参加・決定等の多様な取組
- ・ 私的空間における良好な景観形成への配慮、身近な地域などにおける良好な景観形成の活動の推進

②事業者の役割 ～景観形成を通じた社会への貢献～

- ・ 県や市町、住民と連携した景観の将来像や方策の検討・提案・参加・決定等の多様な取組
- ・ 土地の利用や建築などの事業活動における良好な景観の形成
- ・ 大規模な行為についての情報提供・説明

③市町の役割 ～地域の景観形成のコーディネート～

- ・ 市町域内における良好な景観形成のコーディネート、県や国が実施する景観施策との連携・協力
- ・ 景観に係る住民活動の支援、参画の場づくり、意識向上の啓発
- ・ 景観行政団体としての景観法に基づく施策の推進、景観計画等の策定
- ・ 公共事業における良好な景観の形成
- ・ 地域住民等による各種活動と市町の方策との連携

④県の役割 ～広域的な景観形成の指針策定と調整～

- ・ 県外地域や上位機関との景観形成に向けた施策連携や調整
- ・ 複数の市町にまたがる広域的な景観の形成指針の作成、関係市町間の調整
- ・ 景観に関する情報の収集と提供
- ・ 広域的な景観に係る住民活動の支援、参画の場づくり、意識向上の啓発
- ・ 市町の景観に係る取組や景観行政団体への移行に対する支援
- ・ 公共事業における良好な景観の形成、先導的な景観施策の実施

(3)スケジュール管理

富士山周辺地域の景観の形成と保全の取組は、世界文化遺産登録に向けたものだけでなく、日本の象徴である富士山にふさわしい麓の地域として、本県を代表する美しい地域となることを目指して重点施策を推進します。また、短・中期では地域内の市町の景観行政団体への移行や、各市町の景観計画に行動計画の施策を反映するよう進めていき、長期では富士山地域景観協議会を景観法に基づく景観協議会に位置付けて、富士山周辺地域における景観施策を推進します。

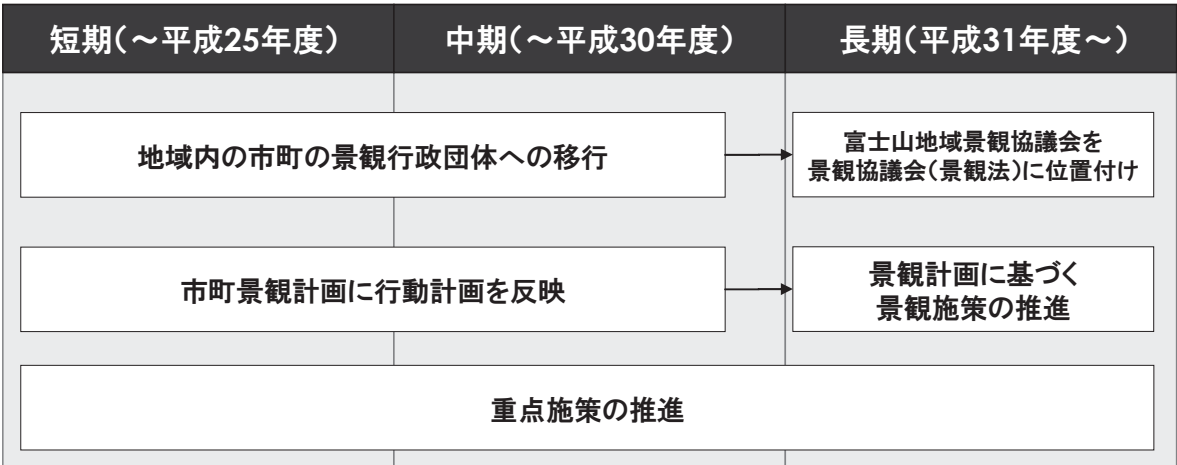


図 スケジュール

(4)計画のフォローアップ

行動計画の取組において各機関が連携を図り、実現に向け富士山地域景観協議会などによる定期的な進捗状況の確認や施策評価により見直しを行い、富士山周辺地域の景観づくりに向けた取組の改善を継続することにより、着実に推進していくことが必要です。

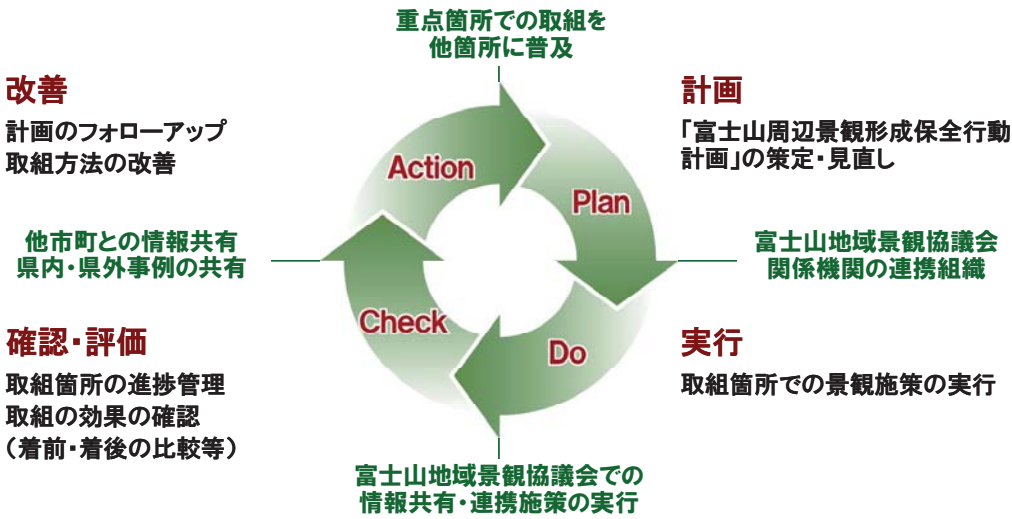
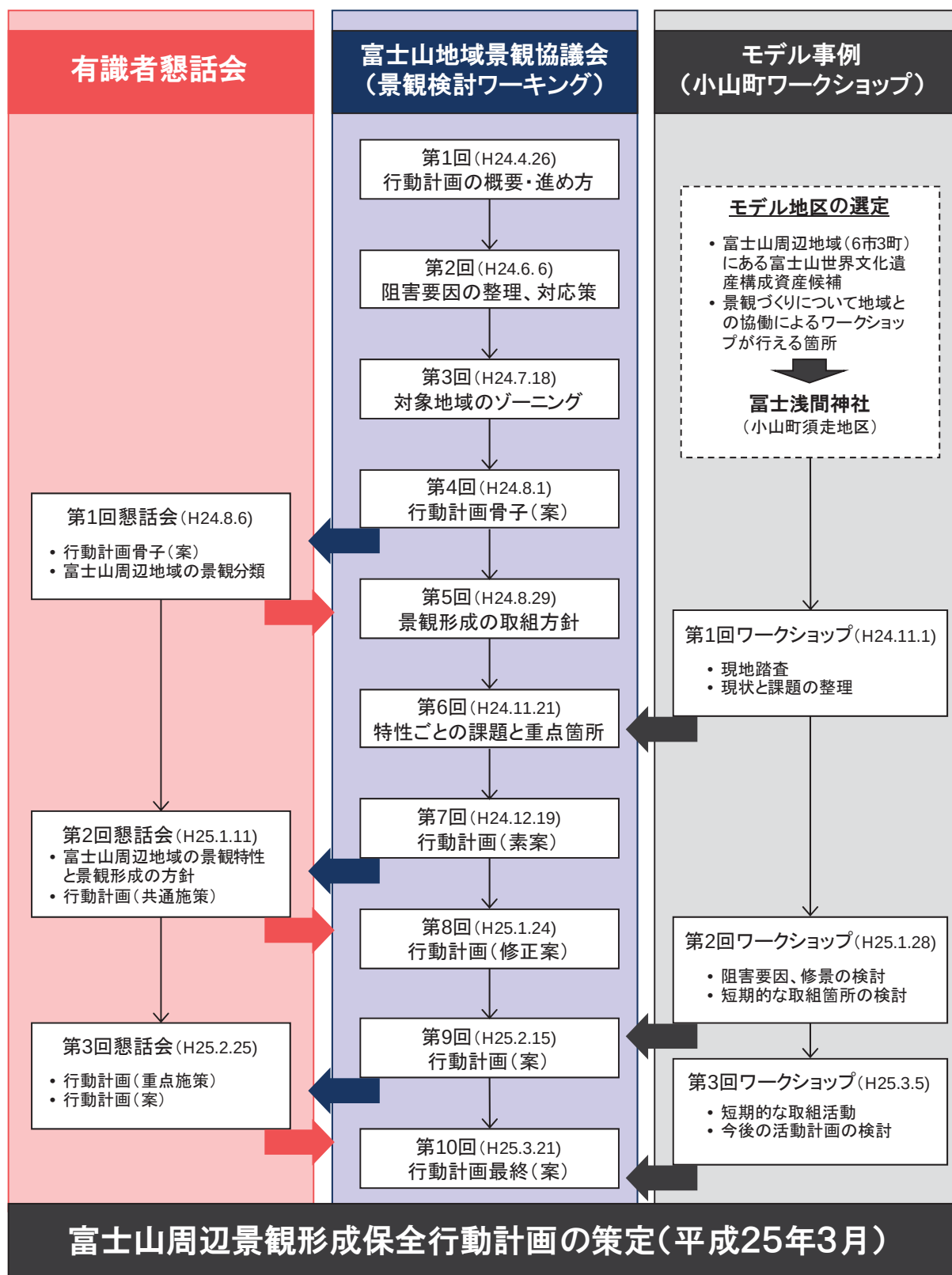


図 計画のフォローアップ(PDCAのサイクル)

「富士山周辺景観形成保全行動計画」策定の流れ



富士山周辺景観形成保全行動計画策定有識者懇話会

設置目的

富士山周辺地域は、富士山の世界文化遺産登録に向けた広域的な景観形成の推進が求められています。そこで、富士山周辺の統一的な景観形成と保全を図るため、富士山地域景観協議会が主体的に取り組を進めていく、「富士山周辺景観形成保全行動計画」の策定に向け、専門的見地からの助言や指導を受けることを目的に、有識者で構成する「富士山周辺景観形成保全行動計画策定有識者懇話会」を設置いたしました。

設置年月日

平成 24 年 8 月 6 日

委員名簿

(敬称略)

会 長	日本大学理工学部教授	天野 光一
委 員	色彩計画家・静岡文化芸術大学非常勤講師	加藤 幸枝
委 員	大阪市立大学都市研究プラザ特別研究員	清水 裕子
委 員	(一財)企業経営研究所常務理事	中山 勝
委 員	富士常葉大学非常勤講師・(有)ブレインチャイルド代表取締役	白井 昭義

本行動計画の検討にあたり、官民連携による景観づくりの先行事例として、小山町「富士浅間神社」を対象にワークショップを開催しました。ワークショップの結果は、本行動計画の重点箇所「富士浅間神社」や「道の駅すばしり」の取組に反映されたほか、モデル事例として官民連携による景観づくりのノウハウとして活用していきます。

モデル事例の紹介(小山町景観ワークショップ)

世界文化遺産登録を目指す「富士山」の構成資産候補の富士浅間神社周辺地域について、景観の維持向上を図るための具体的方策を検討し、景観改善の取組を推進するため、地元住民及び関係団体並びに行政関係者（県、小山町）で構成するワークショップを実施しました。

第1回WS会議(平成24年11月1日(木)、小山町役場須走支所)

現地踏査：2グループに分かれ、富士浅間神社周辺の現地踏査

問題点や課題についてグループごとに取りまとめ、結果を発表

<参加者からでた意見>

- ・ 神社駐車場のガードパイプを景観に配慮した色に塗り替える。
- ・ 信号機の柱が錆びていて、見た目が悪い。
- ・ 電線や街灯が富士山の眺望を阻害している。
- ・ 親水広場の清掃を行う必要がある。
- ・ 道の駅から神社に向う遊歩道が寂しく感じる。
- ・ 道の駅から神社や商店街に観光客を誘導するための工夫が必要である。
- ・ 神社の前の通りを登山道入口にふさわしい街並みにしたい。



現地踏査の様子



問題点や課題を整理



グループごとに発表

第2回WS会議(平成25年1月28日(月)、小山町役場須走支所)

取組検討：各グループから出た課題や問題点を次の3種類に分類

- ①自分たちですぐに改善できるもの
(清掃、駐車場ガードパイプのペンキ塗りなど)
- ②何らかの支援を得て、短期間に改善できそうなもの
(案内看板の設置、遊歩道の環境整備など)
- ③時間、費用を要するため、関係機関と協議・連携が必要なもの
(電柱の移設・地中化、歩道拡幅など)

富士浅間神社周辺の課題や問題点の中から「①自分たちですぐに改善できるもの」として「駐車場のガードパイプの修景」と「広場の池の清掃及び草刈」の2つの取組を実施することとし、取組の段取りを検討しました。

第3回WS会議(平成25年3月5日(火)、富士浅間神社・小山町須走支所)

取組活動：第2回WSの結果をもとに、駐車場のガードパイプの修景塗装と池の清掃など具体的な取組を行いました。

取組1 駐車場のガードパイプを修景



着手前の様子



看板を撤去し、柵を塗装



周囲に馴染んだ防護柵

取組2 広場の池の清掃及び草刈



着手前の様子



池の水を抜き、たまった土砂を撤去



底が見えるようになった池

- ・ 作業前には特に気にならなかった参加者もガードパイプの色がダークブラウンに塗り終わったときに、周辺と調和して目立たなくなったことを実感することができました。
- ・ きれいになると周りの様子が気になるようになり、沿道の植栽など次の取組についても意見がでてきました。

今後の予定

今年度に検討し取組を実施するものは、ワークショップで出された課題や問題点のごく一部に過ぎないため、来年度以降もワークショップを継続し、景観改善に向けた取組を検討し、景観改善の取組を実施する予定です。

有識者懇話会における意見・助言

このワークショップについて、有識者懇話会に報告したところ、委員から以下に示す意見や助言がありました。これらの意見等については、今後の行動計画の推進に生かしてまいります。

- ・ 相互の立場を理解し、良好な景観形成に向けて取り組むべき課題を十分に理解したファシリテーターの選定が不可欠
- ・ 地元住民や関係団体だけでなく学生などの参加を促し、多様な意見に耳を傾けることにより立場の違いを確認し、それぞれの利害を尊重した上で、折り合いの取れる点を探していく、というプロセスの共有が重要
- ・ 地域との連携した景観づくりでは、地元への愛着を高め、次世代のまちづくり後継者になるように学生などの参加を促していくことが重要

富士山地域景観協議会景観検討ワーキングメンバーのメッセージ(今後の抱負)

NPO 法人地域づくりサポートネット 伊藤 光造 アドバイザー

結論からいうと、大変に有意義な会議であったし、今後もできれば継続していくべきと思います。本計画をまとめた当協議会は、「富士山景観行動計画」の名が示すように、富士山の世界遺産登録に向けて、実行可能な景観方策をとりまとめることがねらいでした。

一方、当初、参加市町などにおいて、富士山景観向上に特段に取り組む意義が、それほど明確でない状況もあり、どのような内容で計画がまとまるのか、予想がつかない印象がありました。しかしワークショップや現地視察を重ねるなかで、議論も深まり、足なみも揃い、市町などの主体的な参画により、大変充実した内容となったと思います。

この計画を今後実施するなかで、中・長期におけ、景観施策を進化・充実させ、富士山景観をレベルアップさせることが望まれます。そのため、関係行政機関における情報交換や施策連携が極めて重要になると考えられます。またその基本として、周りに暮らす住民の方々において、富士山の景観の保全や向上について何をすべきか、常に働きかけ、意識の涵養・保持を行うことが大切で、それが地域の暮らしの活性化をもたらすこととなるはずです。

富士宮市

富士宮市は、富士山を抱えるまちであり、世界文化遺産にふさわしい景観整備は重要な課題です。これを進めるためには、富士宮市側だけではなく富士山を取り巻く市町全体で景観を形成していく必要があります。

このことから、この行動計画をきっかけに、今後はより一層関係市町との連携を図り景観整備等に努めていきます。

富士市

富士山を背景とする美しい景観を未来に継承するとともに、富士山周辺地域を一層魅力あるものにするため、市民・事業者・行政が一体となり、富士山の玄関口に相応しい景観形成と市民の意識醸成に取り組んでいきます。

沼津市

景観に対する核や地域ごとに、短・中・長期の行動計画をたてたので、それを目標に取り組んでいきたいと思います。

具体的には、沼津市屋外広告物条例の制定や景観の重点地区の指定を進めていく予定です。

三島市

三島市は、楽寿園や三嶋大社などに代表される市街地の豊かな緑、富士山の湧水、市内各所から望む雄大な富士山の眺望など、恵まれた景観資源を大切に守り、活かし、富士山周辺地域に相応しい景観整備に努めます。

清水町

清水町では、第2次清水町都市計画マスタープランにおける都市づくりのテーマを「水と緑とともに ここちよく 住み続けたいなるまち・清水町」と設定し、富士山景観を含めた景観への取組を進めて行くこととしています。その際は、この計画書を参考に、“住み続けたいなるまち”として、魅力的な景観・環境を有する市街地形成を目指します。

長泉町

今後は本行動計画を基に、県、富士山周辺地域の市町が、同一の目標に向かって景観形成・保全を進めていくわけですが、適宜情報交換を図るとともに、町としても景観形成に関する取組を進めていきたいと考えております。

裾野市

富士山の景観にはすばらしいものがあり、今までの人々の生活の歴史と重なって、現在の美しい景観ができています。この景観をより良いものとして将来に伝えていきます。

御殿場市

御殿場市は景観行政団体として、市の景観特性を活かした景観計画の策定や市の屋外広告物条例を制定すべく準備しております。

今後は、本行動計画を踏まえながら、本市の景観計画等に基づく良好な景観形成を推進し、富士山を活かした魅力あるまちづくりを進めていきたいと考えております。

小山町

富士山の多様で美しい景観は日本を代表するもので、この資産を育み継承していくために、私たちが取るべき行動は多くあります。規則の制定や罰則の適用など、強制力に頼る行動に偏ってしまうと、人々の共感を得ることはできないと考えます。この行動計画の理念が多くの人々によって醸成され、富士山と地域の魅力を更に高めるために起こす行動の礎となりますよう願っています。

静岡県 自然保護課

富士山周辺地域のうち、富士山体と山麓の一部は富士箱根伊豆国立公園に指定されており、優れた自然の風景地として保護が求められています。建築物、広告物等の規模、形態、色彩等はその周辺の風致景観と調和するとともに、富士山の眺望が損なわれないよう、自然公園法の規定に基づき、景観の保全に取り組んでいきます。

静岡県 東部農林事務所

富士山の景観形成に当たって、自然公園内の屋外広告物をはじめ、ライフラインである電柱や電線などについて、配置や規模、色彩等十分意見交換し風致景観に配慮することで眺望景観を保全していきたいと考えます。

静岡県 道路企画課

ぐるり・富士山風景街道をはじめとする、富士山周辺地域内の道路について、雄大な富士山の眺望や広大な山麓の風景等、良好な景観形成を図るため、沿道の景観や地域の景観資源を活かした道づくりを進めていきます。

静岡県 沼津土木事務所

雄大で美しい富士山の眺望は、日本を代表する風景であり、富士山周辺地域の大切な財産です。このすばらしい財産を後世に引き継げるよう、関係市町と力を合せて景観の保全、整備に努めていきます。

静岡県 富士土木事務所

静岡県を代表する富士山は、常に同じ姿ではなく、見るたびに新鮮さを感じます。その富士山を間近に仰ぎ見ると、景観は私たちの大切な財産だと痛感します。大事な静岡県代表の景観保全に向け、みんなで力を合わせていきましょう。

有識者懇話会委員からのメッセージ

日本大学理工学部 教授 天野 光一 会長

様々な場所から富士山を眺め、かつ周遊することによって富士山の姿のみならず、富士山に関わる文化を享受することが可能です。そのような世界に誇る富士山の景観を守り、育成していくためには、個々の市町の努力はもちろん重要であるが、関係する市町が連携し協力して当たることが重要となってきます。この保全行動計画はその端緒であると考えています。この計画に記された個別の整備をどのように行い、その上で、物語として富士山の景観を世界に発信していくかが問われるとあって過言ではありません。今後その役割は、富士山地域景観協議会等に委ねられることになるだろうが、広域的な観点を忘れず、世界に恥じない、地域住民にとっても、世界中からの来訪者にとっても、誇りうる富士山の景観となることを期待したい。

色彩計画家・静岡文化芸術大学非常勤講師 加藤 幸枝 委員

良好な景観の形成に努めること。これは大変に多くの視点や視座を必要とする困難な課題です。

本書に記載された取り組むべき計画には様々な段階があり、いずれも成果が表れるまでに長い時間を要しますが、時間をかけて丁寧に景観を育んで行くことは、その地域の特徴や個性ある景色に揺るぎの無い価値を与えることだと考えています。

時間の経過や季節の変化と向き合ってみると、様々な場面で人間は随分と無理をしている、と気付かされることが多くあります。周囲の景色を尊重し時には素直に従ってみることも必要です。地域の暮らしと景色を育ててくれた富士山とその裾野に広がるまちを、まずは良く見ることから始めて頂きたいと思います。

大阪市立大学都市研究プラザ 特別研究員 清水 裕子 委員

日本を象徴する富士山と周辺の景観は、私たち日本人の景観に対する意識を映し出す鏡のような存在といっても過言ではありません。鏡は磨かなければ曇り、ひび割れてしまうでしょう。それは、行政、企業、住民などの多様な主体が日々努力することで磨かれます。また、鏡は外面的な美しさばかりでなく、内面の美しさも映しだしてくれます。すなわち、そこにある自然、社会、文化、経済、産業などの環境すべてへの意識を映し出すといえるでしょう。そこでは分野を超えた横断的協働が必要とされるのです。この行動計画が、富士山の景観を持続可能なものとして未来へ伝えてゆくためのアクション、鏡を常に曇ることなく磨くための行動の指針となり、ともに協働できることを期待いたします。

(一財)企業経営研究所 常務理事 中山 勝 委員

富士山は、昔から「フジヤマ」として外国人に有名で、日本の観光地としても No. 1 です。また、ミシュランガイドにおいても、遠くから見て極めて美しい単独峰として三ツ星の評価をいただき、最近では年間 30 万人以上の方が富士登山をされています。この美しい富士山を守っていくために、行動計画が策定されました。しかし、計画を実行していくには、地域、市町、行政ほか様々な方々のご協力をいただき実行していかなければ、単なる計画で終わってしまいます。さらに言えば、単に実行するだけではなく、評価に加え課題を克服するための仕組みも必要になってきます。たとえ一組織としては小さな力であっても、ベクトルを合わせることでより強力なパワーを持ち得ます。是非とも行動計画を実のあるものにするために実行していきましょう。

富士常葉大学非常勤講師・(有)ブレインチャイルド代表取締役 白井 昭義 委員

古来より、人は富士山に対し畏敬の念をもって接して来ました。

この地にて生まれた私としても、人生の色々な場面にて富士山に接し、富士を仰ぐことにより前にすすんでこれたと思います。江戸時代以前の富士の風景を見ると雄大な自然と構築物がほとんどない純粋な富士の眺めに感動致します。

現在は、自然との融合等を考えて来なかった人的な構築物が邪魔をしています。富士山世界遺産登録に向けて活動している今、現状を見直し、多くの人に感動と勇気を与えるよう景観を整えましょう。

事務局 静岡県交通基盤部都市局都市計画課

〒420-8601 静岡県静岡市葵区追手町 9 - 6

Tel 054-221-3490 Fax 054-221-3640

e-mail toshikeikaku@pref.shizuoka.lg.jp

